

PCB 廃棄物対策に関する調査（都道府県市へのアンケート）結果

〈調査対象〉

都道府県、PCB 特措法第 19 条第 1 項に規定する政令市全 115 自治体)

〈調査の時期〉

平成 28 年 12 月

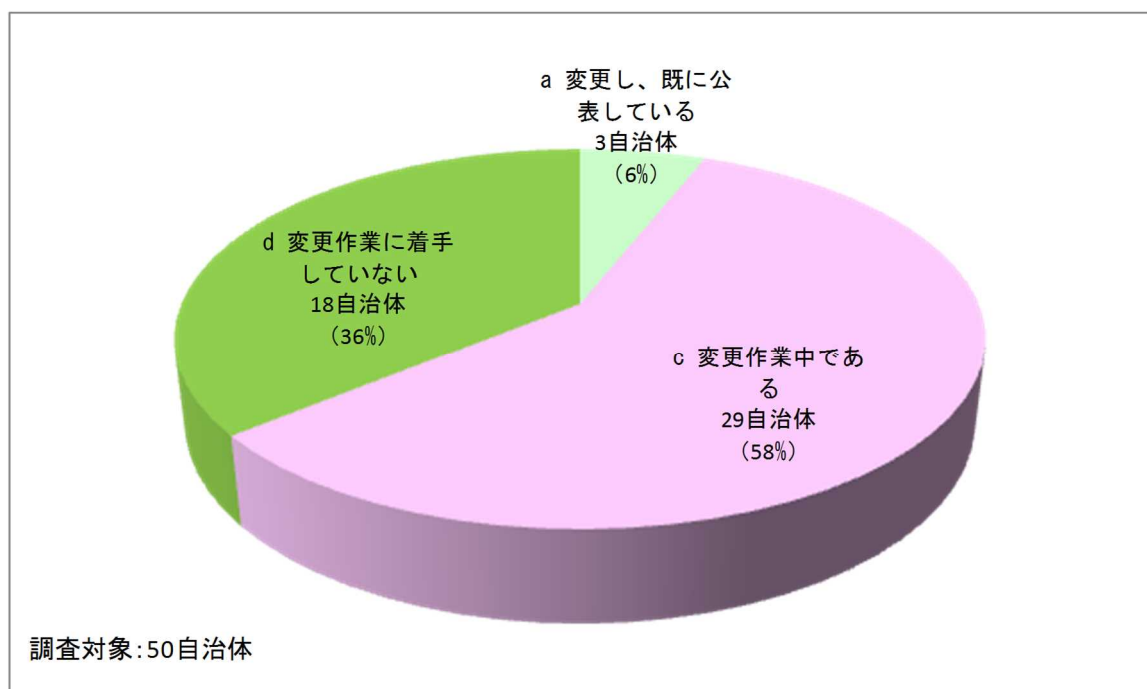
1. 都道府県市の処理計画、施設等について

(1) PCB 廃棄物処理計画の変更について

- ① 貴都道府県市において、平成 28 年 7 月に変更された PCB 廃棄物処理基本計画に即した、PCB 特措法第 7 条第 1 項に基づく PCB 廃棄物処理計画の変更状況について御回答ください。

調査対象 50 自治体

内 容	今回調査
a 変更し、既に公表している	3 自治体
b 変更しているが、変更後のものは公表していない	0 自治体
c 変更作業中である	29 自治体
d 変更作業に着手していない	18 自治体



② その変更年月（予定）について御回答ください。

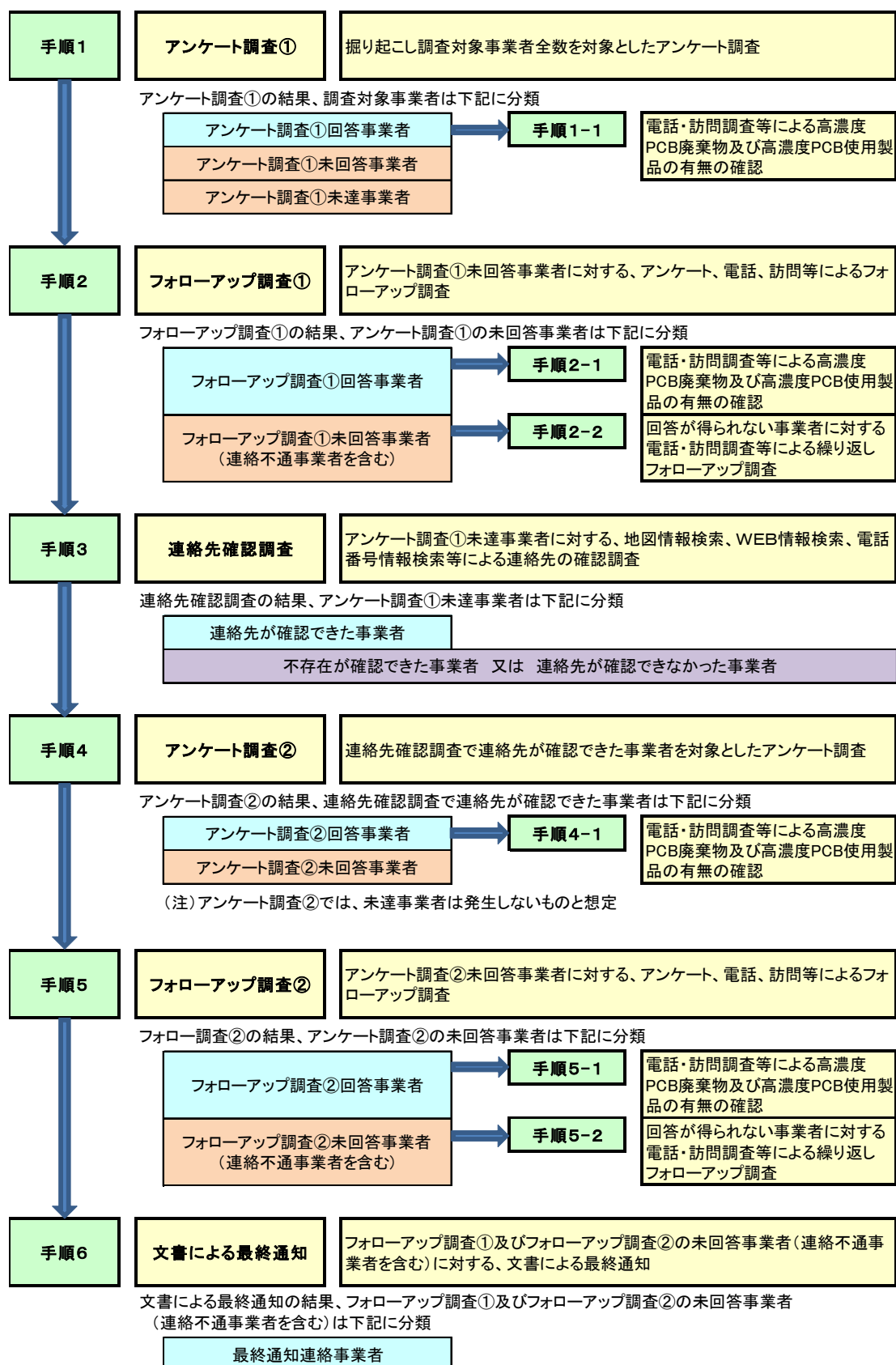
調査対象 50自治体

自治体名	変更作業後、 公表済	変更作業中	未着手	変更（予定）年月	未定
001 北海道		○		平成29年3月	
002 青森県		○			○
003 岩手県			○		○
004 宮城県			○		○
005 秋田県			○	平成29年4月	
006 山形県			○		○
007 福島県		○		平成29年7月	
008 茨城県		○		平成29年度	
009 栃木県		○			○
010 群馬県		○		平成29年3月	
011 埼玉県	○			平成28年11月	
012 千葉県		○		平成29年3月	
013 東京都			○		○
014 神奈川県		○		平成29年3月	
015 新潟県		○		平成29年3月	
016 富山県			○		○
017 石川県		○		平成29年3月	
018 福井県		○		平成29年度	
019 山梨県		○		平成29年3月	
020 長野県			○		○
021 岐阜県		○		平成29年3月	
022 静岡県			○		○
023 愛知県		○		平成29年12月	
024 三重県		○			○
025 滋賀県			○		○
026 京都府		○		平成29年3月	
027 大阪府		○			○
028 兵庫県			○		○
029 奈良県		○			○
030 和歌山県			○		○
031 鳥取県	○			平成28年10月	
032 島根県		○		平成29年3月	
033 岡山県			○		○
034 広島県		○			○
035 山口県		○		平成29年3月	
036 徳島県			○	平成29年6月	
037 香川県	○			平成28年12月	
038 愛媛県		○		平成29年2月	
039 高知県		○			○
040 福岡県		○			○
041 佐賀県		○			○
042 長崎県		○		平成29年3月	
043 熊本県			○		○
044 大分県			○		○
045 宮崎県		○		平成29年3月	
046 鹿児島県		○			○
047 沖縄県			○		○
066 大阪市			○		○
076 北九州市		○		平成29年3月	
090 豊田市			○		○
計	3	29	18		26

2. 掘り起こし調査対象事業所全体に対する掘り起こし調査実施の進捗率について

掘り起こし調査フロー

(今後策定する「掘り起こし完了に向けた作業マニュアル」で予定している、掘り起こし調査の基本フロー)



(1) 自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査の実施について

- ① 平成 26 年度及び平成 28 年度に環境省が配布した自家用電気工作物設置者リストに基づく、貴都道府県市の掘り起こし調査の進捗状況について、平成 28 年 12 月末日時点での上記ステップごとの実施状況について御回答ください。

「独自の掘り起こし調査」を既に終えている北九州市を調査対象から除外。

I. 調査対象事業者数

(イ) 貴自治体の調査対象事業者はどのリストに基づくものですか。

平成 25 年度環境省と連携してモデル調査を実施した自治体は平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リストを使用しているとしてください。

調査対象 114 自治体

内 容	今回調査
a 平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト	84 自治体
b 平成 28 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト	12 自治体
c 平成 26 年度提供データに平成 28 年度提供データの一部を追加したリスト	15 自治体
d その他	11 自治体

(その他の内容)

- 平成 28 年 12 月末日時点では、平成 26 年度提供のリストに基づき、アンケート調査を実施し、結果の取りまとめを行っているところであるが、今後の調査の中で平成 28 年度提供データの一部の追加を検討している。
- 現在、環境省から提供される調査対象事業者リスト整理後に H28 リストについても対応予定である。
- 平成 25 年度に環境省と連携してモデル調査を実施しているが、当該調査は経済センサスのリストを使用したため、自家用電気工作物設置者リストを使用していない。(また、県独自調査により掘り起こし調査を行っていたため、平成 28 年 12 月末日時点では、自家用電気工作物設置者リストを使用していない。)
- 平成 29 年度に調査開始予定であり、詳細は今後検討する。
- 平成 26 年度提供データの未回答者分に平成 28 年度提供データの新規分、平成 26 年度提供時に漏れたデータ分を調査を行っている。
- 関東東北産業保安監督部東北支部から自家用電気工作物設置者リストの提供を受け、その内容の一部も加えたもの。

自治体名	使用したリスト				自治体名	使用したリスト			
	平成26年度 提供	平成28年度 提供	26年度に28 年度を追加	その他		平成26年度 提供	平成28年度 提供	26年度に28 年度を追加	その他
001 北海道	○				062 静岡市		○		
002 青森県	○	○			063 浜松市	○			
003 岩手県			○		064 名古屋市	○			
004 宮城県	○				065 京都市		○		
005 秋田県			○		066 大阪市	○			
006 山形県		○			067 堺市	○			
007 福島県	○				068 東大阪市			○	
008 茨城県	○				069 神戸市	○			
009 栃木県			○		070 姫路市	○			
010 群馬県	○				071 尼崎市	○	○		
011 埼玉県	○				072 和歌山市	○			
012 千葉県	○				073 広島市	○			
013 東京都	○				074 呉市	○			
014 神奈川県	○				075 下関市	○			
015 新潟県	○				076 北九州市	対象外			
016 富山県	○				077 福岡市	○			
017 石川県		○			078 大牟田市	○			
018 福井県	○				079 長崎市	○			
019 山梨県	○				080 佐世保市	○			
020 長野県	○				081 熊本市				○
021 岐阜県	○				082 鹿児島市	○			
022 静岡県	○				083 岡山市	○			
023 愛知県	○				084 宇都宮市	○			
024 三重県	○				085 富山市	○			
025 滋賀県	○				086 秋田市	○			
026 京都府				○	087 郡山市	○			
027 大阪府	○				088 大分市	○			
028 兵庫県		○			089 松山市	○			
029 奈良県	○			○	090 豊田市	○			
030 和歌山県	○				091 福山市	○			
031 鳥取県	○			○	092 高知市	○			
032 島根県	○				093 宮崎市	○			
033 岡山県	○				094 いわき市		○		
034 広島県	○				095 長野市	○		○	○
035 山口県	○				096 豊橋市	○			
036 徳島県				○	097 高松市	○			
037 香川県	○				098 相模原市	○			
038 愛媛県	○				099 西宮市	○			
039 高知県	○				100 倉敷市	○			
040 福岡県			○		101 さいたま市	○			
041 佐賀県				○	102 奈良市		○		
042 長崎県	○				103 川越市		○		
043 熊本県			○		104 船橋市	○			
044 大分県			○		105 岡崎市	○			
045 宮崎県			○		106 高槻市	○			
046 鹿児島県			○		108 青森市	○			○
047 沖縄県	○				109 八王子市	○			
050 旭川市			○		110 盛岡市				○
051 札幌市				○	111 柏市		○		
052 函館市	○				112 久留米市	○			
054 仙台市	○				114 前橋市	○			
055 千葉市				○	115 大津市	○			
056 横浜市	○				116 高崎市	○			
057 川崎市	○				118 豊中市	○			
058 横須賀市	○				119 那覇市	○			
059 新潟市	○		○		120 枚方市			○	
060 金沢市		○			121 越谷市			○	
061 岐阜市			○						
計						84	12	15	11

(ロ) 掘り起こし調査マニュアルでは、自家用電気工作物設置者から法に基づく届出済みの事業者を除外するとともに、複数の事業所を管理している事業者を集約整理した事業者を調査対象事業者としておりますが、貴自治体ではどのような加工を実施されていますか。(複数回答可)

調査対象 114自治体

内 容	今回調査
a 自家用電気工作物設置者から PCB 特措法に基づく届出済みの事業者を除外	79自治体
b 自家用電気工作物設置者から電気関係報告規則に基づく届出済みの事業者を除外	13自治体
c 複数の事業所を管理している事業者を集約整理	49自治体
d その他	38自治体

(その他の内容)

- ・ 国、自治体の事業所を除外
- ・ 配達困難地域にある事業場を除外
- ・ 自家用電気工作物設置者から県有施設を除外
- ・ 県の機関については別途調査済みであるため除外
- ・ 該当の建物がない事業者を除外
- ・ PCB 特措法及び電気関係報告規則に基づく届出済事業者は除外していない(使用中安定器などは把握できていないおおれがあるため)。
- ・ 既に存在しないことを把握している事業者等を除外。
- ・ 特に加工はしていない。
- ・ 新たな PCB 廃棄物の保管を把握したいため、届出済みの事業者についても調査。
- ・ 自家用電気工作物設置者の内、設置時期が最近であり PCB 使用の可能性がない事業場をできる範囲で除外。
- ・ 大手スーパー、レストラン、ドラッグストア等については主要店舗が各店舗の調査を行ったため除外。
- ・ 事業場名(ケータイ基地局当)、HP 情報、建築物データとの照合等により明らかに送付対象外(更地、新しく建て替わっている等)のものを除外。
- ・ 平成25年度に当市独自で行った掘り起こしにおいて、PCB 含有の疑いがある機器を保有していると回答があった事業所を除外。
- ・ 調査時に存在しないもの、県・市管理施設、1985 年版ゼンリン地図に記載がないもの、登記簿上で 1985 年以降に建てられたものを除外。
- ・ 複数管理している事業者から問い合わせがあった場合のみ、複数事業者用の回答様式を送付。

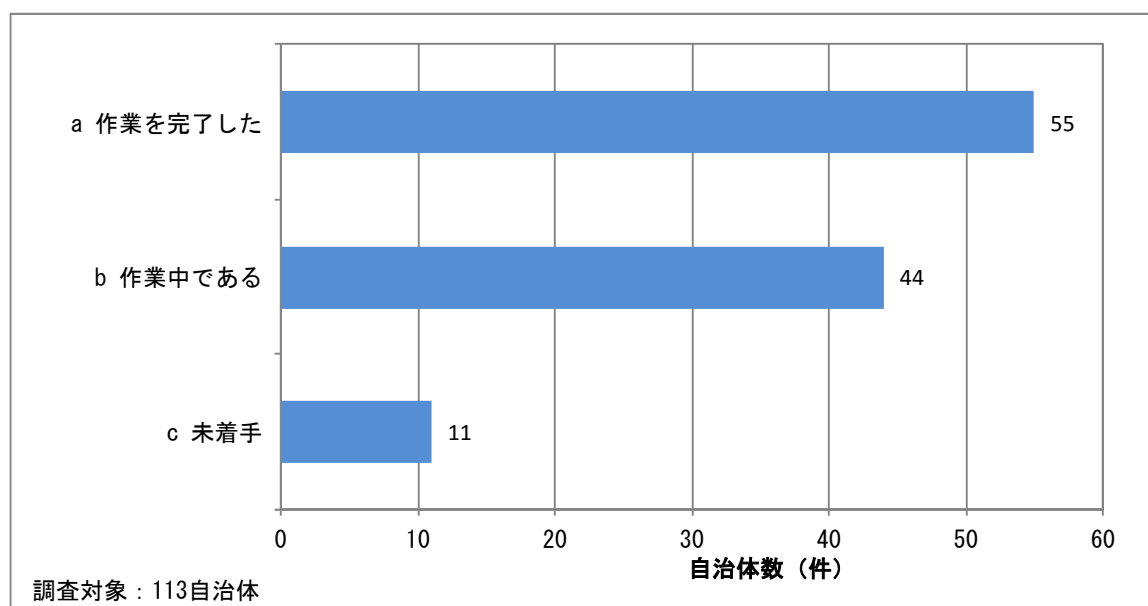
自治体名	リストに対する加工				自治体名	リストに対する加工			
	PCB特措法に基づく届出済事業者を除外	電気関係報告規則に基づく届出済事業者を除外	複数事業所管理している事業者を集約	その他		PCB特措法に基づく届出済事業者を除外	電気関係報告規則に基づく届出済事業者を除外	複数事業所管理している事業者を集約	その他
001 北海道					062 静岡市	○	○	○	
002 青森県	○	○	○		063 浜松市	○		○	
003 岩手県	○			○	064 名古屋市				○
004 宮城県	○				065 京都市			○	
005 秋田県	○		○		066 大阪市				○
006 山形県	○				067 堺市	○		○	○
007 福島県	○			○	068 東大阪市	○			
008 茨城県	○	○	○		069 神戸市	○			
009 栃木県					070 姫路市	○			
010 群馬県				○	071 尼崎市				○
011 埼玉県	○		○		072 和歌山市	○			
012 千葉県	○	○	○	○	073 広島市	○			
013 東京都	○	○	○		074 呉市	○			
014 神奈川県			○	○	075 下関市	○			
015 新潟県			○		076 北九州市	対象外			
016 富山県	○			○	077 福岡市	○		○	
017 石川県				○	078 大牟田市	○		○	
018 福井県				○	079 長崎市	○		○	○
019 山梨県	○		○		080 佐世保市	○		○	
020 長野県	○				081 熊本市	○			
021 岐阜県	○		○		082 鹿児島市				○
022 静岡県	○				083 岡山市	○			
023 愛知県					084 宇都宮市	○			
024 三重県				○	085 富山市	○		○	
025 滋賀県	○		○		086 秋田市	○			
026 京都府	○	○	○		087 郡山市	○		○	
027 大阪府	○		○		088 大分市	○			○
028 兵庫県	○		○		089 松山市	○		○	
029 奈良県			○		090 豊田市	○			
030 和歌山県				○	091 福山市				○
031 鳥取県	○				092 高知市	○			
032 島根県	○				093 宮崎市				○
033 岡山県				○	094 いわき市	○		○	
034 広島県			○	○	095 長野市				○
035 山口県				○	096 豊橋市	○		○	○
036 徳島県	○				097 高松市	○			
037 香川県			○		098 相模原市	○			
038 愛媛県	○				099 西宮市			○	
039 高知県	○	○	○		100 倉敷市				○
040 福岡県	○	○			101 さいたま市	○		○	
041 佐賀県				○	102 奈良市	○			
042 長崎県	○	○			103 川崎市	○			
043 熊本県	○	○			104 船橋市	○		○	
044 大分県	○		○	○	105 岡崎市	○		○	○
045 宮崎県	○	○	○		106 高槻市	○		○	○
046 鹿児島県				○	108 青森市	○		○	
047 沖縄県	○				109 八王子市				○
050 旭川市	○				110 盛岡市				
051 札幌市	○		○		111 柏市	○	○	○	
052 函館市	○		○		112 久留米市	○			
054 仙台市	○				114 前橋市	○			
055 千葉市				○	115 大津市	○		○	
056 横浜市				○	116 高崎市	○			
057 川崎市	○				118 豊中市	○			
058 横須賀市	○				119 那覇市	○	○	○	
059 新潟市			○		120 枚方市			○	
060 金沢市			○		121 越谷市	○		○	
061 岐阜市			○						
計						79	13	49	33

Ⅱ. 手順１ アンケート調査①の作業状況

調査対象 113自治体

内 容	今回調査
a 全ての調査対象事業者について作業を完了した	55自治体
b 作業中である（未回収）	44自治体
c 未着手	14自治体

調査が完了している北九州市及び調査手順が基本フローと異なる徳島県を調査対象から除外。



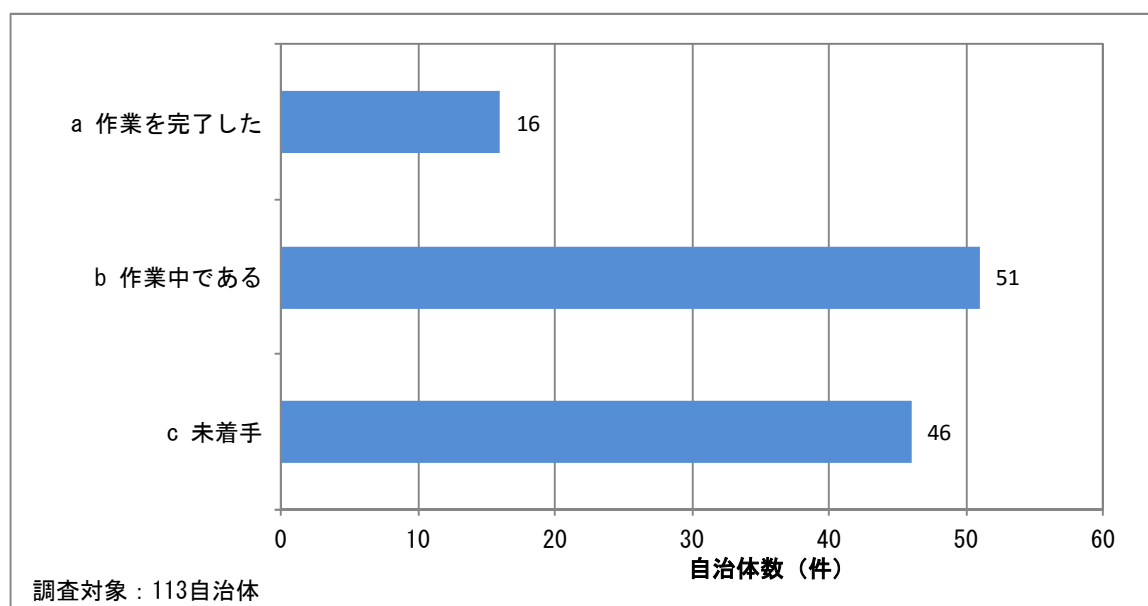
自治体名	手順1 アンケート調査①の作業状況			自治体名	手順1 アンケート調査①の作業状況		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道	○			062 静岡市			○
002 青森県		○		063 浜松市	○		
003 岩手県		○		064 名古屋市	○		
004 宮城県	○			065 京都市		○	
005 秋田県		○		066 大阪市	○		
006 山形県			○	067 堺市		○	
007 福島県	○			068 東大阪市			○
008 茨城県		○		069 神戸市	○		
009 栃木県		○		070 姫路市		○	
010 群馬県	○			071 尼崎市		○	
011 埼玉県	○			072 和歌山市		○	
012 千葉県		○		073 広島市	○		
013 東京都	○			074 呉市	○		
014 神奈川県		○		075 下関市	○		
015 新潟県		○		076 北九州市	調査完了		
016 富山県	○			077 福岡市	○		
017 石川県			○	078 大牟田市	○		
018 福井県	○			079 長崎市	○		
019 山梨県		○		080 佐世保市	○		
020 長野県		○		081 熊本市	○		
021 岐阜県		○		082 鹿児島市	○		
022 静岡県		○		083 岡山市	○		
023 愛知県	○			084 宇都宮市		○	
024 三重県	○			085 富山市	○		
025 滋賀県	○			086 秋田市		○	
026 京都府	○			087 郡山市	○		
027 大阪府		○		088 大分市		○	
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県	○			090 豊田市		○	
030 和歌山県		○		091 福山市	○		
031 鳥取県	○			092 高知市	○		
032 島根県		○		093 宮崎市		○	
033 岡山県	○			094 いわき市			○
034 広島県	○			095 長野市		○	
035 山口県	○			096 豊橋市	○		
036 徳島県	異なる作業手順で実施中			097 高松市		○	
037 香川県	○			098 相模原市	○		
038 愛媛県	○			099 西宮市	○		
039 高知県	○			100 倉敷市	○		
040 福岡県		○		101 さいたま市		○	
041 佐賀県			○	102 奈良市			○
042 長崎県	○			103 川崎市			○
043 熊本県		○		104 船橋市		○	
044 大分県		○		105 岡崎市	○		
045 宮崎県	○			106 高槻市	○		
046 鹿児島県		○		108 青森市		○	
047 沖縄県	○			109 八王子市	○		
050 旭川市		○		110 盛岡市			○
051 札幌市		○		111 柏市			○
052 函館市	○			112 久留米市	○		
054 仙台市		○		114 前橋市		○	
055 千葉市			○	115 大津市	○		
056 横浜市		○		116 高崎市	○		
057 川崎市	○			118 豊中市		○	
058 横須賀市		○		119 那覇市		○	
059 新潟市	○			120 枚方市		○	
060 金沢市			○	121 越谷市			○
061 岐阜市		○					
				計	55	44	14

Ⅲ. 手順2 フォローアップ調査①の作業状況

調査対象 113自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未回答事業者について作業を完了した	16自治体
b 作業中である（未回収）	51自治体
c 未着手	46自治体

調査が完了している北九州市及び調査手順が基本フローと異なる徳島県を調査対象から除外。



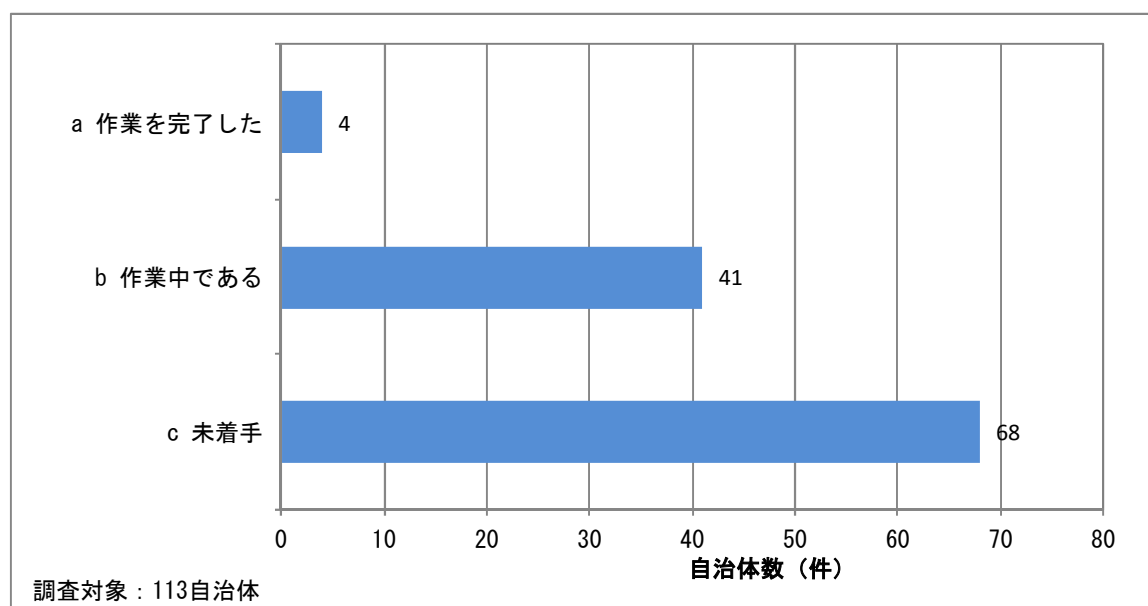
自治体名	手順2 フォローアップ調査①			自治体名	手順2 フォローアップ調査①		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	062 静岡市			○
002 青森県			○	063 浜松市			○
003 岩手県			○	064 名古屋市		○	
004 宮城県		○		065 京都市			○
005 秋田県		○		066 大阪市		○	
006 山形県			○	067 堺市			○
007 福島県		○		068 東大阪市			○
008 茨城県			○	069 神戸市	○		
009 栃木県		○		070 姫路市		○	
010 群馬県			○	071 尼崎市		○	
011 埼玉県		○		072 和歌山市		○	
012 千葉県		○		073 広島市		○	
013 東京都		○		074 呉市		○	
014 神奈川県			○	075 下関市			○
015 新潟県		○		076 北九州市	調査完了		
016 富山県			○	077 福岡市		○	
017 石川県			○	078 大牟田市		○	
018 福井県		○		079 長崎市		○	
019 山梨県			○	080 佐世保市		○	
020 長野県		○		081 熊本市		○	
021 岐阜県			○	082 鹿児島市			○
022 静岡県			○	083 岡山市	○		
023 愛知県			○	084 宇都宮市		○	
024 三重県	○			085 富山市		○	
025 滋賀県		○		086 秋田市		○	
026 京都府	○			087 郡山市			○
027 大阪府			○	088 大分市	○		
028 兵庫県			○	089 松山市		○	
029 奈良県	○			090 豊田市	○		
030 和歌山県		○		091 福山市	○		
031 鳥取県	○			092 高知市			○
032 島根県		○		093 宮崎市			○
033 岡山県	○			094 いわき市			○
034 広島県	○			095 長野市		○	
035 山口県		○		096 豊橋市		○	
036 徳島県	異なる作業手順で実施中			097 高松市			○
037 香川県	○			098 相模原市		○	
038 愛媛県		○		099 西宮市		○	
039 高知県		○		100 倉敷市	○		
040 福岡県		○		101 さいたま市			○
041 佐賀県			○	102 奈良市			○
042 長崎県			○	103 川崎市			○
043 熊本県		○		104 船橋市			○
044 大分県		○		105 岡崎市		○	
045 宮崎県		○		106 高槻市		○	
046 鹿児島県		○		108 青森市			○
047 沖縄県	○			109 八王子市			○
050 旭川市			○	110 盛岡市			○
051 札幌市		○		111 柏市			○
052 函館市			○	112 久留米市		○	
054 仙台市			○	114 前橋市			○
055 千葉市			○	115 大津市		○	
056 横浜市		○		116 高崎市	○		
057 川崎市	○			118 豊中市			○
058 横須賀市			○	119 那覇市		○	
059 新潟市		○		120 枚方市		○	
060 金沢市			○	121 越谷市			○
061 岐阜市		○					
				計	16	51	46

Ⅳ. 手順 3 連絡先確認調査の作業状況

調査対象 113自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未達事業者について作業を完了した	4自治体
b 作業中である	41自治体
c 未着手	68自治体

調査が完了している北九州市及び調査手順が基本フローと異なる徳島県を調査対象から除外。



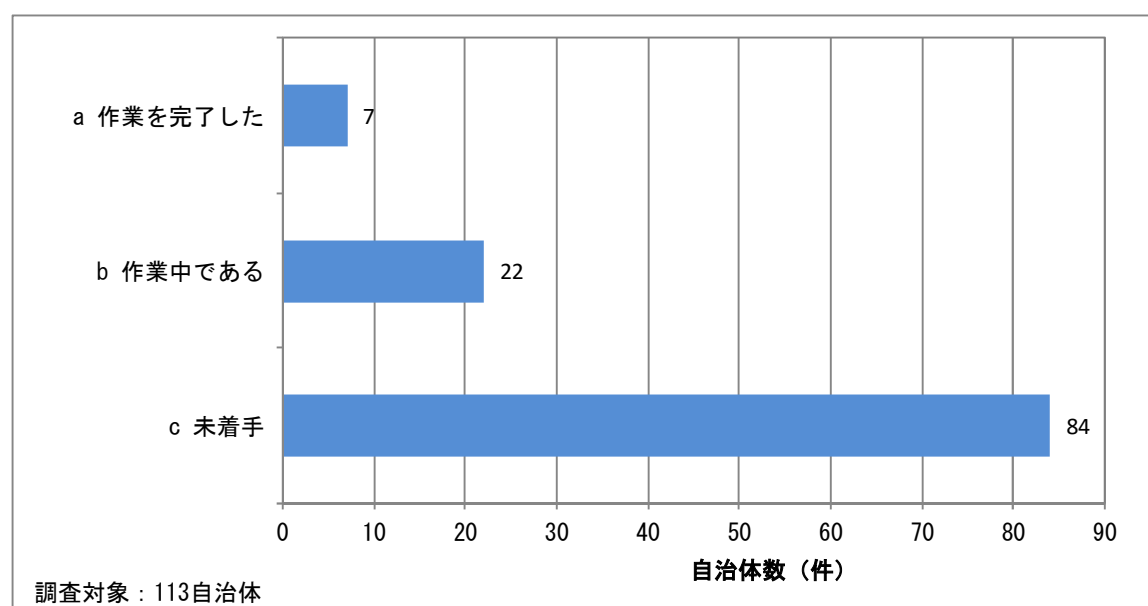
自治体名	手順3 連絡先確認調査			自治体名	手順3 連絡先確認調査		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	062 静岡市			○
002 青森県			○	063 浜松市			○
003 岩手県			○	064 名古屋市			○
004 宮城県		○		065 京都市			○
005 秋田県		○		066 大阪市		○	
006 山形県			○	067 堺市			○
007 福島県		○		068 東大阪市			○
008 茨城県			○	069 神戸市			○
009 栃木県		○		070 姫路市		○	
010 群馬県			○	071 尼崎市		○	
011 埼玉県		○		072 和歌山市			○
012 千葉県			○	073 広島市		○	
013 東京都		○		074 呉市			○
014 神奈川県			○	075 下関市			○
015 新潟県			○	076 北九州市	調査完了		
016 富山県			○	077 福岡市		○	
017 石川県			○	078 大牟田市		○	
018 福井県			○	079 長崎市			○
019 山梨県			○	080 佐世保市			○
020 長野県			○	081 熊本市		○	
021 岐阜県			○	082 鹿児島市			○
022 静岡県		○		083 岡山市			○
023 愛知県			○	084 宇都宮市		○	
024 三重県	○			085 富山市		○	
025 滋賀県			○	086 秋田市		○	
026 京都府			○	087 郡山市			○
027 大阪府			○	088 大分市		○	
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県			○	090 豊田市			○
030 和歌山県			○	091 福山市		○	
031 鳥取県			○	092 高知市			○
032 島根県		○		093 宮崎市			○
033 岡山県		○		094 いわき市			○
034 広島県		○		095 長野市			○
035 山口県		○		096 豊橋市		○	
036 徳島県	異なる作業手順で実施中			097 高松市			○
037 香川県	○			098 相模原市		○	
038 愛媛県			○	099 西宮市		○	
039 高知県		○		100 倉敷市		○	
040 福岡県		○		101 さいたま市			○
041 佐賀県			○	102 奈良市			○
042 長崎県			○	103 川越市			○
043 熊本県			○	104 船橋市			○
044 大分県		○		105 岡崎市			○
045 宮崎県		○		106 高槻市			○
046 鹿児島県		○		108 青森市			○
047 沖縄県			○	109 八王子市		○	
050 旭川市			○	110 盛岡市			○
051 札幌市		○		111 柏市			○
052 函館市			○	112 久留米市		○	
054 仙台市		○		114 前橋市	○		
055 千葉市			○	115 大津市			○
056 横浜市			○	116 高崎市		○	
057 川崎市			○	118 豊中市		○	
058 横須賀市			○	119 那覇市			○
059 新潟市		○		120 枚方市		○	
060 金沢市			○	121 越谷市			○
061 岐阜市		○					
				計	4	41	68

V. 手順4 アンケート調査②の作業状況

調査対象 113自治体

内 容	今回調査
a 連絡先確認調査で得られた全ての連絡先が確認できた事業者について作業を完了した	7自治体
b 作業中である（未回収）	22自治体
c 未着手	84自治体

調査が完了している北九州市及び調査手順が基本フローと異なる徳島県を調査対象から除外。



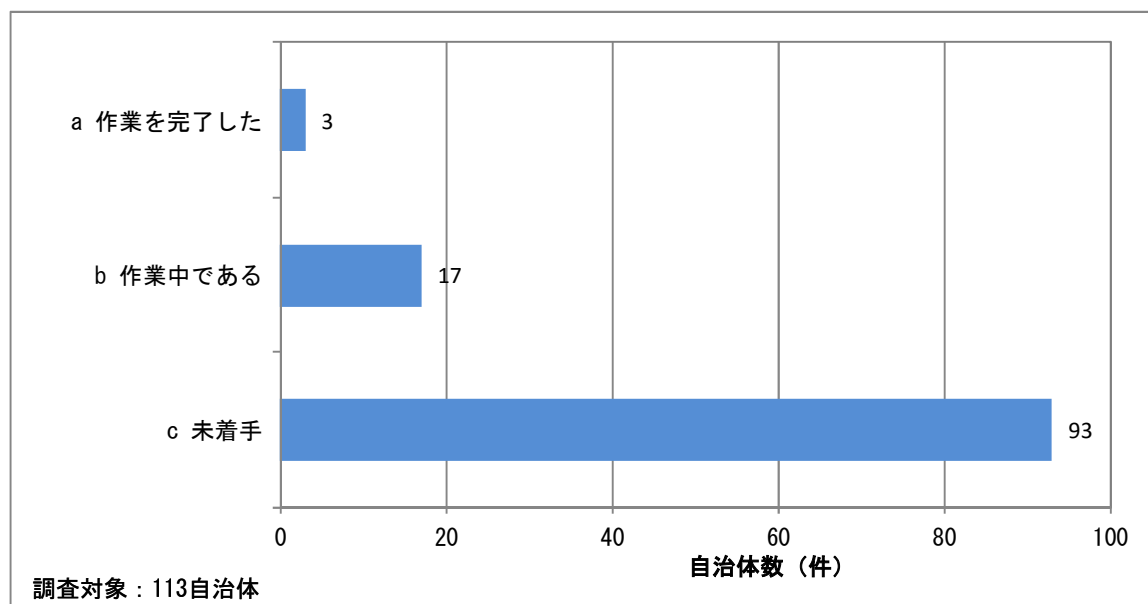
自治体名	手順4 アンケート調査②			自治体名	手順4 アンケート調査②		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	062 静岡市			○
002 青森県			○	063 浜松市			○
003 岩手県			○	064 名古屋市			○
004 宮城県		○		065 京都市			○
005 秋田県			○	066 大阪市			○
006 山形県			○	067 堺市			○
007 福島県			○	068 東大阪市			○
008 茨城県			○	069 神戸市			○
009 栃木県		○		070 姫路市			○
010 群馬県			○	071 尼崎市		○	
011 埼玉県		○		072 和歌山市			○
012 千葉県			○	073 広島市		○	
013 東京都		○		074 呉市			○
014 神奈川県			○	075 下関市			○
015 新潟県			○	076 北九州市	調査完了		
016 富山県			○	077 福岡市		○	
017 石川県			○	078 大牟田市		○	
018 福井県			○	079 長崎市			○
019 山梨県			○	080 佐世保市			○
020 長野県			○	081 熊本市		○	
021 岐阜県			○	082 鹿児島市			○
022 静岡県	○			083 岡山市			○
023 愛知県			○	084 宇都宮市			○
024 三重県	○			085 富山市			○
025 滋賀県			○	086 秋田市			○
026 京都府			○	087 郡山市			○
027 大阪府			○	088 大分市	○		
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県		○		090 豊田市			○
030 和歌山県			○	091 福山市		○	
031 鳥取県			○	092 高知市			○
032 島根県		○		093 宮崎市			○
033 岡山県		○		094 いわき市			○
034 広島県		○		095 長野市			○
035 山口県			○	096 豊橋市			○
036 徳島県	異なる作業手順で実施中			097 高松市			○
037 香川県	○			098 相模原市			○
038 愛媛県			○	099 西宮市		○	
039 高知県		○		100 倉敷市			○
040 福岡県			○	101 さいたま市			○
041 佐賀県			○	102 奈良市			○
042 長崎県			○	103 川崎市			○
043 熊本県			○	104 船橋市			○
044 大分県		○		105 岡崎市	○		
045 宮崎県			○	106 高槻市			○
046 鹿児島県			○	108 青森市			○
047 沖縄県			○	109 八王子市			○
050 旭川市			○	110 盛岡市			○
051 札幌市		○		111 柏市			○
052 函館市			○	112 久留米市		○	
054 仙台市			○	114 前橋市	○		
055 千葉市			○	115 大津市			○
056 横浜市			○	116 高崎市		○	
057 川崎市			○	118 豊中市		○	
058 横須賀市			○	119 那覇市			○
059 新潟市			○	120 枚方市			○
060 金沢市			○	121 越谷市			○
061 岐阜市		○					
				計	7	22	84

Ⅵ. 手順5 フォローアップ調査②の作業状況

調査対象 113自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査②の全ての未回答事業者について作業を完了した	3自治体
b 作業中である（未回収）	17自治体
c 未着手	93自治体

調査が完了している北九州市及び調査手順が基本フローと異なる徳島県を調査対象から除外。



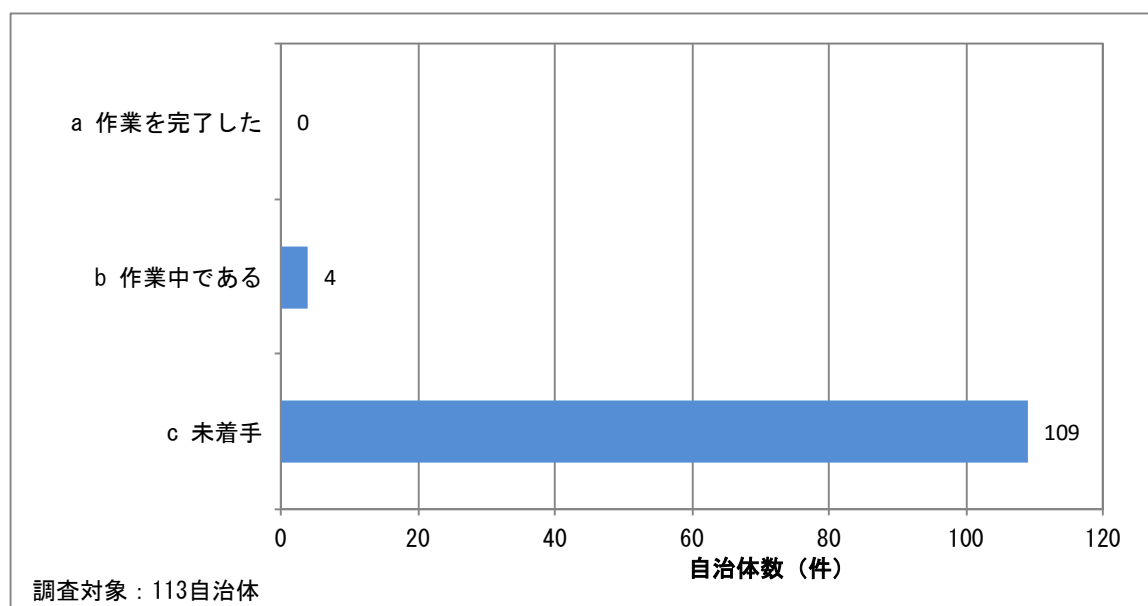
自治体名	手順5 フォローアップ調査②			自治体名	手順5 フォローアップ調査②		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	062 静岡市			○
002 青森県			○	063 浜松市			○
003 岩手県			○	064 名古屋市			○
004 宮城県		○		065 京都市			○
005 秋田県			○	066 大阪市			○
006 山形県			○	067 堺市			○
007 福島県			○	068 東大阪市			○
008 茨城県			○	069 神戸市			○
009 栃木県		○		070 姫路市			○
010 群馬県			○	071 尼崎市		○	
011 埼玉県		○		072 和歌山市			○
012 千葉県			○	073 広島市			○
013 東京都		○		074 呉市			○
014 神奈川県			○	075 下関市			○
015 新潟県			○	076 北九州市	調査完了		
016 富山県			○	077 福岡市			○
017 石川県			○	078 大牟田市			○
018 福井県			○	079 長崎市			○
019 山梨県			○	080 佐世保市			○
020 長野県			○	081 熊本市			○
021 岐阜県			○	082 鹿児島市			○
022 静岡県			○	083 岡山市			○
023 愛知県			○	084 宇都宮市			○
024 三重県	○			085 富山市			○
025 滋賀県			○	086 秋田市			○
026 京都府			○	087 郡山市			○
027 大阪府			○	088 大分市			○
028 兵庫県			○	089 松山市		○	
029 奈良県			○	090 豊田市			○
030 和歌山県			○	091 福山市		○	
031 鳥取県			○	092 高知市			○
032 島根県		○		093 宮崎市			○
033 岡山県			○	094 いわき市			○
034 広島県			○	095 長野市			○
035 山口県			○	096 豊橋市			○
036 徳島県	異なる作業手順で実施中			097 高松市			○
037 香川県		○		098 相模原市			○
038 愛媛県			○	099 西宮市		○	
039 高知県		○		100 倉敷市		○	
040 福岡県			○	101 さいたま市			○
041 佐賀県			○	102 奈良市			○
042 長崎県			○	103 川崎市			○
043 熊本県		○		104 船橋市			○
044 大分県		○		105 岡崎市	○		
045 宮崎県			○	106 高槻市			○
046 鹿児島県			○	108 青森市			○
047 沖縄県			○	109 八王子市			○
050 旭川市			○	110 盛岡市			○
051 札幌市		○		111 柏市			○
052 函館市			○	112 久留米市		○	
054 仙台市			○	114 前橋市	○		
055 千葉市			○	115 大津市			○
056 横浜市			○	116 高崎市			○
057 川崎市			○	118 豊中市			○
058 横須賀市			○	119 那覇市			○
059 新潟市			○	120 枚方市			○
060 金沢市			○	121 越谷市			○
061 岐阜市		○					
				計	3	17	93

VII. 手順6 文書による最終通知の作業状況

調査対象 113自治体

内 容	今回調査
a フォローアップ調査①の未回答事業者及びフォローアップ調査②の未回答事業者について作業を完了した	0自治体
b 作業中である	4自治体
c 未着手	109自治体

調査が完了している北九州市及び調査手順が基本フローと異なる徳島県を調査対象から除外。



自治体名	手順6 文書による最終通知			自治体名	手順6 文書による最終通知		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	062 静岡市			○
002 青森県			○	063 浜松市			○
003 岩手県			○	064 名古屋市			○
004 宮城県			○	065 京都市			○
005 秋田県			○	066 大阪市			○
006 山形県			○	067 堺市			○
007 福島県			○	068 東大阪市			○
008 茨城県			○	069 神戸市			○
009 栃木県			○	070 姫路市			○
010 群馬県			○	071 尼崎市			○
011 埼玉県		○		072 和歌山市			○
012 千葉県			○	073 広島市			○
013 東京都			○	074 呉市			○
014 神奈川県			○	075 下関市			○
015 新潟県			○	076 北九州市	調査完了		
016 富山県			○	077 福岡市			○
017 石川県			○	078 大牟田市			○
018 福井県			○	079 長崎市			○
019 山梨県			○	080 佐世保市			○
020 長野県			○	081 熊本市			○
021 岐阜県			○	082 鹿児島市			○
022 静岡県			○	083 岡山市			○
023 愛知県			○	084 宇都宮市			○
024 三重県			○	085 富山市			○
025 滋賀県			○	086 秋田市			○
026 京都府			○	087 郡山市			○
027 大阪府			○	088 大分市			○
028 兵庫県			○	089 松山市			○
029 奈良県			○	090 豊田市			○
030 和歌山県			○	091 福山市			○
031 鳥取県			○	092 高知市			○
032 島根県			○	093 宮崎市			○
033 岡山県			○	094 いわき市			○
034 広島県			○	095 長野市			○
035 山口県			○	096 豊橋市			○
036 徳島県	異なる作業手順で実施中			097 高松市			○
037 香川県			○	098 相模原市			○
038 愛媛県			○	099 西宮市			○
039 高知県			○	100 倉敷市			○
040 福岡県			○	101 さいたま市			○
041 佐賀県			○	102 奈良市			○
042 長崎県			○	103 川崎市			○
043 熊本県		○		104 船橋市			○
044 大分県			○	105 岡崎市			○
045 宮崎県			○	106 高槻市			○
046 鹿児島県			○	108 青森市			○
047 沖縄県			○	109 八王子市			○
050 旭川市			○	110 盛岡市			○
051 札幌市		○		111 柏市			○
052 函館市			○	112 久留米市			○
054 仙台市			○	114 前橋市			○
055 千葉市			○	115 大津市			○
056 横浜市			○	116 高崎市			○
057 川崎市			○	118 豊中市			○
058 横須賀市			○	119 那覇市			○
059 新潟市			○	120 枚方市			○
060 金沢市			○	121 越谷市			○
061 岐阜市		○					
				計	0	4	109

(2) 各都道府県市の掘り起こし調査内容、進捗率及び掘り起こし調査完了日について

上段：自家用電気工作物設置者を対象とした調査

中段：その他の事業者を対象とした調査

下段：合計

自治体名	調査対象及び調査方法	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了(予定)日
001 北海道	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	24,512	12,553	51	平成32年3月
	建築基準法届出、ビル管理法届出、不動産登記簿	0	0	0	平成32年3月
		24,512	12,553	51	平成32年3月
002 青森県	平成26年度及び平成28年度提供自家用電気工作物設置者	3,061	2,203	72	平成31年3月
	—	—	—	—	—
		3,061	2,203	72	平成31年3月
003 岩手県	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	6,459	2,500	39	平成33年3月
	—	—	—	—	—
		6,459	2,500	39	平成33年3月
004 宮城県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	8,627	6,018	70	平成30年3月
	—	—	—	—	—
		8,627	6,018	70	平成30年3月
005 秋田県	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	6,200	4,457	72	平成33年3月
	—	—	—	—	—
		6,200	4,457	72	平成31年3月
006 山形県	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	8,500	0	0	平成33年3月
	—	—	—	—	—
		8,500	0	0	平成33年3月
007 福島県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	9,209	4,714	51	平成34年3月
	—	—	—	—	—
		9,209	4,714	51	平成34年3月
008 茨城県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	19,124	4,051	21	平成30年2月
	—	—	—	—	—
		19,124	4,051	21	平成30年2月
009 栃木県	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	12,083	7,441	62	未定
	—	—	—	—	—
		12,083	7,441	62	未定
010 群馬県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	11,565	6,210	54	平成31年3月
	—	—	—	—	—
		11,565	6,210	54	平成31年3月
011 埼玉県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	27,842	19,596	70	平成32年3月
	昭和52年3月以前の建物の管理者(所有者)	0	0	0	平成30年3月
		27,842	19,596	70	平成32年3月
012 千葉県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	20,947	8,850	42	平成30年3月
	安定器や電気工作物以外の電気機器を対象とした掘り起こし調査	0	0	0	平成32年3月
		20,947	8,850	42	平成32年3月
013 東京都	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	66,000	51,000	77	平成31年3月
	—	—	—	—	—
		66,000	51,000	77	平成31年3月
014 神奈川県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	14,236	3,352	24	未定
	—	—	—	—	—
		14,236	3,352	24	未定
015 新潟県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	10,467	1,639	16	未定
	—	—	—	—	—
		10,467	1,639	16	未定
016 富山県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	4,722	3,640	77	未定
	—	—	—	—	—
		4,722	3,640	77	未定
017 石川県	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	未定	0	0	未定
	地方公共団体(市町・一部事務組合・広域連合・協議会)	46	39	85	未定
		46	39	85	未定
018 福井県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	7,618	4,978	65	平成32年3月
	—	—	—	—	—
		7,618	4,978	65	平成32年3月

上段：自家用電気工作物設置者を対象とした調査

中段：その他の事業者を対象とした調査

下段：合計

自治体名	調査対象及び調査方法	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了(予定)日
019 山梨県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	3,846	1,864	48	未定
	—	—	—	—	—
020 長野県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	3,846	1,864	48	未定
	—	15,413	11,434	74	未定
021 岐阜県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	15,413	11,434	74	未定
	—	13,768	8,747	64	平成32年3月
022 静岡県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	13,768	8,747	64	平成32年3月
	—	16,500	7,200	44	未定
023 愛知県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	16,500	7,200	44	未定
	事業所母集団データベースから、一定規模以上の製造業に分類される事業者	28,000	14,000	50	平成33年3月
024 三重県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	12,000	0	0	平成33年3月
	電気絶縁物処理協会提供事業者リスト及び平成28年度提供自家用電気工作物設置者の一部	40,000	14,000	35	平成33年3月
025 滋賀県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	11,284	8,056	71	未定
	—	0	0	0	平成30年3月
026 京都府	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	11,284	8,056	71	平成30年3月
	—	7,070	5,079	72	平成30年12月
027 大阪府	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	—	—	—	—
	平成26年度提供自家用電気工作物設置者(平成28年度提供データの一部を追加を検討)	3,424	1,595	47	平成30年8月
028 兵庫県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	—	—	—	—
	—	3,424	1,595	47	平成30年8月
029 奈良県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	16,771	7,004	42	平成31年3月
	経済センサス基礎調査結果に基づく従業員10名以上の事業者	20,000	0	0	平成30年3月
030 和歌山県	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	36,771	7,004	19	平成31年3月
	—	15,344	0	0	平成31年9月
031 鳥取県	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	15,344	0	0	平成31年9月
	—	5,966	4,784	80	未定
032 島根県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	—	—	—	—
	—	5,966	4,784	80	未定
033 岡山県	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	3,390	2,181	64	平成32年3月
	市町村(和歌山市を除く)	29	29	100	平成28年3月
034 広島県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	3,419	2,210	65	平成32年3月
	経済センサス情報を基に自家用電気工作物設置者リストを除いた従業員数10名以上の事業者を対象としたアンケート調査	3,795	2,402	63	平成30年3月
035 山口県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	6,827	3,441	50	平成30年3月
	—	5,350	4,073	76	平成29年3月
036 徳島県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	—	—	—	—
	—	5,350	4,073	76	平成29年3月
037 高知県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	6,009	4,700	78	平成29年10月
	NTTタウンページデータに基づく事業者を対象とした周知	30,000	0	0	実施予定
038 福岡県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	36,009	4,700	13	平成29年10月
	—	7,382	6,116	83	平成29年9月
039 佐賀県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	6	5	83	平成29年9月
	PCB使用電気工作物設置届出者のうち自家用電気工作物設置者リストから漏れていた事業者に対するアンケート調査	7,388	6,121	83	平成29年9月
040 熊本県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	6,803	4,100	60	平成29年6月
	平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく、従業員数10人以上の事業者31,528事業者から調査対象事業者として抽出した12,086事業者(未達を含む)を対象としたアンケート調査	10,937	7,320	67	平成29年3月
041 大分県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	17,740	11,420	64	平成29年6月
	—	—	—	—	—

上段：自家用電気工作物設置者を対象とした調査

中段：その他の事業者を対象とした調査

下段：合計

自治体名	調査対象及び調査方法	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了(予定)日
	—	—	—	—	—
036 徳島県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者リスト及び電気絶縁物処理協会提供PCB使用製品使用事業者リスト等を活用した「掘り起こし調査」の結果得られた未達事業所、未回答事業所、対象機器保有事業所（未処理）及び濃度不明機器保有事業所に加えて、昭和51年度末までに建築された建物を保有する一部事業者を対象に、3,138事業所を対象とした訪問調査	3,138	289	9	平成29年6月
		3,138	289	9	平成29年6月
037 香川県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	5,000	4,500	90	平成28年3月
	—	—	—	—	—
		5,000	4,500	90	平成29年3月
038 愛媛県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	5,064	3,231	64	平成29年7月
	—	12,226	5,478	37	平成29年7月
		17,290	7,809	45	平成29年12月
039 高知県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	3,317	2,154	65	平成30年3月
	県が所有するPCB特措法届出リスト、経済産業省提供PCB工作物設置者リスト、平成25,26実施のアンケート調査に係る自家用電気工作物設置者リストを電気保安協会の所有するPCB機器所有者リストと突き合わせを行い、県が所有するリストから漏れているPCB機器所有者を対象とした県の立入調査	0	0	0	実施中
		3,317	2,154	65	平成30年3月
040 福岡県	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	13,600	3,300	24	未定
	経済センサス情報に基づく事業者を対象とした掘り起こし調査を平成24年度（約17,500事業者）及び平成26年度（約35,000事業者）に実施中に自家用電気工作物設置事業者を対象としたマニュアルが提示されたことから、従前の調査結果と自家用電気工作物設置事業者との突合を行い、自家用電気工作物設置事業者における未調査事業者を対象とした調査	-52,500			
		13,600	3,300	24	未定
041 佐賀県	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	5,000	0	0	平成29年12月
	高圧受電設備を持つ事業所等を対象とした聞き取り調査（5,032件、うち現地調査1,703件）【平成14年度電気保安協会に委託し実施】	4,932	4,932	100	完了
		9,932	4,932	50	平成29年12月
042 長崎県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	4,604	3,121	68	平成29年6月
	平成21年経済センサス基礎調査結果に基づく従業員5名以上の事業者に対するアンケート調査	12,574	5,899	47	平成25年10月
		17,178	9,020	53	平成29年6月
043 熊本県	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	8,074	7,308	91	平成29年3月
	—	—	—	—	—
		8,074	7,308	91	平成29年3月
044 大分県	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	5,016	4,446	89	平成29年10月
	NTTタウンページデータに基づく事業者を対象としたアンケート調査	25,000	0	0	実施予定
		30,016	4,446	15	未定
045 宮崎県	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	5,672	2,961	52	平成29年11月
	—	—	—	—	—
		5,672	2,961	52	平成29年11月
046 鹿児島県	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	10,057	5,930	59	平成30年3月
	—	—	—	—	—
		10,057	59,350	59	平成30年3月
047 沖縄県	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	6,140	3,247	53	未定
	NTTタウンページデータに基づく事業者を対象としたアンケート調査	40,000	0	0	実施予定
		46,140	3,247	7	未定

上段：自家用電気工作物設置者を対象とした調査

中段：その他の事業者を対象とした調査

下段：合計

自治体名	調査対象及び調査方法	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了（予定）日
050 旭川市	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	2,021	1,694	84	平成29年12月
	—	—	—	—	—
051 札幌市	経済センサス活動調査結果	9,731	4,603	47	平成32年3月
	経済センサス活動調査結果	41,681	19,703	47	平成38年3月
	—	51,412	24,306	47	平成38年3月
052 函館市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,642	816	50	平成33年3月
	—	—	—	—	—
	—	1,642	816	50	平成33年3月
054 仙台市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	6,374	3,782	59	平成31年12月
	—	—	—	—	—
	—	6,374	3,782	59	平成31年12月
055 千葉市	未定	0	0	0	平成31年3月
	—	—	—	—	—
	—	0	0	0	平成31年3月
056 横浜市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	15,241	0	0	平成33年4月
	—	—	—	—	—
	—	15,241	0	0	平成33年4月
057 川崎市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	4,811	2,282	47	未定
	—	—	—	—	—
	—	4,811	2,282	47	未定
058 横須賀市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,146	537	47	平成31年3月
	—	—	—	—	—
	—	1,146	537	47	平成31年3月
059 新潟市	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	5,790	3,758	65	平成29年9月
	—	—	—	—	—
	—	5,790	3,758	65	平成29年9月
060 金沢市	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	3,707	0	0	平成31年3月
	—	—	—	—	—
	—	3,707	0	0	平成31年3月
061 岐阜市	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	2,731	2,731	100	平成31年3月
	—	—	—	—	—
	—	2,731	2,731	100	平成31年3月
062 静岡市	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	0	0	0	平成31年3月
	—	—	—	—	—
	—	0	0	0	平成31年3月
063 浜松市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	4,440	2,185	49	平成33年3月
	—	—	—	—	—
	—	4,440	2,185	49	平成33年3月
064 名古屋市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	9,904	4,381	44	平成32年6月
	—	—	—	—	—
	—	9,904	4,381	44	平成32年6月
065 京都市	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	4,064	0	0	平成29年10月
	—	—	—	—	—
	—	4,064	0	0	平成30年3月
066 大阪市	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	26,267	9,169	35	平成33年3月
	大阪市独自の事業者データベース及び経済センサス（従業員10人以上）、固定資産台帳、建築履歴等に基づく事業所	0	0	0	平成31年3月
	—	26,267	9,169	35	平成33年3月
067 堺市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	3,240	1,485	46	平成29年9月
	—	—	—	—	—
	—	3,240	1,485	46	平成34年3月
068 東大阪市	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	0	0	0	未定
	—	—	—	—	—
	—	0	0	0	未定
069 神戸市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	9,014	6,180	69	未定
	—	—	—	—	—
	—	9,014	6,180	69	未定

上段：自家用電気工作物設置者を対象とした調査

中段：その他の事業者を対象とした調査

下段：合計

自治体名	調査対象及び調査方法	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了（予定）日
070 姫路市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	3,285	2,837	86	平成30年3月
	—	—	—	—	—
	—	3,285	2,837	86	平成30年3月
071 尼崎市	平成26年度及び平成28年度提供自家用電気工作物設置者	1,721	1,523	88	未定
	—	—	—	—	—
	—	1,721	1,523	88	未定
072 和歌山市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	2,314	1,206	52	平成30年3月
	—	—	—	—	—
	—	2,314	1,206	52	平成30年3月
073 広島市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	5,511	3,068	56	平成29年12月
	—	—	—	—	—
	—	5,511	3,068	56	平成29年12月
074 呉市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,360	832	61	平成29年9月
	—	—	—	—	—
	—	1,360	832	61	平成29年9月
075 下関市	平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく、従業員数10人以上の事業所を対象としたアンケート調査	1,303	639	49	平成30年3月
	—	2,447	1,397	57	平成26年度
	—	3,750	2,033	54	平成30年3月
076 北九州市	「事業所・企業統計調査結果」及び「経済センサス基礎調査結果」に基づく事業者に対するアンケート調査	53,616	—	—	平成27年1月
	—	53,616	—	—	平成27年1月
	—	53,616	—	—	平成27年1月
077 福岡市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	7,028	4,067	58	平成29年10月
	平成15年以前に建築された1,000㎡の倉庫・工場・店舗、病院に対するアンケート調査	(16,142)	—	—	—
	—	7,028	4,067	58	平成29年10月
078 大牟田市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	696	466	67	平成29年4月
	固定資産税情報に基づくS52年以前の建築物の所有者に対するアンケート調査	2,500	0	0	実施予定
	—	3,196	466	15	未定
079 長崎市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,905	1,403	74	平成30年3月
	平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく従業員5人以上の事業所に対するアンケート調査	7,659	3,378	44	平成30年3月
	—	9,564	4,781	50	平成30年3月
080 佐世保市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,223	624	51	平成29年3月
	電気絶縁物処理協会情報に基づく事業者に対するアンケート調査	86	23	27	平成29年3月
	—	1,309	647	49	平成29年5月
081 熊本市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	3,240	2,014	62	未定
	経済センサスデータ及び固定資産税データに基づく事業者に対する調査	9,000	0	0	実施予定
	—	12,240	2,014	16	未定
082 鹿児島市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	3,242	1,721	53	未定
	—	—	—	—	—
	—	3,242	1,721	53	未定
083 岡山市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	4,726	3,472	73	平成29年12月
	—	—	—	—	—
	—	4,726	3,472	73	平成29年12月
084 宇都宮市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	2,758	2,537	92	平成30年2月
	—	—	—	—	—
	—	2,758	2,537	92	平成30年2月
085 富山市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	2,855	2,734	96	平成33年6月
	—	—	—	—	—
	—	2,855	2,734	96	平成33年6月
086 秋田市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	2,084	1,531	73	未定
	—	—	—	—	—
	—	2,084	1,531	73	平成31年3月
087 郡山市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,865	1,104	59	平成31年3月
	—	—	—	—	—
	—	1,865	1,104	59	平成31年3月

上段：自家用電気工作物設置者を対象とした調査

中段：その他の事業者を対象とした調査

下段：合計

自治体名	調査対象及び調査方法	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了(予定)日
088 大分市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	568	461	81	平成29年2月
	—	—	—	—	—
		568	461	81	平成29年3月
089 松山市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	2,213	1,857	84	平成29年3月
	—	—	—	—	—
		2,213	1,857	84	平成29年3月
090 豊田市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	2,759	2,376	86	平成30年3月
	昭和52年以前建築建物所有者	1,000	0	0	平成31年3月
		3,759	2,376	63	平成31年3月
091 福山市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	3,870	2,835	73	平成29年9月
	—	—	—	—	—
		3,870	2,835	73	平成29年9月
092 高知市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,691	821	49	平成29年6月
	電気保安法人顧客リストに基づく、電気保安法人による訪問調査	1,813	0	0	実施中
		3,504	821	23	平成29年7月
093 宮崎市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	2,575	1,768	69	平成29年6月
	—	—	—	—	—
		2,575	1,768	69	平成29年6月
094 いわき市	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	2,703	0	0	平成32年3月
	—	—	—	—	—
		2,703	0	0	平成32年3月
095 長野市	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加した自家用電気工作物設置者	2,648	1,287	49	未定
	—	—	—	—	—
		2,648	1,287	49	未定
096 豊橋市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,987	1,022	51	平成30年6月
	現在実施中の掘り起こし調査で対象となっていない市内事業者	0	0	0	未定
		1,987	1,022	51	平成30年6月
097 高松市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	2,871	1,836	64	未定
	—	—	—	—	—
		2,871	1,836	64	未定
098 相模原市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	2,866	1,297	45	未定
	—	—	—	—	—
		2,866	1,297	45	平成32年3月
099 西宮市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	2,077	1,759	85	未定
	—	—	—	—	—
		2,077	1,759	85	未定
100 倉敷市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	2,965	2,362	80	未定
	電気関係報告規則に基づくPOB含有電気工作物届出事業者に対する立入及び電話による追跡調査	120	0	0	未定
		3,085	2,362	77	未定
101 さいたま市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	5,301	2,560	48	平成31年3月
	—	—	—	—	—
		5,301	2,560	48	平成31年3月
102 奈良市	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	1,900	0	0	未定
	従業員数5名以上の事業所	5,218	1,881	36	未定
		7,118	1,881	26	未定
103 川越市	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	1,740	0	0	平成30年3月
	—	—	—	—	—
		1,740	0	0	平成30年3月
104 船橋市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,869	0	0	未定
	—	—	—	—	—
		1,869	0	0	未定
105 岡崎市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,235	1,044	85	未定
	実施予定(詳細未定)				
		1,235	1,044	85	未定
106 高槻市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	975	432	44	未定
	—	—	—	—	—
		975	432	44	未定

上段：自家用電気工作物設置者を対象とした調査

中段：その他の事業者を対象とした調査

下段：合計

自治体名	調査対象及び調査方法	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了（予定）日
108 青森市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者及び産業保安監督部から提供を受けた自家用電気工作物設置者	1,141	0	0	平成32年3月
	—	—	—	—	—
	—	1,141	0	0	平成32年3月
109 八王子市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	2,270	1,577	69	未定
	—	—	—	—	—
	—	2,270	1,577	69	平成33年6月
110 盛岡市	検討中	0	0	0	平成30年6月
	—	—	—	—	—
	—	0	0	0	平成30年6月
111 柏市	平成28年度提供自家用電気工作物設置者	1,719	0	0	未定
	—	—	—	—	—
	—	1,719	0	0	未定
112 久留米市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,801	1,713	95	平成29年7月
	—	—	—	—	—
	—	1,801	1,713	95	平成29年7月
114 前橋市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,922	1,294	67	未定
	—	—	—	—	—
	—	1,922	1,294	67	未定
115 大津市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,282	912	71	未定
	—	—	—	—	—
	—	1,282	912	71	未定
116 高崎市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,922	1,400	73	未定
	—	—	—	—	—
	—	1,922	1,400	73	未定
118 豊中市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	796	429	54	平成32年
	—	—	—	—	—
	—	796	429	54	平成32年
119 那覇市	平成26年度提供自家用電気工作物設置者	1,276	750	59	未定
	資産税課家屋データに基づき、建築年数で精査した事業者に対する安定器掘り起こし調査	0	0	0	実施予定
	—	1,276	750	59	未定
120 枚方市	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加したリスト	1,548	1,068	69	平成32年3月
	—	—	—	—	—
	—	1,548	1,068	69	平成32年3月
121 越谷市	平成26年度提供データに平成28年度提供データの一部を追加したリスト	1,711	0	0	平成33年3月
	—	—	—	—	—
	—	1,711	0	0	平成33年3月

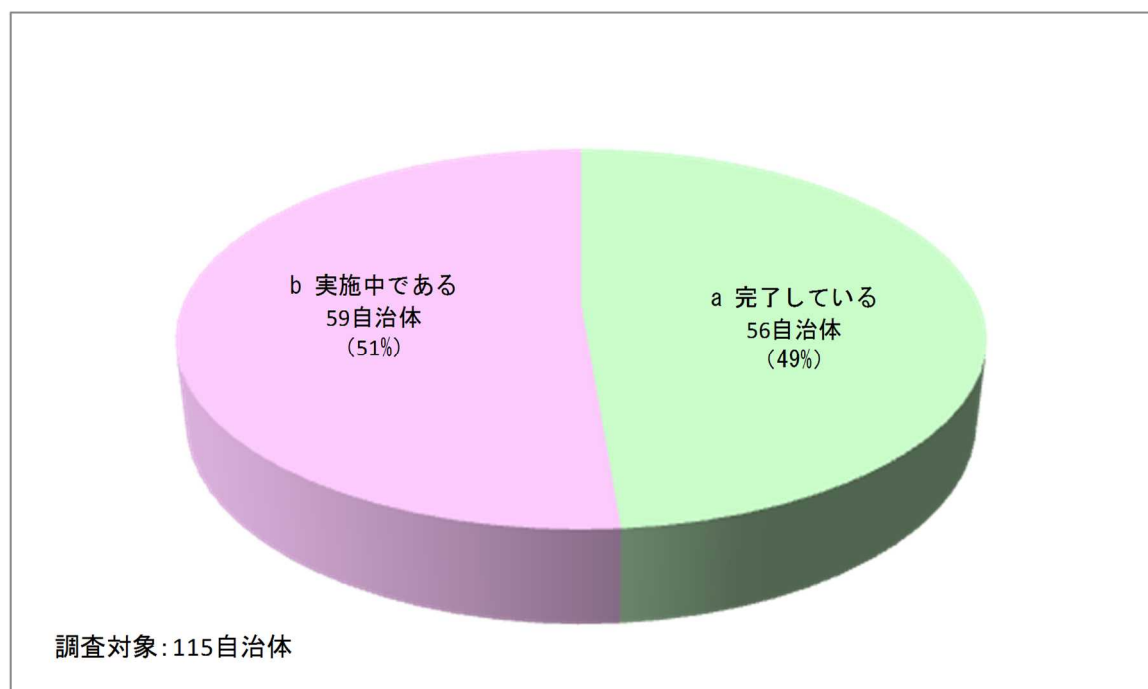
3. 都道府県市が自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品について

(1) 貴都道府県市が自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし状況について

① 貴都道府県市が自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品（都道府県においては政令市を除く貴都道府県管内の市町村が管理しているものを含む。）の掘り起こし状況について御回答ください。

調査対象 115自治体

内 容	今回調査
a 完了している	56自治体
b 実施中である	59自治体



②掘り起こしの終了予定年月を御回答ください。未定の場合はその理由をご記入ください。

調査対象 59自治体

内 容	今回調査
②-1 終了予定年月を回答	44自治体
②-2 未定と回答	15自治体

(未定理由の内容)

- ・ 今後調査方法を検討する予定であり、終了時期の目途が立っていないため。

- ・平成 29 年度の実施を予定しているが、具体的な実施方法を検討している段階であるため。
- ・年度末に改訂が予定されている掘り起こし調査実施マニュアル（安定器の掘り起こしの追加）が示された後、掘り起こし調査を終える目標期日について検討したいと考えているため。
- ・管内市町村管理の PCB 廃棄物等について、見通しが立っていないため。
- ・施設管理者と調整が必要なため。
- ・最終確認調査依頼を周知予定であるため。
- ・処理期限までには処分する意志を示している市町村もあり時期は未定であるため。
- ・アンケート調査だけであれば今年度中にも終了見込みだが、安定器の確実な掘り起こしが完了するまでという意味では、確認調査が済んでない古い施設がかなり多く、目途が立っていない。
- ・自家用電気工作物設置者リストは設置者の記載がないことが多く、所管部署の特定に時間を要しているため。
- ・現在、アンケート調査を行っており、その結果次第で今後の動向が変わってくるため。
- ・使用中の安定器の調査が困難であり、対応に苦慮しているため。
- ・高濃度 PCB 廃棄物等（変圧器、コンデンサー）の掘り起こしはほぼ終了しているが、安定器の掘り起こしは部局により進捗に差があり、また、再調査の実施も含めて検討する必要がある施設を確認中のため。
- ・小学校のポンプ施設や動力源等の配電盤や操作盤等に使用中の低圧進相コンデンサーが複数存在していることが調査により判明している。このことから未調査の複数の施設からも同様のコンデンサーが存在すると推測され、数量が 500 個位あると見込んでいる。処分費用や処分方針の目途が立たないとこれ以上の調査が行えない状況であるから。
- ・掘り起こしの終了予定年月をまだ定めていないため。
- ・平成 26 年度に行った市内の PCB 使用製品の掘り起こし調査において、高濃度 PCB 使用製品の該当が確定しておらず再度調査が必要と考えるため（不明回答が多数）。その他に、本市内に数万本ある街路灯・防犯灯等について、担当課所に PCB 含有安定器の掘り起こし調査を依頼したが、本数が多いため調査に数年掛かり終了時期が不明とのことであったため。
- ・学校及び市営住宅の所管部署からの回答が得られていないため。

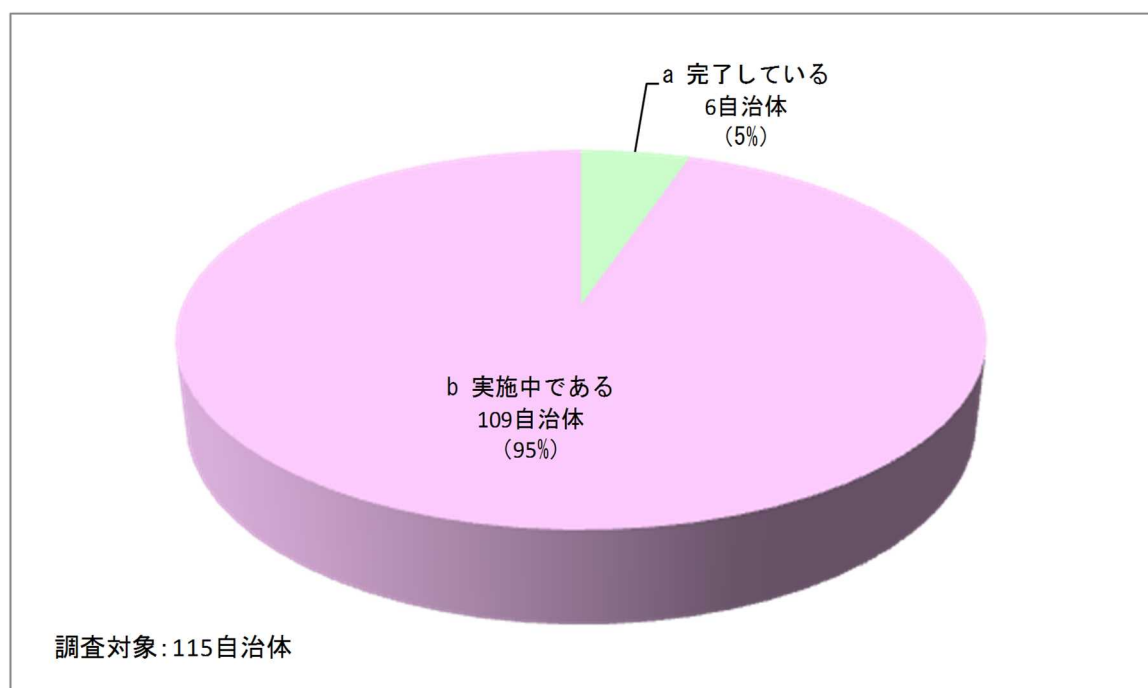
自治体名	完了	実施中	終了予定年月	未定	自治体名	完了	実施中	終了予定年月	未定
001 北海道		○	平成32年3月		062 静岡市		○	平成29年3月	
002 青森県		○	平成29年3月		063 浜松市		○	平成30年3月	
003 岩手県		○		○	064 名古屋	○	-	-	-
004 宮城県	○	-	-	-	065 京都市	○	-	-	-
005 秋田県	○	-	-	-	066 大阪市	○	-	-	-
006 山形県		○		○	067 堺市		○	平成29年3月	
007 福島県		○	平成33年3月		068 東大阪市	○	-	-	-
008 茨城県		○	平成30年3月		069 神戸市		○		○
009 栃木県		○	平成29年3月		070 姫路市		○	平成29年3月	
010 群馬県		○	平成30年3月		071 尼崎市		○	平成29年3月	
011 埼玉県		○	平成33年3月		072 和歌山市		○	平成31年3月	
012 千葉県	○	-	-	-	073 広島市		○	平成29年3月	
013 東京都	○	-	-	-	074 呉市	○	-	-	-
014 神奈川県		○		○	075 下関市	○	-	-	-
015 新潟県		○		○	076 北九州市	○	-	-	-
016 富山県	○	-	-	-	077 福岡市	○	-	-	-
017 石川県	○	-	-	-	078 大牟田市		○	平成29年3月	
018 福井県	○	-	-	-	079 長崎市	○	-	-	-
019 山梨県		○	平成33年3月		080 佐世保市		○	平成29年3月	
020 長野県		○	平成29年3月		081 熊本市	○	-	-	-
021 岐阜県		○	平成30年3月		082 鹿児島市	○	-	-	-
022 静岡県	○	-	-	-	083 岡山市	○	-	-	-
023 愛知県		○		○	084 宇都宮市	○	-	-	-
024 三重県	○	-	-	-	085 富山市	○	-	-	-
025 滋賀県		○	平成29年3月		086 秋田市		○	平成33年3月	
026 京都府	○				087 郡山市	○	-	-	-
027 大阪府	○	-	-	-	088 大分市	○	-	-	-
028 兵庫県	○	-	-	-	089 松山市	○	-	-	-
029 奈良県		○	平成29年3月		090 豊田市	○	-	-	-
030 和歌山県	○	-	-	-	091 福山市		○		○
031 鳥取県		○	平成29年2月		092 高知市	○	-	-	-
032 島根県		○	平成33年3月		093 宮崎市	○	-	-	-
033 岡山県	○	-	-	-	094 いわき市		○		○
034 広島県		○		○	095 長野市	○	-	-	-
035 山口県	○	-	-	-	096 豊橋市		○	平成30年9月	
036 徳島県	○	-	-	-	097 高松市	○	-	-	-
037 香川県	○	-	-	-	098 相模原市	○	-	-	-
038 愛媛県		○	平成32年12月		099 西宮市	○	-	-	-
039 高知県		○	平成29年8月		100 倉敷市		○	平成31年3月	
040 福岡県		○		○	101 さいたま市		○		○
041 佐賀県	○	-	-	-	102 奈良市	○	-	-	-
042 長崎県		○	平成29年8月		103 川越市	○	-	-	-
043 熊本県		○	平成29年3月		104 船橋市		○		○
044 大分県	○	-	-	-	105 岡崎市		○	平成31年3月	
045 宮崎県		○	平成30年3月		106 高槻市	○	-	-	-
046 鹿児島県		○	平成30年3月		108 青森市		○	平成32年3月	
047 沖縄県		○	平成29年4月		109 八王子市		○	平成29年3月	
050 旭川市		○	平成29年12月		110 盛岡市		○		○
051 札幌市	○	-	-	-	111 柏市	○	-	-	-
052 函館市		○	平成30年3月		112 久留米市	○	-	-	-
054 仙台市	○	-	-	-	114 前橋市	○	-	-	-
055 千葉市	○	-	-	-	115 大津市	○	-	-	-
056 横浜市		○		○	116 高崎市	○	-	-	-
057 川崎市	○	-	-	-	118 豊中市		○	平成29年3月	
058 横須賀市		○	平成32年3月		119 那覇市		○	平成29年4月	
059 新潟市	○	-	-	-	120 枚方市		○		○
060 金沢市		○	平成30年9月		121 越谷市		○	平成29年3月	
061 岐阜市		○	平成31年3月						
計					56	59			15

(2) 貴都道府県市が自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処分状況について

① 貴都道府県市が自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品（都道府県においては政令市を除く貴都道府県管内の市町村が管理しているものを含む。）の処分状況について御回答ください。

調査対象 115自治体

内 容	今回調査
a 完了している	6自治体
b 実施中である	109自治体



② 処分の終了予定年月を御回答ください。未定の場合はその理由をご記入ください。

調査対象 109自治体

内 容	今回調査
②-1 終了予定年月を回答	76自治体
②-2 未定と回答	33自治体

(未定理由の内容)

- ・ 今後調査方法を検討する予定であり、終了時期の目途が立っていないため。
- ・ 掘り起こし調査による全数把握が終了していないため。

- ・ 所管が多数あり、把握していないため。
- ・ 各施設管理者に対して調査中であるため。
- ・ 管内市町村管理の PCB 廃棄物等について、処分予定年月を把握していないため。
- ・ PCB 廃棄物及び使用製品を保管・所有する部課等の処理予定年月日を把握していないため。
- ・ 変圧器・コンデンサー類は平成 29 年 3 月に終了予定。安定器等については、今後の状況次第となるため。
- ・ 教育部門所管分を除いては概ね平成 29 年度処分に向けて予算措置・JESCO 契約予定であるが、教育部門所管分の安定器が多量であるため複数年にわたって処分しており、完了年月は調整中であるため。
- ・ 安定器について調査中の施設があるため。遅くとも平成 33 年 3 月末までに処分終了する。
- ・ 処理に係る予算確保等は、PCB 廃棄物が保管されている施設を管理する各担当課が進めることとしているため。
- ・ 本市では、処分に係る計画、予算要求、契約に至るまで PCB 廃棄物等を所有している各所管課において実施しているため。
- ・ 現在、市町村に対して掘り起こし調査を実施しており、市町村保有分について把握途中のため。
- ・ 自治体によっては予算措置が困難な事例もあるため。
- ・ 処理費用等を勘案しながら処理を進めて行くため。
- ・ 処分のための予算を確保してからの対応となるため。
- ・ 保管を開始してからの予算要求となることから、全調査終了後の予算措置となるため。
- ・ 期限内処理は絶対であるものの、JESCO 北海道事業所における処理枠の案内がなく、詳細な処理計画については立案できていないため。
- ・ 処分については、JESCO からの連絡待ちであるため。
- ・ 保管機器は全て JESCO に登録済みだが、現在、JESCO と搬入時期を調整している段階であり、終了予定年月は未定であるため。
- ・ 処理困難物を保管しており、JESCO に処分方法を相談中であるため。
- ・ 掘り起こし済みの高濃度 PCB 廃棄物等は、順次 JESCO へ搬出しており、現在保管中の機器は平成 29 年度の早い時期に搬出の予定（登録済）。今後、廃棄物とする機器、新たに掘り起される機器は、処分期間内の早い時期に処分する予定。
- ・ 掘り起こし調査で判明したものは処分終了しているが、その後に判明したものがあり、再調査も予定しているため。
- ・ 現時点では年度内処分完了予定であるが、今後の調査で新たに処分対象が出てくる可能性があるため。
- ・ 該当施設において、建物の構造上 PCB 廃棄物を運び出すことが不可能なため施設の解体時に運搬及び処分を検討しているが、本解体計画自体が確定していないため。

自治体名	完了	実施中	終了予定年月	未定	自治体名	完了	実施中	終了予定年月	未定
001 北海道		○	平成35年3月		062 静岡市		○	平成32年3月	
002 青森県		○		○	063 浜松市		○	平成33年3月	
003 岩手県		○		○	064 名古屋		○	平成33年3月	
004 宮城県		○	平成32年3月		065 京都市		○	平成33年3月	
005 秋田県		○	平成32年3月		066 大阪市		○	平成33年3月	
006 山形県		○		○	067 堺市		○	平成33年3月	
007 福島県		○	平成29年5月		068 東大阪市		○	平成31年3月	
008 茨城県		○		○	069 神戸市		○		○
009 栃木県		○	平成30年3月		070 姫路市		○	平成31年3月	
010 群馬県		○	平成35年3月		071 尼崎市		○	平成33年3月	
011 埼玉県		○	平成34年3月		072 和歌山市		○	平成32年3月	
012 千葉県		○		○	073 広島市		○	平成33年3月	
013 東京都		○	平成33年3月		074 呉市		○		○
014 神奈川県		○	平成35年3月		075 下関市		○		○
015 新潟県		○		○	076 北九州市	○	-	-	-
016 富山県		○	平成35年3月		077 福岡市		○	平成29年3月	
017 石川県		○	平成33年3月		078 大牟田市		○	平成30年3月	
018 福井県		○	平成32年3月		079 長崎市		○		○
019 山梨県		○	平成34年3月		080 佐世保市		○	平成30年3月	
020 長野県		○		○	081 熊本市	○	-	-	-
021 岐阜県		○	平成30年3月		082 鹿児島市	○	-	-	-
022 静岡県		○	平成32年3月		083 岡山市		○		○
023 愛知県		○		○	084 宇都宮市		○	平成31年3月	
024 三重県		○	平成34年3月		085 富山市		○	平成29年3月	
025 滋賀県		○	平成33年3月		086 秋田市		○	平成33年3月	
026 京都府		○	平成32年3月		087 郡山市		○	平成31年3月	
027 大阪府		○	平成33年3月		088 大分市	○	-	-	-
028 兵庫県		○	平成33年3月		089 松山市		○	平成33年3月	
029 奈良県		○	平成33年3月		090 豊田市		○	平成31年3月	
030 和歌山県		○	平成32年3月		091 福山市		○		○
031 鳥取県		○	平成30年3月		092 高知市	○	-	-	-
032 島根県		○	平成34年3月		093 宮崎市	○	-	-	-
033 岡山県		○		○	094 いわき市		○		○
034 広島県		○	平成33年3月		095 長野市		○		○
035 山口県		○		○	096 豊橋市		○	平成32年3月	
036 徳島県		○	平成29年12月		097 高松市		○	平成33年3月	
037 香川県		○	平成29年12月		098 相模原市		○	平成35年3月	
038 愛媛県		○	平成29年3月		099 西宮市		○		○
039 高知県		○	平成29年12月		100 倉敷市		○		○
040 福岡県		○		○	101 さいたま市		○		○
041 佐賀県		○	平成29年12月		102 奈良市		○	平成32年12月	
042 長崎県		○	平成29年12月		103 川越市		○		○
043 熊本県		○	平成30年3月		104 船橋市		○	平成35年3月	
044 大分県		○	平成29年12月		105 岡崎市		○	平成31年3月	
045 宮崎県		○	平成32年3月		106 高槻市		○		○
046 鹿児島県		○	平成29年11月		108 青森市		○		○
047 沖縄県		○		○	109 八王子市		○		○
050 旭川市		○		○	110 盛岡市		○		○
051 札幌市		○	平成31年3月		111 柏市		○		○
052 函館市		○		○	112 久留米市		○	平成33年3月	
054 仙台市		○		○	114 前橋市		○	平成31年3月	
055 千葉市		○	平成35年3月		115 大津市		○	平成31年3月	
056 横浜市		○	平成35年3月		116 高崎市		○	平成29年3月	
057 川崎市		○	平成35年3月		118 豊中市		○	平成31年3月	
058 横須賀市		○	平成34年3月		119 那覇市		○	平成31年3月	
059 新潟市		○	平成35年3月		120 枚方市		○	平成33年3月	
060 金沢市		○		○	121 越谷市		○	平成33年3月	
061 岐阜市		○	平成31年3月						
計					6	109			33

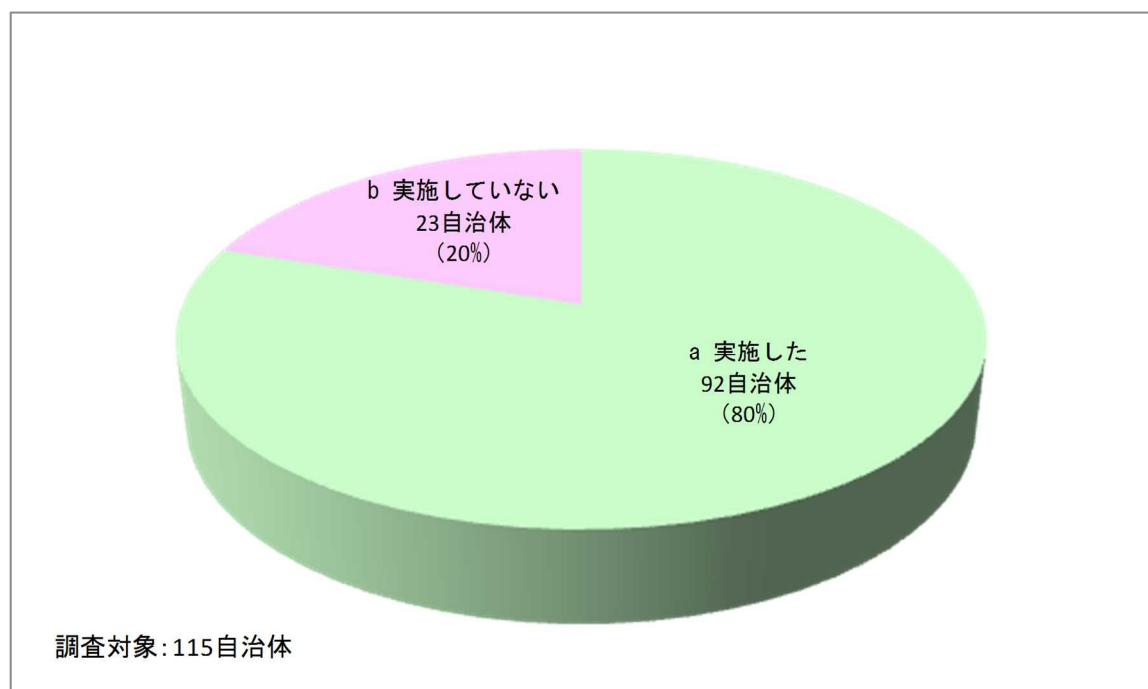
4. 地方公共団体の管理する施設等の PCB 使用安定器の把握について

(1) 地方公共団体の管理する施設等の PCB 使用安定器に対するフォローアップについて

- ① 平成 28 年 11 月 11 日付け環廃産発第 1611113 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器について（通知）」に基づいて改めて周知を実施しましたか。

調査対象 115 自治体

内 容	今回調査
a 周知を実施した	92 自治体
b 周知を実施していない	23 自治体



(未実施理由の内容)

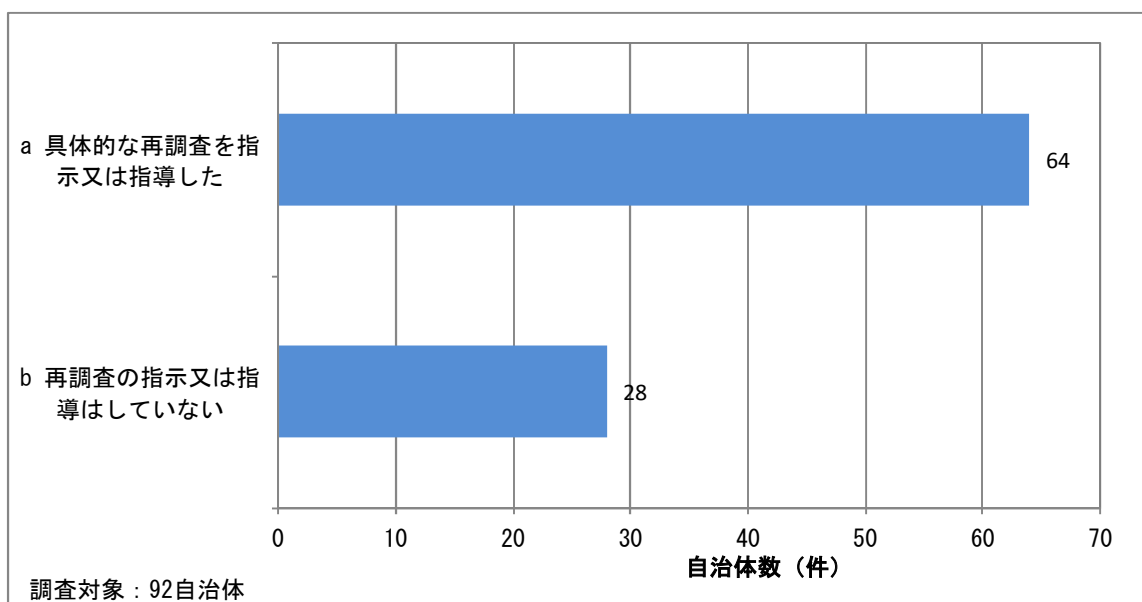
- ・ 掘り起こし調査を実施する中で、担当部署に対し、個別に指導・周知を実施しているため。
- ・ 昨年度も同様の周知及び調査を実施しており、通知と同時期に掘り起こし調査を実施していたことから、周知及び調査の重複により掘り起こし調査への影響が危惧されたため。
- ・ 平成 27 年 10 月の通知の際に周知を行っており、その際新規の安定器が見つかったなどの報告がなかったため。
- ・ 昨年度までに周知を複数回実施済みのため。
- ・ 法改正時に庁内掘り起こし調査の通知と合わせて、早期交換及び早期処理の周知を実施したため。
- ・ 平成 29 年 1 月実施予定の最終確認調査に合わせて周知することとしているため。

- ・ 再度、庁内掘り起こし調査を検討しており、それに併せて周知する予定としているため。
- ・ 周知する時期を検討中のため。
- ・ 県有施設については平成 26 年度に安定器の使用状況調査を行い、使用中安定器が存在しないことが判明しているため。
- ・ 蛍光灯安定器の処理が完了しているため。

② (①の回答が a の場合御回答ください) 周知とともに、通知に基づく具体的な再調査を指示又は指導しましたか。

調査対象 92 自治体

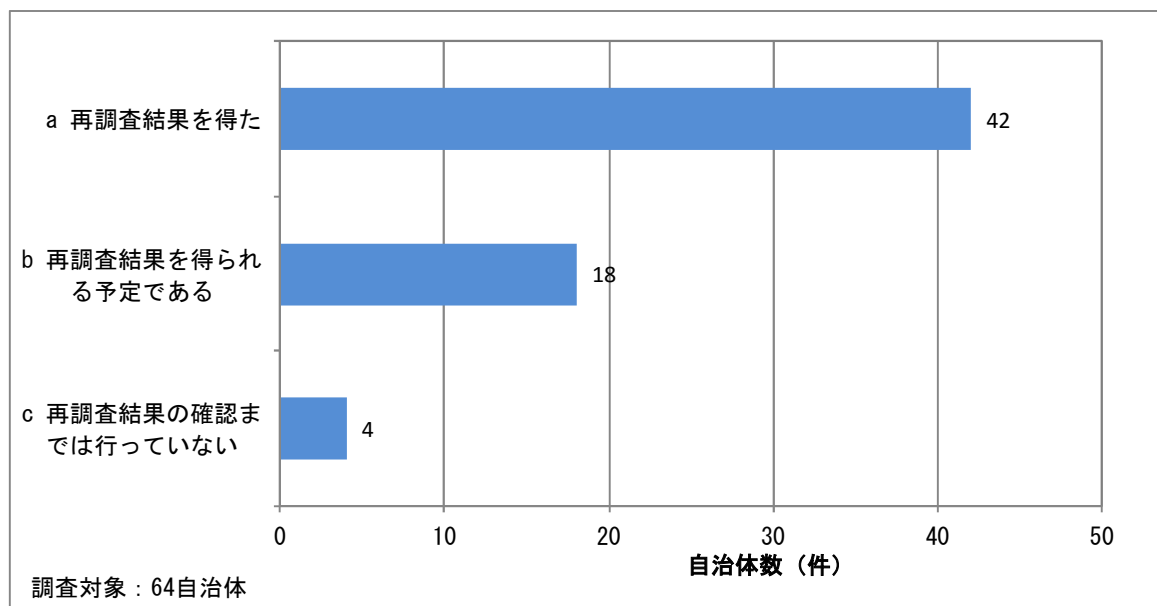
内 容	今回調査
a 具体的な再調査を指示又は指導した	64 自治体
b 再調査の指示又は指導はしていない	28 自治体



③ (②の回答が a の場合御回答ください) 再調査の指示又は指導をした結果、使用中の安定器の有無について、再調査結果を得ましたか。

調査対象 64 自治体

内 容	今回調査
a 再調査結果を得た	4 自治体
b 再調査結果を得られる予定である	18 自治体
c 再調査結果の確認までは行っていない	42 自治体



自治体名	周知状況	再調査	再調査結果			自治体名	周知状況	再調査	再調査結果		
	実施した	指示した	結果を得た	結果を得られる予定である	確認は行っていない		実施した	指示した	結果を得た	結果を得られる予定である	確認は行っていない
001 北海道	○	○		○		062 静岡市	○	○		○	
002 青森県	○	○			○	063 浜松市	—				
003 岩手県	○	○			○	064 名古屋市	○	○			○
004 宮城県	○	—				065 京都市	—				
005 秋田県	—					066 大阪市	○	○			○
006 山形県	○	○			○	067 堺市	○	○		○	
007 福島県	○	○			○	068 東大阪市	○	—			
008 茨城県	—					069 神戸市	○	—			
009 栃木県	○	—				070 姫路市	○	○			○
010 群馬県	○	○			○	071 尼崎市	○	—			
011 埼玉県	○	○			○	072 和歌山市	○	○		○	
012 千葉県	○	—				073 広島市	—				
013 東京都	○	—				074 呉市	—				
014 神奈川県	—					075 下関市	○	—			
015 新潟県	○	○			○	076 北九州市	—				
016 富山県	—					077 福岡市	○	○			○
017 石川県	○	○		○		078 大牟田市	○	○			○
018 福井県	○	—				079 長崎市	○	○			○
019 山梨県	○	○		○		080 佐世保市	○	○		○	
020 長野県	○	○			○	081 熊本市	—				
021 岐阜県	○	○			○	082 鹿児島市	○	—			
022 静岡県	○	—				083 岡山市	○	○			○
023 愛知県	○	○			○	084 宇都宮市	○	○		○	
024 三重県	○	○			○	085 富山市	—				
025 滋賀県	○	—				086 秋田市	○	○		○	
026 京都府	○	○			○	087 郡山市	—				
027 大阪府	○	○			○	088 大分市	○	○	○		
028 兵庫県	○	○			○	089 松山市	○	○			○
029 奈良県	○	○		○		090 豊田市	—				
030 和歌山県	—					091 福山市	○	○		○	
031 鳥取県	○	—				092 高知市	○	—			
032 島根県	—					093 宮崎市	—				
033 岡山県	○	—				094 いわき市	○	○			○
034 広島県	○	○	○			095 長野市	○	○			○
035 山口県	○	—				096 豊橋市	○	○			○
036 徳島県	○	○		○		097 高松市	○	○			○
037 香川県	○	○			○	098 相模原市	○	○			○
038 愛媛県	○	○		○		099 西宮市	○	—			
039 高知県	—					100 倉敷市	○	○		○	
040 福岡県	○	○			○	101 さいたま市	○	○		○	
041 佐賀県	○	○	○			102 奈良市	—				
042 長崎県	○	—				103 川越市	○	—			
043 熊本県	○	○			○	104 船橋市	○	○			○
044 大分県	○	○			○	105 岡崎市	○	—			
045 宮崎県	○	○			○	106 高槻市	○	○			○
046 鹿児島県	○	—				108 青森市	○	○			○
047 沖縄県	○	○			○	109 八王子市	○	—			
050 旭川市	○	○		○		110 盛岡市	○	—			
051 札幌市	○	—				111 柏市	○	—			
052 函館市	○	○			○	112 久留米市	○	○			○
054 仙台市	○	—				114 前橋市	○	○			○
055 千葉市	○	—				115 大津市	—				
056 横浜市	○	○			○	116 高崎市	○	—			
057 川崎市	○	○	○			118 豊中市	—				
058 横須賀市	—					119 那覇市	○	○			○
059 新潟市	—					120 枚方市	○	○			○
060 金沢市	—					121 越谷市	○	○		○	
061 岐阜市	○	○		○							
計							92	64	4	18	42

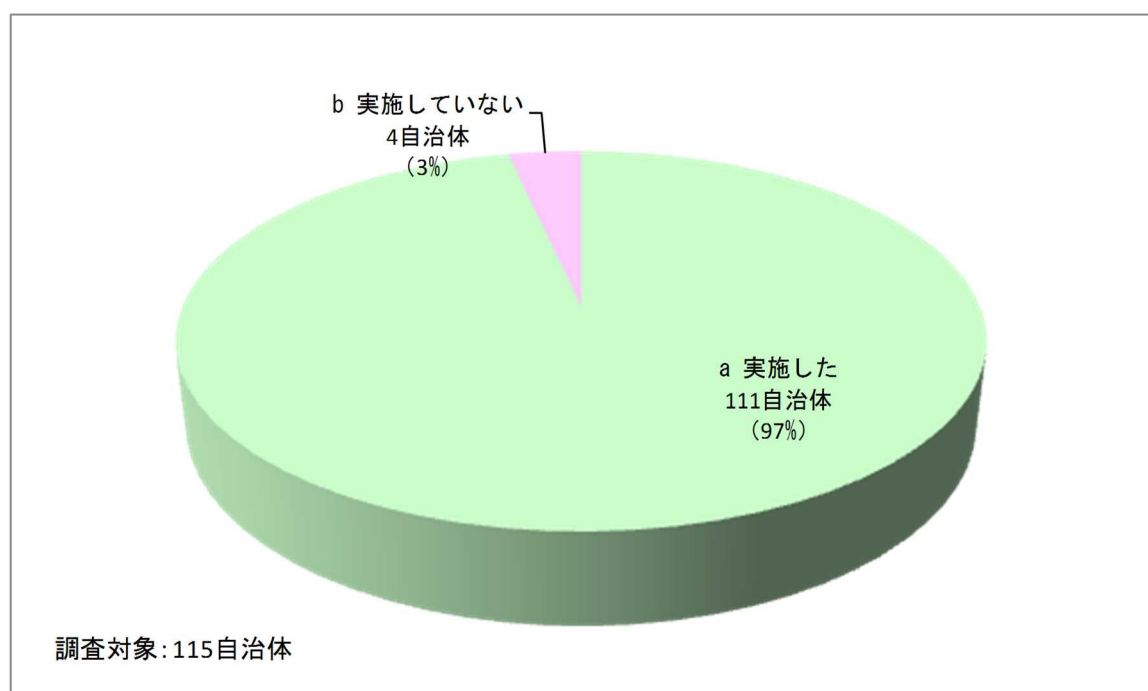
5. 保管事業者への指導等の状況について

(1) 保管事業者への指導・助言について

- ① 貴都道府県市において、PCB 特措法第 8 条に基づき届出を行っている保管事業者又は高濃度 PCB 廃棄物であることの疑いのあるものを保管する事業者等に対して、平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日の間、立入検査等（法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。）を実施しましたか。

調査対象 115 自治体

内 容	今回調査
a 実施した	111 自治体
b 実施していない	4 自治体



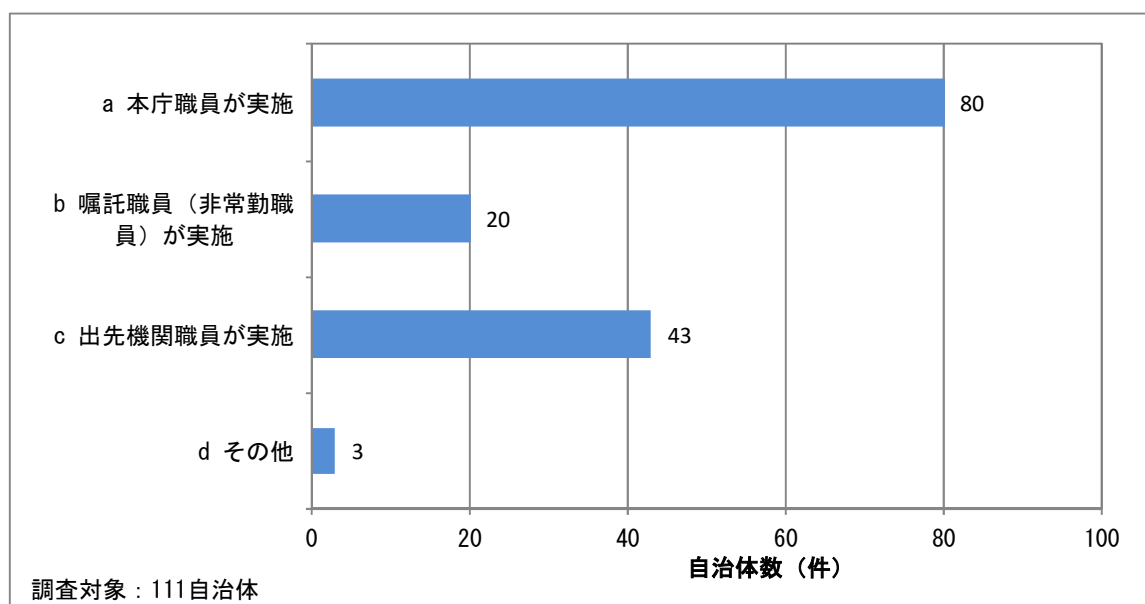
(未実施理由の内容)

- ・ 掘り起こし調査の完了後、その結果を踏まえて、必要に応じて実施する予定であるため。
- ・ 掘り起こし調査結果後に、集約して立入検査を実施するため。
- ・ 現状は説明会、文書、電話等での指導のみであるが、今後必要があれば立入検査等を実施する予定であるため。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処理が完了しているため。

②（①の回答が a の場合御回答ください）保管場所の立入検査等（法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。）について、どのような体制で行っているか御回答ください。

調査対象 111 自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 本庁職員が実施	80 自治体
b 嘱託職員（非常勤職員）が実施	21 自治体
c 出先機関職員が実施	43 自治体
d その他	3 自治体



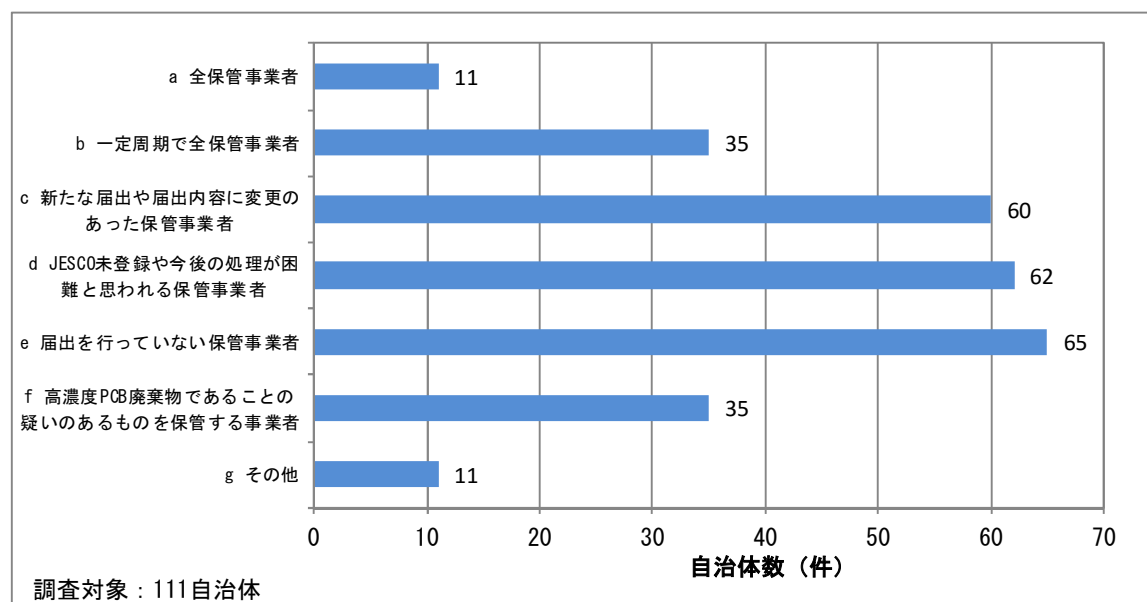
（その他の内容）

- ・ 多量保管事業場については、本庁・出先機関職員が合同で立入。
- ・ 必要に応じて高濃度 PCB 廃棄物保管事業所への立入りには、JESCO 職員も同行。
- ・ （一財）四国電気保安協会に委託。

③ (①の回答が a の場合御回答ください) 保管場所の立入検査等(法令に基づく立入検査
 の他、任意の保管場所の確認等を含む。)について、どのような事業者に対して行ってい
 るか御回答ください。

調査対象 111自治体(複数回答)

内 容	今回調査
a 全保管事業者	11自治体
b 一定周期で全保管事業者	35自治体
c 新たな届出や届出内容に変更のあった保管事業者	60自治体
d JESCO未登録や今後の処理が困難と思われる保管事業者	62自治体
e 届出を行っていない保管事業者	65自治体
f 高濃度PCB廃棄物であることの疑いのあるものを保管する事業者	59自治体
g その他	21自治体



(その他の内容)

- ・ 掘り起こし調査結果に基づき、任意で、低濃度 PCB 廃棄物の疑いのあるものを保管する事業者。
- ・ 昨年以前に指導を行ったが、改善報告の提出の無い保管事業者。
- ・ 他法令の立入検査と併せて実施。
- ・ 処理について相談のあった事業所。隣接地権者から通報のあった事業所。
- ・ 埼玉県が実施した掘り起こし調査で判明した PCB 保有事業者。
- ・ 不定期で全保管事業者。
- ・ 過去に届出済で、電話による調査により紛失疑いのある保管事業者、多量保管事業者。
- ・ PCB 使用製品の所有事業者。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物を保管する事業所。

- ・ 昭和 51 年度末までに建築された建物を保有する一部事業者。
- ・ 過去に立入を実施していない、または前回立入から概ね 5 年以上経過した事業者。
- ・ 届出書の内容について相談のあった事業者。
- ・ PCB 以外にも要件があり、立入検査を行う事業者（他要件の立入検査の際、PCB 保管の現状確認を実施）。
- ・ 現在届出は無いが、過去に届出があった事業所や、連絡が取れない事業所。
- ・ 漏えい等保管状態の確認をする必要のある事柄が発生した事業者。
- ・ 新たに届出を提出した事業者や届出内容に変更のあった保管事業者、また掘り起こしの調査回答結果において、状況に応じて立入を行っている。
- ・ 当市独自で実施した平成 25 年度の掘り起こしにおいて、低濃度 PCB も含めた疑いがある機器を保有していると回答があった事業所。
- ・ PCB 処理について相談を受ける等、説明を伺いたいと申出のあった事業者等。

自治体名	立入検査の対象者						
	a 全保管事業者	b 一定周期で全保管事業者	c 新たな届出や届出内容に変更のあった者	d JESCO未登録や今後の処理が困難である者	e 未届出の保管事業者	f 高濃度疑いの物を保管する者	g その他
001 北海道		○					
002 青森県		○					
003 岩手県	○						
004 宮城県	○		○	○	○	○	
005 秋田県		○					
006 山形県			○	○			
007 福島県		○	○	○	○	○	○
008 茨城県			○	○	○	○	○
009 栃木県				○	○		○
010 群馬県		○	○	○	○	○	○
011 埼玉県		○	○	○	○	○	○
012 千葉県		○	○	○	○	○	
013 東京都					○	○	
014 神奈川県					○		○
015 新潟県		○					
016 富山県			○		○	○	
017 石川県				○	○		
018 福井県			○	○	○		○
019 山梨県					○	○	
020 長野県		○		○	○		
021 岐阜県		○		○	○		
022 静岡県		○					
023 愛知県			○	○	○	○	
024 三重県		○	○	○	○	○	○
025 滋賀県				○			○
026 京都府			○		○	○	○
027 大阪府			○	○	○	○	
028 兵庫県			○				○
029 奈良県		○	○	○	○	○	
030 和歌山県						○	
031 鳥取県	○						
032 島根県				○		○	
033 岡山県	○		○	○	○	○	
034 広島県		○	○	○	○	○	
035 山口県				○		○	
036 徳島県				○	○	○	○
037 香川県			○	○	○	○	
038 愛媛県		○		○	○	○	
039 高知県			○	○	○	○	
040 福岡県		○					
041 佐賀県				○		○	
042 長崎県	○				○	○	
043 熊本県				○		○	
044 大分県			○	○	○	○	
045 宮崎県	○				○	○	
046 鹿児島県			○				
047 沖縄県			○	○	○	○	
050 旭川市	○	○	○				
051 札幌市	○						
052 函館市		○	○	○	○		
054 仙台市			○			○	
055 千葉市							○
056 横浜市				○			
057 川崎市		○	○	○	○	○	
058 横須賀市		○		○			
059 新潟市	対象外						
060 金沢市			○	○			○
061 岐阜市		○	○		○	○	

自治体名	立入検査の対象者						
	a 全保管事業者	b 一定周期で全保管事業者	c 新たな届出や届出内容に変更のあった者	d JESCO未登録や今後の処理が困難である者	e 未届出の保管事業者	f 高濃度疑いの物を保管する者	g その他
062 静岡市		○	○	○	○	○	
063 浜松市				○	○	○	
064 名古屋市			○		○	○	○
065 京都市					○		
066 大阪市					○	○	○
067 堺市	対象外						
068 東大阪市				○	○	○	
069 神戸市					○		○
070 姫路市			○				
071 尼崎市			○	○	○	○	○
072 和歌山市			○	○	○	○	
073 広島市				○	○	○	
074 呉市			○	○			
075 下関市	対象外						
076 北九州市	対象外						
077 福岡市			○	○	○	○	
078 大牟田市				○			
079 長崎市				○		○	○
080 佐世保市				○	○		
081 熊本市				○			
082 鹿児島市		○	○			○	
083 岡山市			○	○	○	○	
084 宇都宮市		○		○			
085 富山市		○	○				
086 秋田市			○				
087 郡山市					○		
088 大分市					○		
089 松山市			○	○	○	○	
090 豊田市		○	○	○	○	○	
091 福山市			○	○	○		
092 高知市				○		○	
093 宮崎市	○		○				
094 いわき市					○		
095 長野市			○	○	○		
096 豊橋市			○	○	○	○	
097 高松市					○	○	
098 相模原市		○	○			○	
099 西宮市			○	○	○	○	
100 倉敷市			○	○	○	○	
101 さいたま市		○	○				
102 奈良市				○	○	○	
103 川越市			○				
104 船橋市		○					
105 岡崎市		○				○	
106 高槻市			○				○
108 青森市		○	○	○			
109 八王子市			○		○	○	
110 盛岡市					○		○
111 柏市		○	○				
112 久留米市	○		○	○	○	○	
114 前橋市		○	○				
115 大津市		○	○	○			
116 高崎市					○	○	
118 豊中市			○				
119 那覇市	○		○		○		
120 枚方市		○	○	○	○	○	
121 越谷市				○	○	○	
計	11	35	60	62	65	59	21

④ 保管場所の立入検査（法令に基づく立入検査のほか、任意の保管場所の確認等も含む。）
 について、平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日の間に行ったおおよその回数を
 御記入ください。

調査対象 1 1 1 自治体

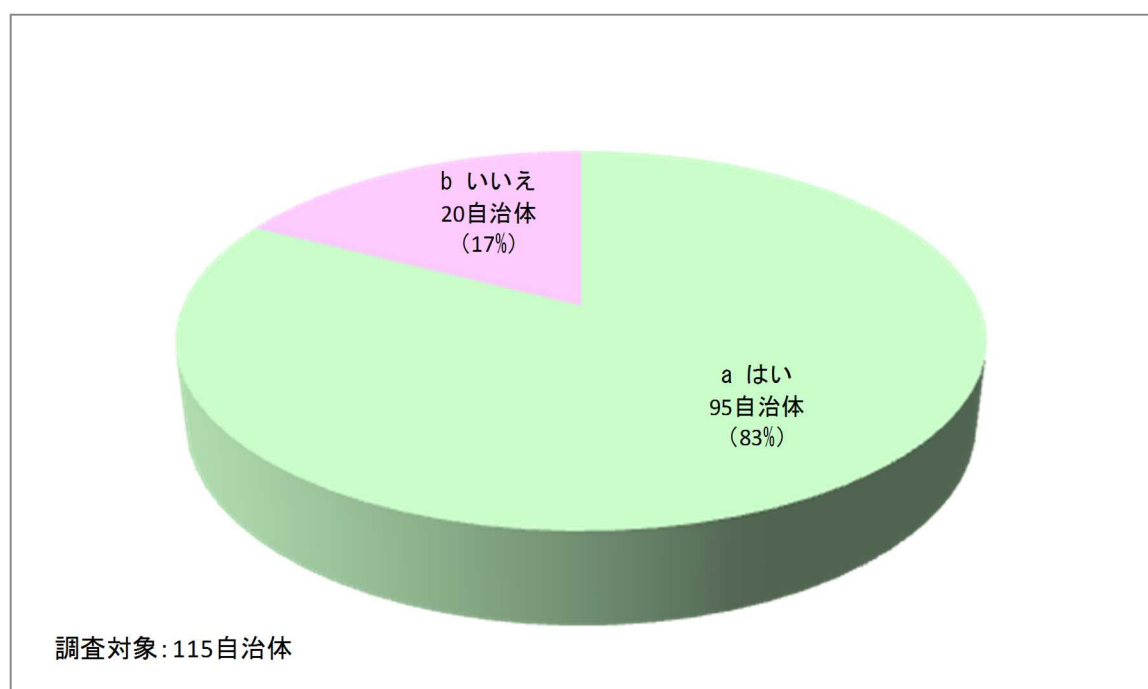
自治体名	立入検査回数 (程度)	自治体名	立入検査回数 (程度)	自治体名	立入検査回数 (程度)
001 北海道	300	041 佐賀県	20	084 宇都宮市	80
002 青森県	163	042 長崎県	100	085 富山市	10
003 岩手県	340	043 熊本県	29	086 秋田市	9
004 宮城県	700	044 大分県	50	087 郡山市	1
005 秋田県	130	045 宮崎県	100	088 大分市	4
006 山形県	50	046 鹿児島県	5	089 松山市	20
007 福島県	370	047 沖縄県	29	090 豊田市	53
008 茨城県	150	050 旭川市	30	091 福山市	90
009 栃木県	29	051 札幌市	350	092 高知市	10
010 群馬県	151	052 函館市	34	093 宮崎市	50
011 埼玉県	398	054 仙台市	200	094 いわき市	4
012 千葉県	700	055 千葉市	50	095 長野市	9
013 東京都	300	056 横浜市	120	096 豊橋市	111
014 神奈川県	82	057 川崎市	62	097 高松市	20
015 新潟県	80	058 横須賀市	31	098 相模原市	70
016 富山県	23	059 新潟市	調査対象外	099 西宮市	48
017 石川県	72	060 金沢市	20	100 倉敷市	20
018 福井県	31	061 岐阜市	66	101 さいたま市	100
019 山梨県	15	062 静岡市	46	102 奈良市	20
020 長野県	400	063 浜松市	50	103 川崎市	3
021 岐阜県	132	064 名古屋市	121	104 船橋市	23
022 静岡県	150	065 京都市	50	105 岡崎市	35
023 愛知県	322	066 大阪市	94	106 高槻市	10
024 三重県	300	067 堺市	調査対象外	108 青森市	40
025 滋賀県	110	068 東大阪市	16	109 八王子市	30
026 京都府	20	069 神戸市	5	110 盛岡市	5
027 大阪府	20	070 姫路市	18	111 柏市	24
028 兵庫県	79	071 尼崎市	243	112 久留米市	300
029 奈良県	39	072 和歌山市	70	114 前橋市	22
030 和歌山県	100	073 広島市	80	115 大津市	30
031 鳥取県	89	074 呉市	5	116 高崎市	10
032 島根県	27	075 下関市	調査対象外	118 豊中市	8
033 岡山県	150	076 北九州市	調査対象外	119 那覇市	35
034 広島県	200	077 福岡市	60	120 枚方市	16
035 山口県	80	078 大牟田市	6	121 越谷市	20
036 徳島県	1,600	079 長崎市	60		
037 香川県	337	080 佐世保市	10	計	12,202
038 愛媛県	200	081 熊本市	2		
039 高知県	25	082 鹿児島市	30	平均 (計/実施自治体数)	110
040 福岡県	66	083 岡山市	70		

(2) 高濃度 PCB 廃棄物の処理に関する指導・助言等について

① 貴都道府県市において、PCB 特措法第 8 条の届出を行っている保管事業者の JESCO への登録状況を把握していますか。

調査対象 115 自治体

内 容	今回調査
a はい	95 自治体
b いいえ	20 自治体

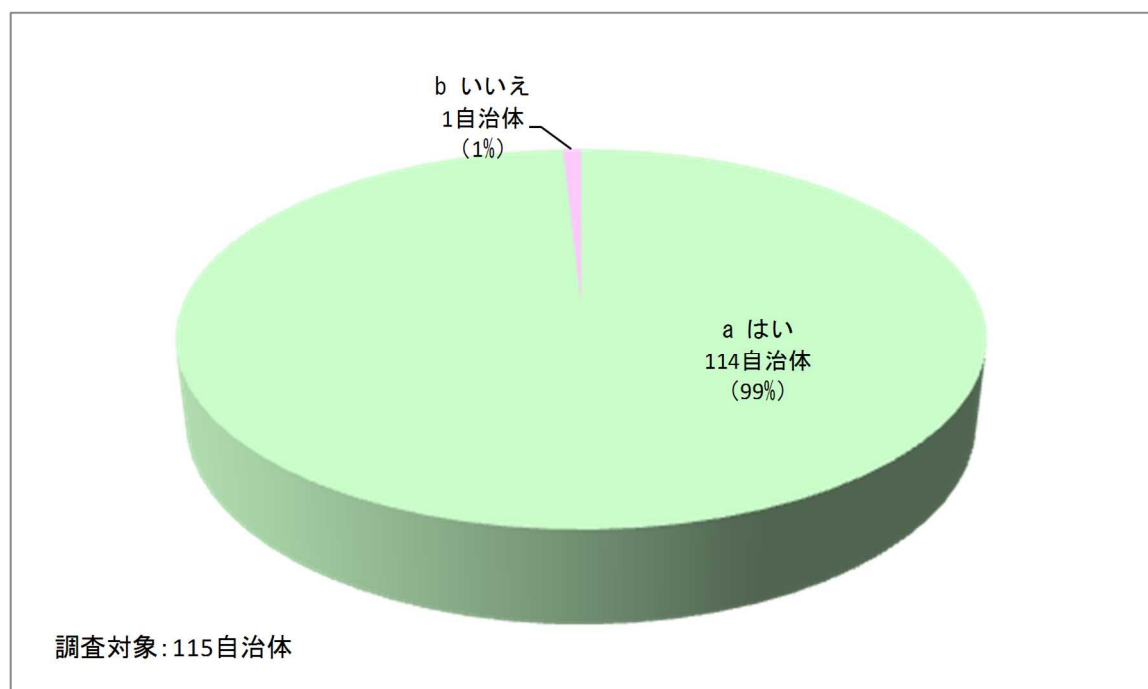


自治体名	登録状況把握		自治体名	登録状況把握		自治体名	登録状況把握	
	把握	未把握		把握	未把握		把握	未把握
001 北海道	○		041 佐賀県	○		084 宇都宮市	○	
002 青森県	○		042 長崎県	○		085 富山市	○	
003 岩手県		○	043 熊本県	○		086 秋田市		○
004 宮城県	○		044 大分県	○		087 郡山市		○
005 秋田県	○		045 宮崎県	○		088 大分市		○
006 山形県	○		046 鹿児島県	○		089 松山市	○	
007 福島県	○		047 沖縄県	○		090 豊田市	○	
008 茨城県	○		050 旭川市	○		091 福山市	○	
009 栃木県	○		051 札幌市	○		092 高知市	○	
010 群馬県	○		052 函館市	○		093 宮崎市	○	
011 埼玉県	○		054 仙台市	○		094 いわき市	○	
012 千葉県	○		055 千葉市		○	095 長野市		○
013 東京都	○		056 横浜市	○		096 豊橋市	○	
014 神奈川県	○		057 川崎市		○	097 高松市	○	
015 新潟県		○	058 横須賀市	○		098 相模原市	○	
016 富山県	○		059 新潟市	○		099 西宮市		○
017 石川県	○		060 金沢市	○		100 倉敷市	○	
018 福井県	○		061 岐阜市	○		101 さいたま市	○	
019 山梨県	○		062 静岡市		○	102 奈良市	○	
020 長野県	○		063 浜松市	○		103 川越市	○	
021 岐阜県	○		064 名古屋市	○		104 船橋市	○	
022 静岡県	○		065 京都市		○	105 岡崎市	○	
023 愛知県	○		066 大阪市	○		106 高槻市		○
024 三重県	○		067 堺市		○	108 青森市	○	
025 滋賀県	○		068 東大阪市		○	109 八王子市	○	
026 京都府		○	069 神戸市	○		110 盛岡市	○	
027 大阪府	○		070 姫路市		○	111 柏市		○
028 兵庫県	○		071 尼崎市	○		112 久留米市	○	
029 奈良県	○		072 和歌山市	○		114 前橋市	○	
030 和歌山県	○		073 広島市	○		115 大津市	○	
031 鳥取県	○		074 呉市	○		116 高崎市		○
032 島根県	○		075 下関市	○		118 豊中市	○	
033 岡山県	○		076 北九州市	○		119 那覇市	○	
034 広島県	○		077 福岡市	○		120 枚方市	○	
035 山口県	○		078 大牟田市	○		121 越谷市	○	
036 徳島県	○		079 長崎市		○			
037 香川県	○		080 佐世保市	○				
038 愛媛県	○		081 熊本市	○				
039 高知県	○		082 鹿児島市		○			
040 福岡県	○		083 岡山市	○		計	95	20

② 貴都道府県市において、PCB 特措法第 8 条の届出を行っている保管事業者の JESCO への登録を促進することについて、平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日の間に指導・助言等を実施しましたか。

調査対象 115 自治体

内 容	今回調査
a はい	114 自治体
b いいえ	1 自治体

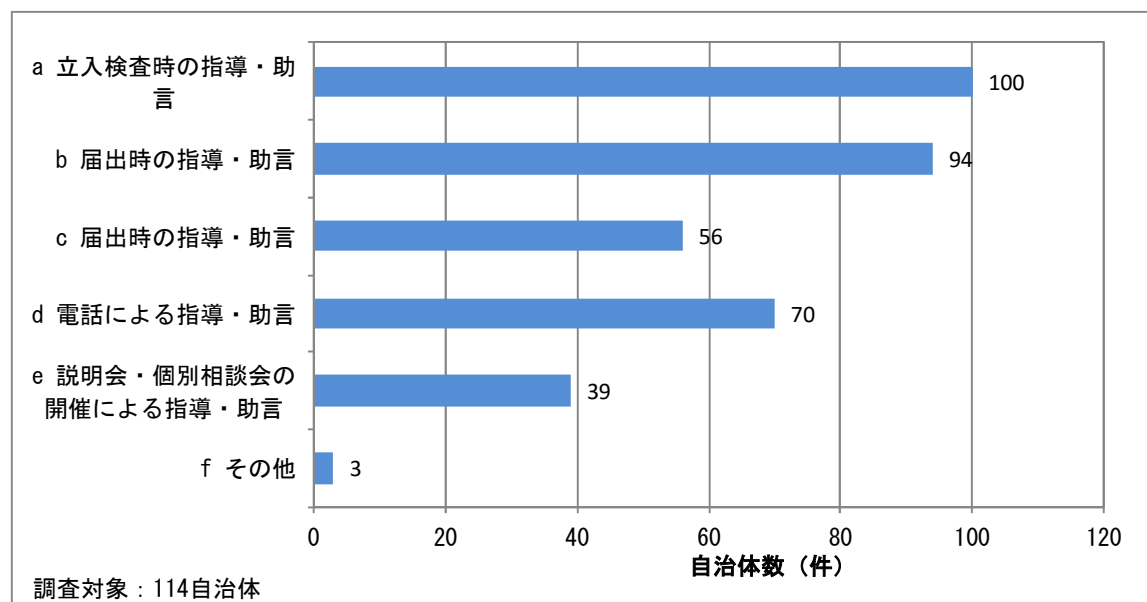


自治体名	指導・助言		自治体名	指導・助言		自治体名	指導・助言	
	実施	未実施		実施	未実施		実施	未実施
001 北海道	○		041 佐賀県	○		084 宇都宮市	○	
002 青森県	○		042 長崎県	○		085 富山市	○	
003 岩手県	○		043 熊本県	○		086 秋田市	○	
004 宮城県	○		044 大分県	○		087 郡山市	○	
005 秋田県	○		045 宮崎県	○		088 大分市	○	
006 山形県	○		046 鹿児島県	○		089 松山市	○	
007 福島県	○		047 沖縄県	○		090 豊田市	○	
008 茨城県	○		050 旭川市	○		091 福山市	○	
009 栃木県	○		051 札幌市	○		092 高知市	○	
010 群馬県	○		052 函館市	○		093 宮崎市	○	
011 埼玉県	○		054 仙台市	○		094 いわき市	○	
012 千葉県	○		055 千葉市	○		095 長野市	○	
013 東京都	○		056 横浜市	○		096 豊橋市	○	
014 神奈川県	○		057 川崎市	○		097 高松市	○	
015 新潟県	○		058 横須賀市	○		098 相模原市	○	
016 富山県	○		059 新潟市	○		099 西宮市	○	
017 石川県	○		060 金沢市	○		100 倉敷市	○	
018 福井県	○		061 岐阜市	○		101 さいたま市	○	
019 山梨県	○		062 静岡市	○		102 奈良市	○	
020 長野県	○		063 浜松市	○		103 川崎市	○	
021 岐阜県	○		064 名古屋市	○		104 船橋市	○	
022 静岡県	○		065 京都市	○		105 岡崎市	○	
023 愛知県	○		066 大阪市	○		106 高槻市	○	
024 三重県	○		067 堺市	○		108 青森市	○	
025 滋賀県	○		068 東大阪市	○		109 八王子市	○	
026 京都府	○		069 神戸市	○		110 盛岡市	○	
027 大阪府	○		070 姫路市	○		111 柏市	○	
028 兵庫県	○		071 尼崎市	○		112 久留米市	○	
029 奈良県	○		072 和歌山市	○		114 前橋市	○	
030 和歌山県	○		073 広島市	○		115 大津市	○	
031 鳥取県	○		074 呉市	○		116 高崎市	○	
032 島根県	○		075 下関市	○		118 豊中市	○	
033 岡山県	○		076 北九州市		○	119 那覇市	○	
034 広島県	○		077 福岡市	○		120 枚方市	○	
035 山口県	○		078 大牟田市	○		121 越谷市	○	
036 徳島県	○		079 長崎市	○				
037 香川県	○		080 佐世保市	○				
038 愛媛県	○		081 熊本市	○				
039 高知県	○		082 鹿児島市	○				
040 福岡県	○		083 岡山市	○		計	114	1

③ (②の回答が a の場合御回答ください) 指導・助言の方法を御回答ください。

調査対象 114 自治体 (複数回答)

内 容	今回調査
a 立入検査 (法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。) 時の指導・助言	100 自治体
b 届出時の指導・助言	94 自治体
c 通知・文書による指導・助言	56 自治体
d 電話による指導・助言	70 自治体
e 説明会・個別相談会の開催による指導・助言	39 自治体
f その他	3 自治体



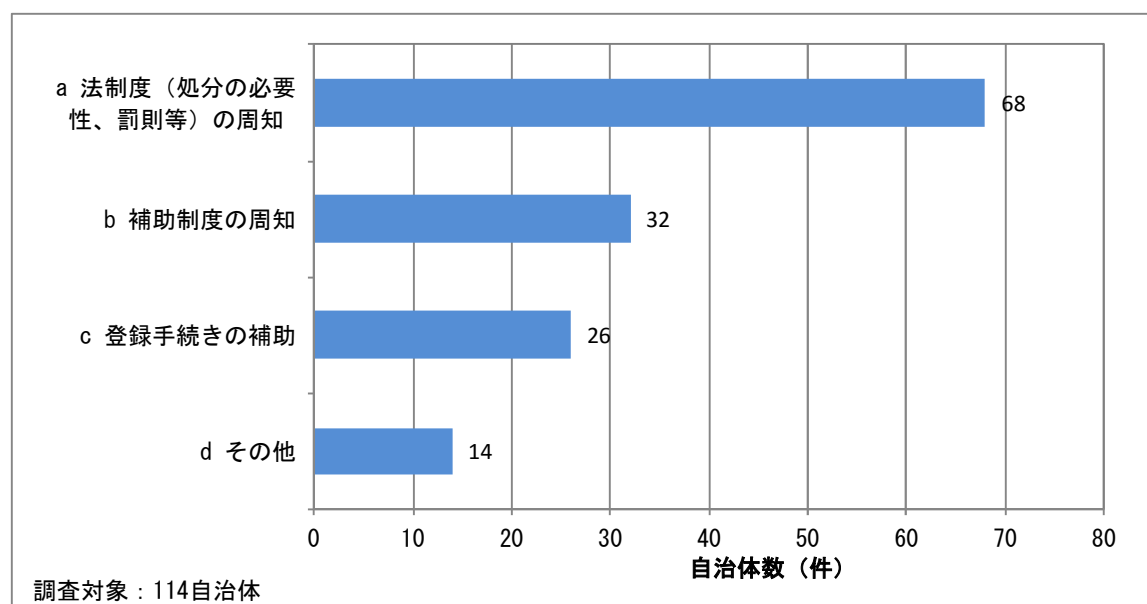
(その他の内容)

- ・ 委託事業者による訪問指導。
- ・ 保管事業者への立入検査の際、JESCO 職員が同行し助言。
- ・ 問合せや相談等の時に助言。

④ (②の回答が a の場合御回答ください) JESCO への登録へと繋がった際に決め手となった指導の内容を御回答ください。

調査対象 114 自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 法制度（処分の必要性、罰則等）の周知	68 自治体
b 補助制度の周知	32 自治体
c 登録手続きの補助	26 自治体
d その他	14 自治体



（その他の内容）

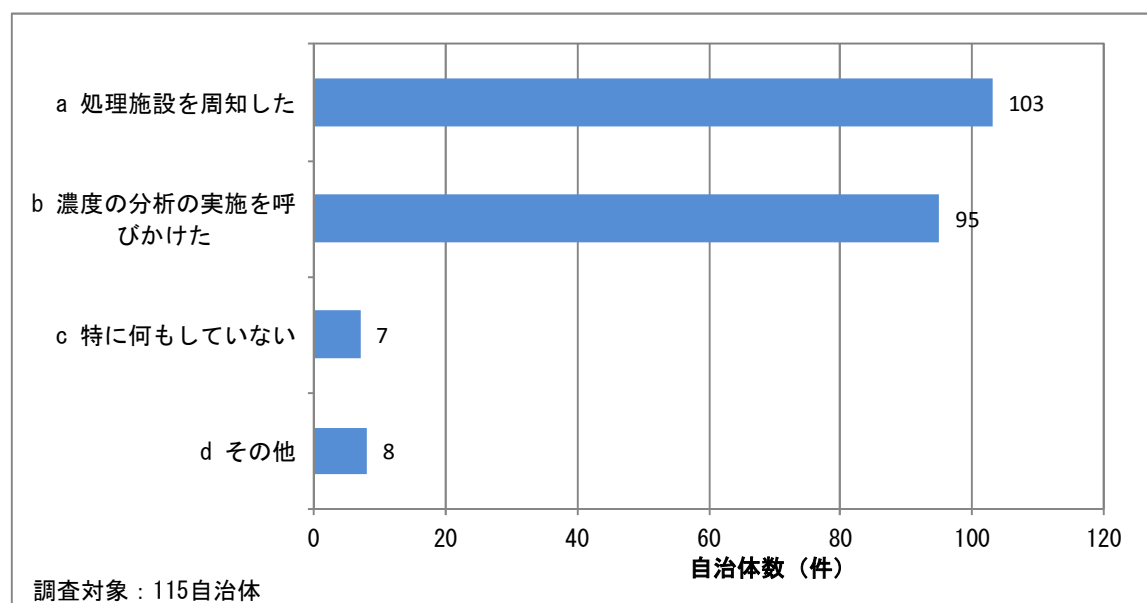
- ・ JESCO は登録順に処理計画を立てるため、期限が迫り処理施設が立て込んだ場合、登録が遅いと期限までに処分できなくなる恐れがある旨の説明をした。
- ・ 立入検査の際、JESCO に同行してもらい、登録手続き等の説明を実施した。
- ・ JESCO 豊田職員と合同で保管事業者へ立入検査を行った。
- ・ JESCO に登録しても処分までに年単位で待たされるという誤解（現状と異なる古い情報）の払拭を行った。
- ・ 新規届出時に高濃度 PCB 廃棄物等の保有が判明した場合、JESCO へ情報提供し、事業者への機器登録誘導を依頼した。
- ・ JESCO 担当者の連絡先を教えている。また、事業者の要望があれば担当者に連絡してもらうよう依頼している。
- ・ JESCO への登録状況を把握していない(事業者を確認していない)ため、指導後の詳細については不明。

(3) 微量 PCB 汚染廃電気機器等について

貴都道府県市において、微量 PCB 汚染廃電気機器等を所有している事業者（使用中を含む。）に対して、平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の間に指導・助言したことはありますか。

調査対象 115 自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処理施設を周知した（無害化処理認定事業者等に関する情報提供を行った）	103 自治体
b 濃度の分析の実施を呼びかけた	95 自治体
c 特に何もしていない	7 自治体
d その他	8 自治体



(その他の内容)

- ・ 適正保管指導、処分期限を周知した。
- ・ 法改正の説明会で処理施設の周知や濃度分析の実施を呼びかけた。
- ・ 本市処理計画に基づき処理完了目標期限(H33 年度末)までに処分（計画的な使用中止を含む）するよう協力要請を行った。
- ・ PCB 特措法の内容並びに低濃度 PCB 廃棄物に係る処理期限の周知を行った。
- ・ 電話等で相談のあった事業者に対し、処理手順等を周知、助言した。
- ・ 収集運搬業者を周知した。
- ・ 県独自で実施している処理費用補助制度を周知した。

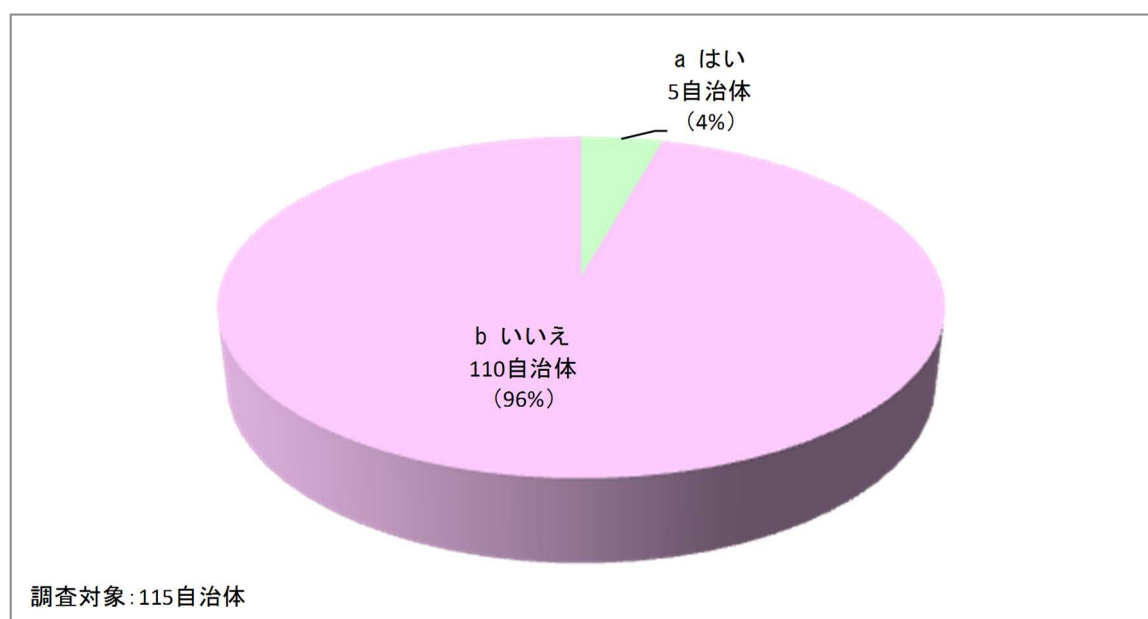
自治体名	指導・助言の内容				自治体名	指導・助言の内容			
	処理施設の周知	濃度分析の実施	未実施	その他		処理施設の周知	濃度分析の実施	未実施	その他
001 北海道	○	○			062 静岡市	○	○		
002 青森県	○	○			063 浜松市	○	○		
003 岩手県	○	○			064 名古屋市	○	○		
004 宮城県	○	○			065 京都市	○	○		
005 秋田県	○				066 大阪市	○	○		
006 山形県	○				067 堺市	○	○		
007 福島県	○	○			068 東大阪市	○	○		
008 茨城県	○	○			069 神戸市	○	○		
009 栃木県	○	○		○	070 姫路市	○			
010 群馬県				○	071 尼崎市	○	○		
011 埼玉県	○	○			072 和歌山市	○	○		
012 千葉県	○	○			073 広島市	○	○		
013 東京都	○	○			074 呉市	○	○		
014 神奈川県	○				075 下関市		○		
015 新潟県	○	○			076 北九州市	○	○		○
016 富山県			○		077 福岡市	○	○		
017 石川県	○	○			078 大牟田市	○	○		
018 福井県	○	○			079 長崎市	○	○		○
019 山梨県	○	○			080 佐世保市	○	○		
020 長野県	○	○			081 熊本市		○		
021 岐阜県	○	○			082 鹿児島市	○	○		
022 静岡県			○		083 岡山市	○	○		
023 愛知県	○	○			084 宇都宮市	○	○		
024 三重県	○	○			085 富山市	○	○		
025 滋賀県	○	○			086 秋田市	○	○		
026 京都府				○	087 郡山市	○	○		
027 大阪府	○	○			088 大分市	○	○		
028 兵庫県	○	○			089 松山市	○	○		
029 奈良県	○	○			090 豊田市	○	○		
030 和歌山県			○		091 福山市	○	○		
031 鳥取県	○	○			092 高知市			○	
032 島根県			○		093 宮崎市	○			
033 岡山県	○	○			094 いわき市	○	○		
034 広島県	○	○			095 長野市	○	○		
035 山口県		○			096 豊橋市	○	○		
036 徳島県	○	○		○	097 高松市	○	○		
037 香川県	○	○			098 相模原市	○	○		
038 愛媛県	○			○	099 西宮市	○	○		
039 高知県	○	○			100 倉敷市	○	○		
040 福岡県	○	○			101 さいたま市			○	
041 佐賀県	○	○			102 奈良市	○	○		
042 長崎県	○	○			103 川越市	○	○		
043 熊本県			○		104 船橋市	○	○		
044 大分県	○	○			105 岡崎市	○	○		
045 宮崎県	○			○	106 高槻市	○	○		
046 鹿児島県	○	○			108 青森市	○			
047 沖縄県	○	○			109 八王子市	○	○		
050 旭川市	○				110 盛岡市	○	○		
051 札幌市	○	○			111 柏市	○	○		
052 函館市	○	○			112 久留米市	○	○		
054 仙台市	○	○			114 前橋市	○	○		
055 千葉市	○	○			115 大津市	○			
056 横浜市	○	○			116 高崎市	○	○		
057 川崎市	○	○			118 豊中市	○	○		
058 横須賀市	○	○			119 那覇市	○	○		
059 新潟市	○				120 枚方市	○	○		
060 金沢市	○	○			121 越谷市	○	○		
061 岐阜市	○	○							
計						103	95	7	8

(4) 処理支援策について

① 貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、処理費用・収集運搬費用等の補助制度を設けていますか。

調査対象 115 自治体

内 容	今回調査
a はい	5 自治体
b いいえ	110 自治体



(補助制度の内容)

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者のうち、処理困難者（事業廃止した者等）に対する補助制度（処分費用の一部及び分析費用の一部）を実施。
- ・ 分析費、処分費について、中小企業等に対し 1/2 の補助。
- ・ 中小企業等による微量 PCB 汚染廃電気機器の処理の費用の 1/2 を補助（上限 10 万円）
- ・ 1 台当たり最大 5 万円の補助を実施。
- ・ 中小企業等が PCB の含有の有無が不明な電気機器等中の PCB 濃度分析を行う場合、その経費に対する補助。

② (①の回答が a の場合御回答ください) 貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して設けている処理費用・収集運搬費用等の補助制度を活用した支援実績はありますか。「b いいえ」と御回答いただいた場合、未活用となった理由及び対応策について御回答ください。

調査対象 5 自治体

内 容	今回調査
a はい	5 自治体
b いいえ	0 自治体

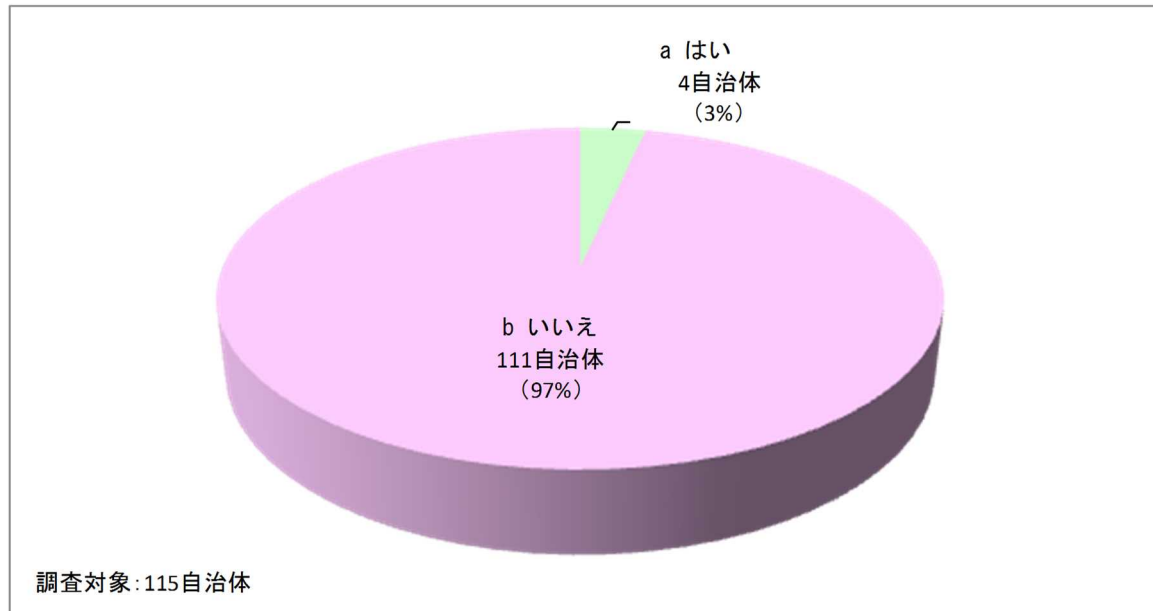
(未活用の理由および対応策について)

該当なし

③ 貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、処理費用・収集運搬費用等の融資制度を設けていますか。「b いいえ」と御回答いただいた場合、未活用となった理由及び対応策について御回答ください。

調査対象 115 自治体

内 容	今回調査
a はい	4 自治体
b いいえ	111 自治体



(融資制度の内容)

- ・ PCB 廃棄物の処理費用（運搬費用を含む）及び対象設備の買換費用の融資。
- ・ 県内の中小企業者又は中小企業団体に対する融資制度。
- ・ PCB 廃棄物判定のための試料採取や分析、PCB 廃棄物の抜油、収集運搬、処分に対する融資。
（原則、必要経費の全額を融資すし、利子も全額補助）

- ・ 貸付対象者に条件を設け、P C B 廃棄物処理に必要な処理費（運搬経費を含む）に対し、必要経費の 4 / 5 以内を融資（限度額 5 0 0 万円）。

④ (③の回答が a の場合御回答ください) 貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して設けている処理費用・収集運搬費用等の融資制度を活用した支援実績はありますか。

調査対象 4 自治体

内 容	今回調査
a はい	0 自治体
b いいえ	4 自治体

(未活用の理由)

- ・ 補助とは異なり、保管事業者にとっては費用負担が生じるためと思われる。
- ・ 処理困難者も融資を受けずに処理を行ったため。
- ・ 申請事例がなかったため。

(対応策について)

- ・ 処理困難者の指導の際に利用の呼びかけ、周知に努める。
- ・ ホームページでの広報や、個別相談の際の案内等、周知に努める。

⑤ ①、③以外に財政的、技術的支援を行っている場合、その内容について御記入ください。

(技術的支援の内容)

- ・ 県「経営改善資金」において中小企業者向け設備資金（機器の更新）を融資。
- ・ JESCO への集中搬入期間を設け、相積みによる収集運搬料金の低廉化を促進。
- ・ PCB 濃度分析費用の補助。
- ・ 県商工労働部において、各種融資制度等を設けている。
- ・ 各保管事業者に対し、県内の高濃度 PCB 廃棄物を JESCO へ運搬する際の一括搬送を呼びかけ、運搬費の負担軽減を図っている。

⑥ 今後、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対し、新たに支援を行う予定があればその内容について御記入ください。

(新たな支援の内容)

- ・ 微量 PCB を含む可能性がある電気機器等の判定を行うための分析費用補助（補助率 1 / 2、補助上限 15,000 円／台）を創設し、平成 2 9 年度から実施予定。
- ・ JESCO の特別登録制度を活用予定。

- ・ 安定器の銘板情報確認の委託費用について補助制度を創設し、平成２９年度より運用予定。
- ・ 引き続き、集中搬入期間の設定を予定。

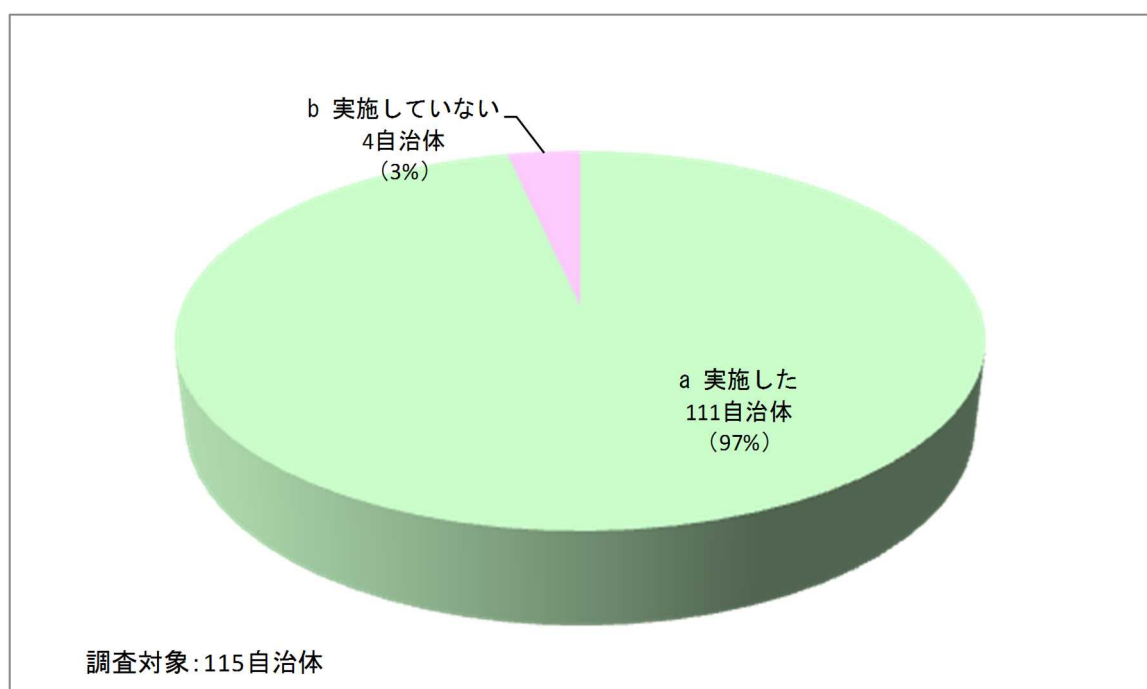
6. 事業者への期限内処理の必要性等の周知・広報について

(1) 周知・広報の取組み状況について

① 貴都道府県市において、平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日の間に、次の事業者等（(2) ①）に期限内処理の必要性等の周知・広報を新たに実施しましたか。

調査対象 115 自治体

内 容	今回調査
a 実施した	111 自治体
b 実施していない	4 自治体



(実施していない自治体の今後の予定)

- ・ 新年度の保管状況届提出指導の通知と併せて、3 月に周知予定。
- ・ 年度内にホームページ上で早期処理についての周知を実施する予定。
- ・ 今年度末までに、県ホームページの情報を更新する予定。
- ・ 今後、HP 等で実施の予定。

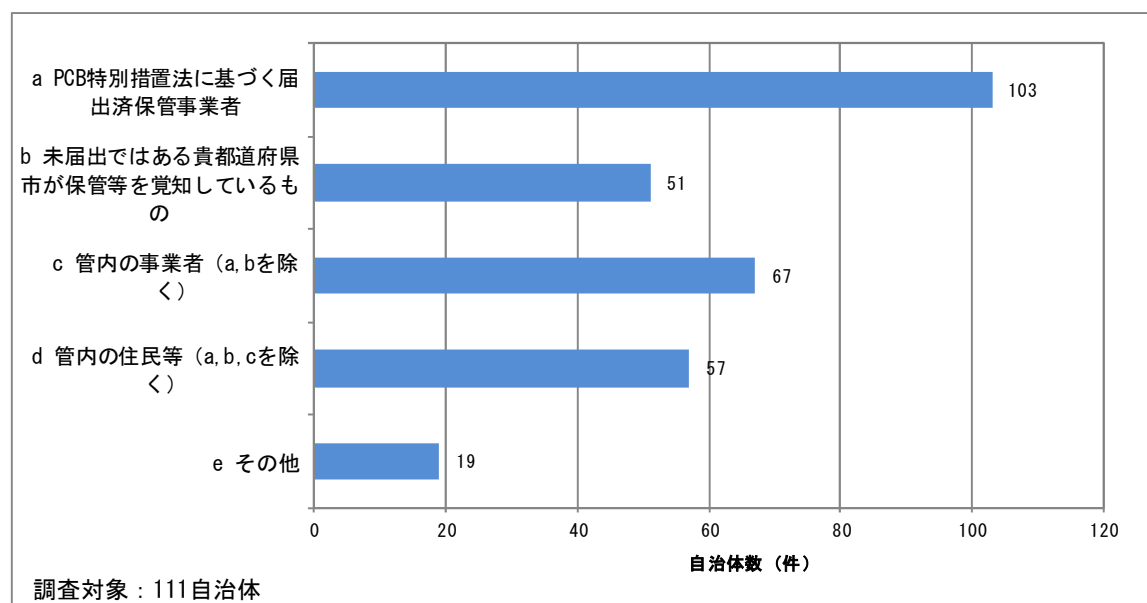
自治体名	期限内処理の必要性等の周知・広報を新たに実施したか	自治体名	期限内処理の必要性等の周知・広報を新たに実施したか	自治体名	期限内処理の必要性等の周知・広報を新たに実施したか
001 北海道	○	041 佐賀県	○	084 宇都宮市	○
002 青森県	○	042 長崎県	○	085 富山市	○
003 岩手県		043 熊本県	○	086 秋田市	○
004 宮城県	○	044 大分県	○	087 郡山市	○
005 秋田県	○	045 宮崎県	○	088 大分市	○
006 山形県	○	046 鹿児島県	○	089 松山市	○
007 福島県	○	047 沖縄県	○	090 豊田市	○
008 茨城県	○	050 旭川市	○	091 福山市	○
009 栃木県	○	051 札幌市	○	092 高知市	○
010 群馬県	○	052 函館市	○	093 宮崎市	○
011 埼玉県	○	054 仙台市	○	094 いわき市	○
012 千葉県	○	055 千葉市	○	095 長野市	○
013 東京都	○	056 横浜市	○	096 豊橋市	○
014 神奈川県	○	057 川崎市	○	097 高松市	○
015 新潟県	○	058 横須賀市	○	098 相模原市	○
016 富山県	○	059 新潟市	○	099 西宮市	○
017 石川県	○	060 金沢市		100 倉敷市	○
018 福井県	○	061 岐阜市	○	101 さいたま市	○
019 山梨県	○	062 静岡市	○	102 奈良市	○
020 長野県	○	063 浜松市	○	103 川越市	
021 岐阜県	○	064 名古屋市	○	104 船橋市	○
022 静岡県	○	065 京都市	○	105 岡崎市	○
023 愛知県	○	066 大阪市	○	106 高槻市	○
024 三重県	○	067 堺市	○	108 青森市	○
025 滋賀県	○	068 東大阪市	○	109 八王子市	○
026 京都府	○	069 神戸市	○	110 盛岡市	○
027 大阪府	○	070 姫路市	○	111 柏市	○
028 兵庫県	○	071 尼崎市	○	112 久留米市	○
029 奈良県	○	072 和歌山市	○	114 前橋市	○
030 和歌山県	○	073 広島市	○	115 大津市	○
031 鳥取県	○	074 呉市	○	116 高崎市	○
032 島根県	○	075 下関市	○	118 豊中市	○
033 岡山県	○	076 北九州市	○	119 那覇市	○
034 広島県	○	077 福岡市	○	120 枚方市	○
035 山口県	○	078 大牟田市	○	121 越谷市	○
036 徳島県	○	079 長崎市	○		
037 香川県	○	080 佐世保市	○		
038 愛媛県	○	081 熊本市	○		
039 高知県	○	082 鹿児島市		計	111
040 福岡県	○	083 岡山市	○		

(2) 周知・広報を行った対象及び取組み内容について

① ((1) の回答が a の場合御回答ください) 周知・広報を行った対象について御回答ください。

調査対象 111自治体 (複数回答)

内 容	今回調査
a PCB 特別措置法に基づく届出済保管事業者	103自治体
b PCB 特別措置法に基づく届出を行っていないものの、貴都道府県市が PCB 使用製品・廃棄物の保管等を覚知しているもの	51自治体
c 管内の事業者 (a、bを除く)	67自治体
d 管内の住民等 (a、b、cを除く)	57自治体
e その他	19自治体



(その他の内容)

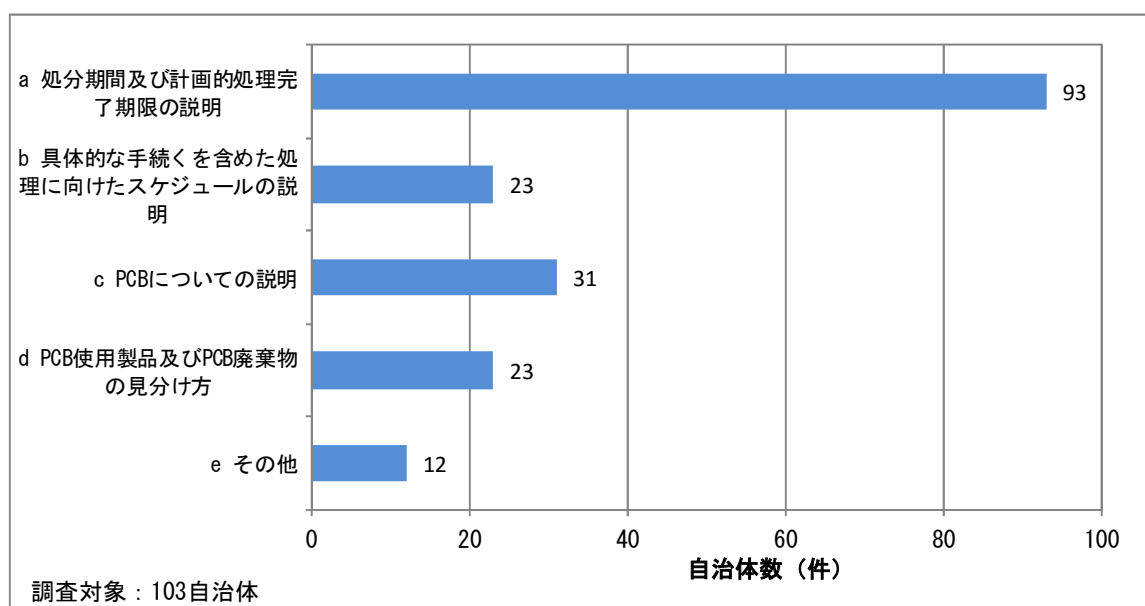
- ・ 産業廃棄物排出事業者、処理業者。
- ・ 掘り起こし調査により判明した、未届と思われる保管事業者。
- ・ フォローアップ調査対象事業者。
- ・ 管内の電気主任技術者。
- ・ 自家用電気工作物設置者。
- ・ 電気保安協会の会員 (電気工作物設置事業者)。
- ・ JESCO 北九州事業エリア内の事業者。
- ・ 電気安全セミナー (中国四国産業保安監督部主催) にて管内の自家用電気工作物保安業務の従事者等。
- ・ PCB 油が未分析であり、PCB 濃度が不明の機器等を保管または使用している事業者。

- ・ 市町村担当者、県庁の PCB を保管している所属の担当者及び主幹課。
- ・ 県商工会議所連合会の構成員、県産業廃棄物協会の構成員。
- ・ ホームページの閲覧者。

②『a PCB 特別措置法に基づく届出済保管事業者』に対して、重点を置いた内容について御回答ください。

調査対象 103自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処分期間及び計画的処理完了期限の説明	93自治体
b 具体的な手続きを含めた処理に向けたスケジュールの説明	23自治体
c PCBについての説明	31自治体
d PCB使用製品及びPCB廃棄物の見分け方	23自治体
e その他	12自治体



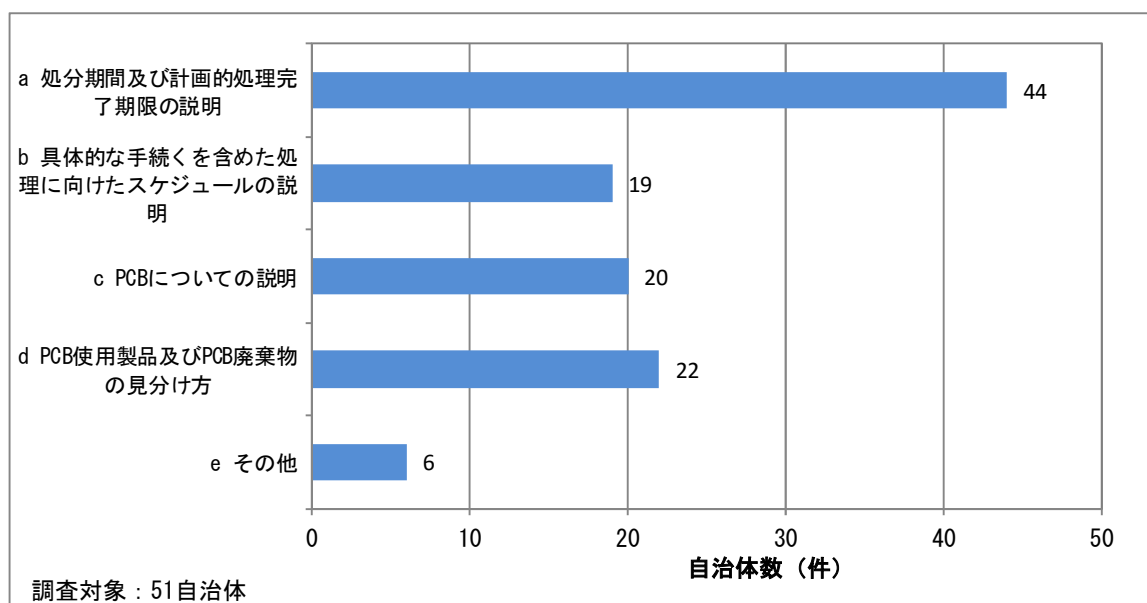
（その他の内容）

- ・ PCB 特措法改正の内容説明。
- ・ 中小企業等処理費用軽減制度について。
- ・ PCB 廃棄物の区分・種類毎の処分委託先及び処分期間について。
- ・ JESCO への登録が必要なことおよび JESCO 窓口の案内について。
- ・ 保管方法、分析機関及び無害化処理認定施設の案内等。
- ・ 処分期間内の処理委託の必要性について。
- ・ 法改正及び安定器等・汚染物の特別登録・調整協力割引制度について。

③『b PCB 特別措置法に基づく届出を行っていないものの、貴都道府県市がPCB 使用製品・廃棄物の保管等を覚知しているもの』に対して、重点を置いた内容について御回答ください。

調査対象 51自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処分期間及び計画的処理完了期限の説明	44自治体
b 具体的な手続きを含めた処理に向けたスケジュールの説明	19自治体
c PCB についての説明	20自治体
d PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の見分け方	22自治体
e その他	6自治体



（その他の内容）

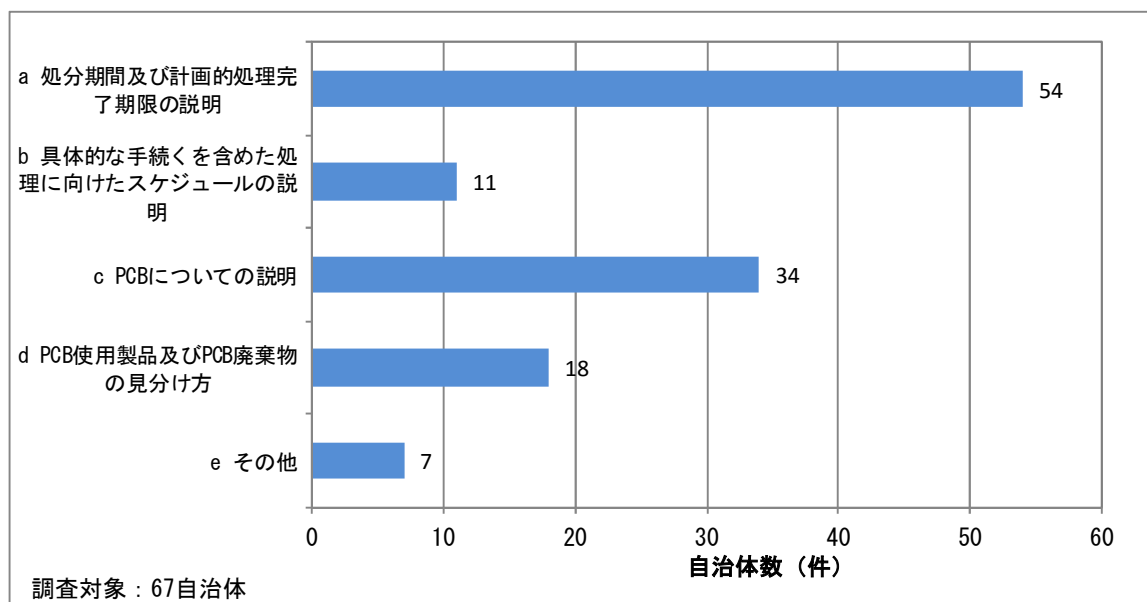
- ・ 法改正の内容について。
- ・ 罰則、改善命令、代執行手続等について。
- ・ PCB 特措法に基づく届出及び処分期間内の処理委託の必要性について。
- ・ 保管方法、分析機関及び無害化処理認定施設の案内等。
- ・ 安定器等・汚染物の特別登録・調整協力割引制度について。

④『c 管内の事業者（a、bを除く）』に対して、重点を置いた内容について御回答ください。

調査対象 67自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処分期間及び計画的処理完了期限の説明	54自治体

b 具体的な手続きを含めた処理に向けたスケジュールの説明	1 1 自治体
c PCB についての説明	3 4 自治体
d PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の見分け方	1 8 自治体
e その他	7 自治体



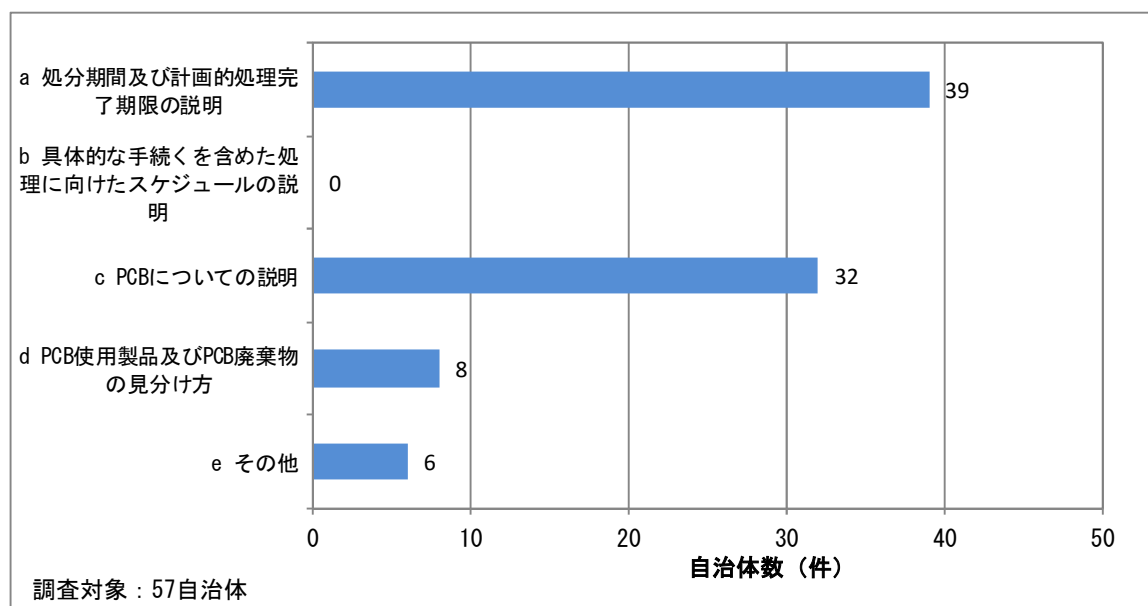
(その他の内容)

- ・ PCB 特措法の改正について。
- ・ JESCO 北九州における特別登録の実施について。
- ・ 特措法届出制度、PCB 機器の確認、期限内処理について。
- ・ 処分期間内の処理委託及び保有確認の必要性について。
- ・ 特別登録・調整協力割引制度について。

⑤『d 管内の住民等 (a、b、cを除く)』に対して、重点を置いた内容について御回答ください。

調査対象 5 7 自治体 (複数回答)

内 容	今回調査
a 処分期間及び計画的処理完了期限の説明	3 9 自治体
b 具体的な手続きを含めた処理に向けたスケジュールの説明	0 自治体
c PCB についての説明	3 2 自治体
d PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の見分け方	8 自治体
e その他	6 自治体



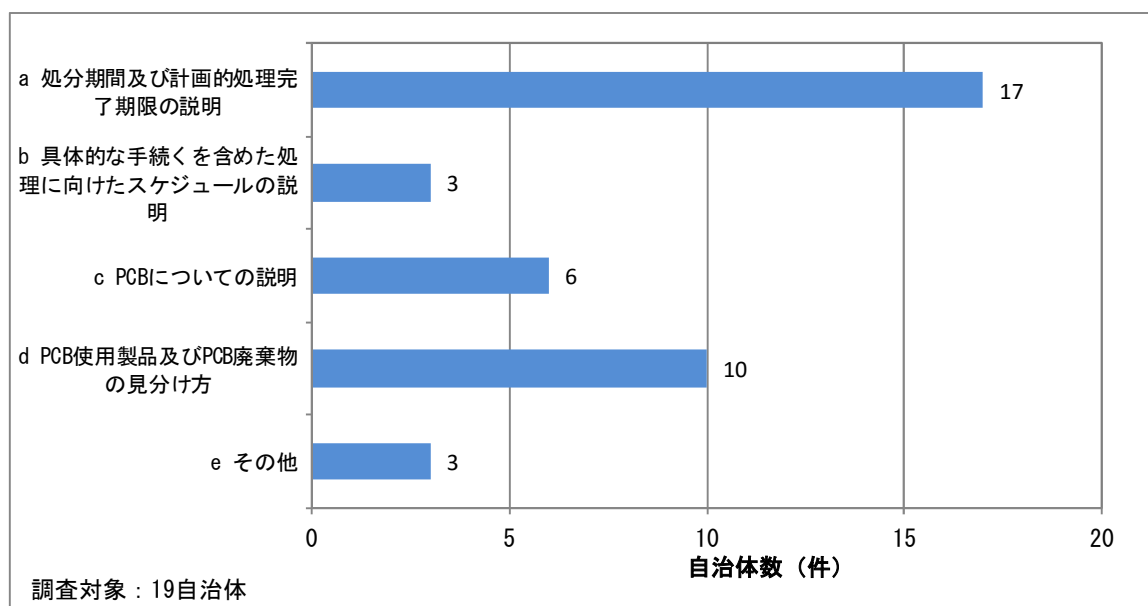
(その他の内容)

- ・ 電気機器等の PCB 含有の確認について。
- ・ 特措法届出制度、PCB 機器の確認、期限内処理について。
- ・ 処分期間内の処理委託及び保有確認の必要性について。
- ・ 改正 PCB 特措法の内容説明。

⑥『e その他』に対して、重点を置いた内容について御回答ください。

調査対象 19自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処分期間及び計画的処理完了期限の説明	17自治体
b 具体的な手続きを含めた処理に向けたスケジュールの説明	3自治体
c PCB についての説明	6自治体
d PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の見分け方	10自治体
e その他	3自治体



(その他の内容)

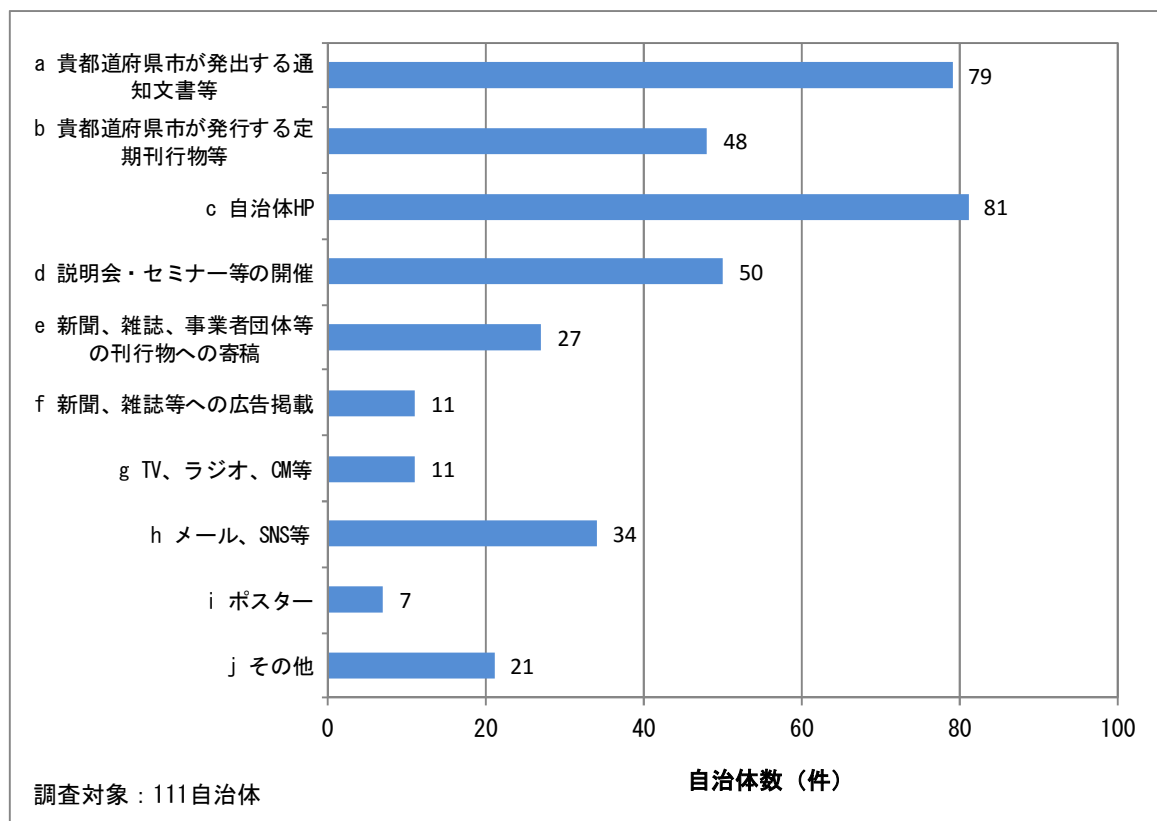
- ・ PCB 廃棄物の区分・種類毎の処分委託先及び処分期間について。
- ・ 法改正及び安定器等・汚染物の特別登録・調整協力割引制度について。
- ・ PCB 特措法の届出義務等の説明について。

(3) 周知・広報の方法について

① ((1) の回答が a の場合御回答ください) 周知・広報の方法について御回答ください。

調査対象 111自治体 (複数回答)

内 容	今回調査
a 貴都道府県市が発出する通知文書等	79自治体
b 貴都道府県市 (都道府県下の市町村を含む。)が発行する定期刊行物等	48自治体
c 自治体HP	81自治体
d 説明会・セミナー等の開催	50自治体
e 新聞、雑誌、事業者団体等の刊行物への寄稿	27自治体
f 新聞、雑誌等への広告掲載	11自治体
g TV、ラジオ、CM等	11自治体
h メール、SNS等	34自治体
i ポスター	7自治体
j その他	21自治体



(その他の内容)

- ・ 保管事業者への立入時や掘り起こし調査時に周知。
- ・ 届出時に窓口で周知・広報。
- ・ 届出の提出案内を発送する際、案内文中に説明を記載している。
- ・ 事業者向けのチラシを作成、配布予定。
- ・ 九都県市廃棄物問題検討委員会にて保管事業者に向けたパンフレットを作成し、案内、指導時に頒布している。
- ・ 団体が主催する研修での講演。
- ・ 県独自に作成したパンフレットあるいはチラシを立入検査時等に配布。
- ・ 商工会議所広報への折込チラシ。
- ・ 地上デジタルデータ放送通知欄への記載(処理期限が 500 日を切ったこと及び処理期限等)。
- ・ 電気技術者協会支部、不動産業界団体支部の研修会での出前講座。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に対しては、立入検査時に環境省パンフレット、JESCO ホームページより機器等登録手続を印刷したもの等を手交し、処理期限等について周知している。
- ・ 当課で毎年作成している産廃適正処理パンフレットへ情報掲載。
- ・ 環境省発行のパンフレット「PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」を送付。

自治体名	周知・助言方法について									
	a 通知文書等	b 定期刊行物等	c 自治体HP	d 説明会・セミナー等	e 新聞、雑誌、事業者団体等の刊行物	f 新聞、雑誌等への広告	g TV、ラジオ、CM等	h メール、SNS等	i ポスター	j その他
001 北海道	○			○						
002 青森県	○									
003 岩手県										
004 宮城県										○
005 秋田県			○		○			○		
006 山形県	○		○							
007 福島県	○		○				○			○
008 茨城県	○		○	○						
009 栃木県			○		○					
010 群馬県		○	○	○						
011 埼玉県	○	○	○	○						
012 千葉県	○		○	○	○				○	○
013 東京都	○		○	○	○					
014 神奈川県	○		○		○					○
015 新潟県	○		○	○	○					
016 富山県	○			○	○					
017 石川県	○		○	○						○
018 福井県	○			○						○
019 山梨県	○		○							
020 長野県	○		○	○				○		
021 岐阜県	○				○					○
022 静岡県	○	○	○		○			○		
023 愛知県	○				○					○
024 三重県	○		○	○	○			○		
025 滋賀県		○	○	○	○	○		○		
026 京都府	○	○	○	○			○			
027 大阪府	○	○	○	○		○		○	○	○
028 兵庫県	○	○	○	○	○					
029 奈良県	○	○	○	○				○		
030 和歌山県	○	○					○	○		
031 鳥取県	○	○	○	○						
032 島根県						○				
033 岡山県	○	○	○	○	○		○	○		
034 広島県	○		○	○	○			○		
035 山口県	○		○							○
036 徳島県	○	○	○	○				○		○
037 香川県	○	○	○	○	○			○		
038 愛媛県	○	○	○	○						
039 高知県	○	○	○			○			○	
040 福岡県	○		○	○						
041 佐賀県	○									
042 長崎県	○		○							
043 熊本県					○		○	○		
044 大分県			○	○		○				
045 宮崎県	○		○	○	○	○		○		
046 鹿児島県	○	○				○		○		
047 沖縄県			○	○		○	○		○	
050 旭川市	○									
051 札幌市	○		○					○		
052 函館市								○		○
054 仙台市	○	○		○						
055 千葉市	○	○	○						○	
056 横浜市	○	○						○		
057 川崎市	○		○						○	
058 横須賀市										○
059 新潟市	○		○							
060 金沢市										
061 岐阜市	○	○	○							

自治体名	周知・助言方法について									
	a 通知文書等	b 定期刊行物等	c 自治体HP	d 説明会・セミナー等	e 新聞、雑誌、事業者団体等の刊行物	f 新聞、雑誌等への広告	g TV、ラジオ、CM等	h メール、SNS等	i ポスター	j その他
062 静岡市	○	○	○	○						
063 浜松市					○					
064 名古屋市		○	○		○					○
065 京都市	○		○					○		
066 大阪市	○		○	○						
067 堺市	○	○	○	○				○		
068 東大阪市	○		○	○						
069 神戸市	○				○			○		
070 姫路市	○	○	○		○					
071 尼崎市	○	○	○							○
072 和歌山市		○	○							
073 広島市	○	○	○					○		
074 呉市	○	○	○							
075 下関市	○	○	○	○				○		
076 北九州市			○							
077 福岡市	○	○	○	○				○		
078 大牟田市		○	○							
079 長崎市	○	○	○							○
080 佐世保市	○	○	○				○	○		
081 熊本市		○	○				○	○		
082 鹿児島市										
083 岡山市	○	○	○	○						
084 宇都宮市	○		○					○		○
085 富山市			○	○						○
086 秋田市	○		○					○		
087 郡山市	○									
088 大分市	○		○							
089 松山市	○	○	○	○						
090 豊田市		○		○		○				
091 福山市										
092 高知市	○		○							○
093 宮崎市	○					○				
094 いわき市	○		○							
095 長野市			○	○						
096 豊橋市	○	○	○							
097 高松市	○	○	○							
098 相模原市	○		○		○		○		○	
099 西宮市	○	○								
100 倉敷市			○	○	○		○	○		
101 さいたま市				○						○
102 奈良市		○	○	○		○		○		
103 川越市										
104 船橋市	○		○					○		
105 岡崎市	○	○						○		
106 高槻市	○		○	○						○
108 青森市	○			○						
109 八王子市	○			○						
110 盛岡市			○							
111 柏市			○		○					
112 久留米市		○	○	○				○		
114 前橋市				○						
115 大津市		○	○	○	○					
116 高崎市			○							
118 豊中市	○	○	○							
119 那覇市		○	○					○		
120 枚方市		○	○	○	○		○			
121 越谷市	○	○		○						
計	79	48	81	50	27	11	11	34	7	21

7. 不適切な取扱い・法令違反への対応について

(1) 漏えい等の事故事例

① 貴都道府県市管内において、PCB の漏えいが判明した事案（※）について平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の間の件数を御回答ください。

※「漏えいが判明した事案」とは、機器が破損・転倒したり、保管基準を遵守していなかったこと等により環境中（土壌等）に PCB が漏えいした事案

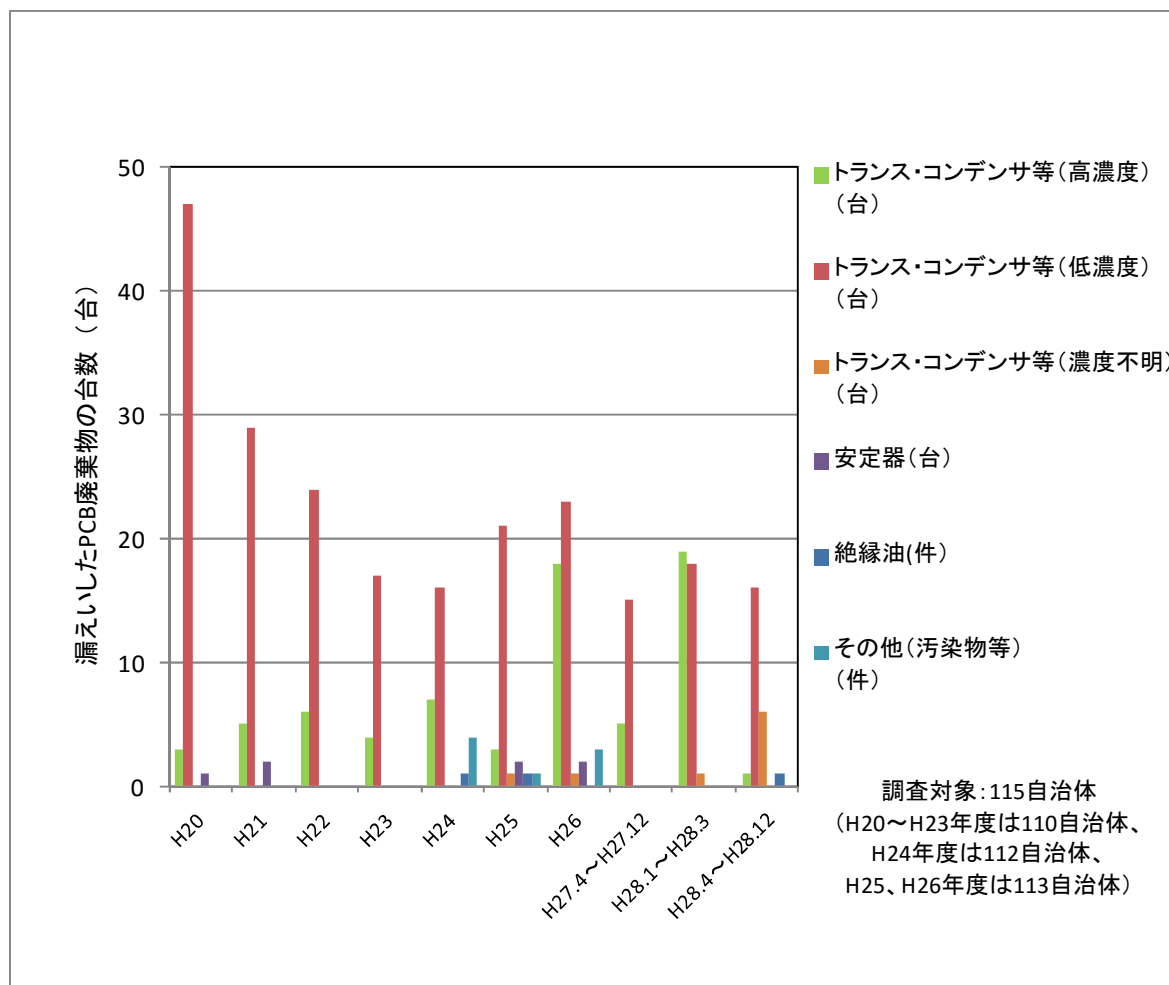
調査対象^{注1)} 115 自治体

年度	件数 (件)	漏えいした PCB 廃棄物の台数					
		変圧器・コンデンサー（台）			安定器 (台)	絶縁油 (件)	その他 (汚染物等) (件)
		高濃度	低濃度 ^{注2)}	濃度不明			
平成 20 年度	35	3	47	—	1	—	—
平成 21 年度	43	5	29	—	2	—	—
平成 22 年度	42	6	24	—	0	—	—
平成 23 年度	21	4	17	—	0	—	—
平成 24 年度	27	7	16	—	0	1	4
平成 25 年度	29	3	21 ^{注3)}	1	2	1	1
平成 26 年度	34	18	23	1	2	0	3
平成 27 年度 (4～12 月)	16	5	15	0	0	0	0
平成 27 年度 (1 月～3 月)	3	19	18	1	0	0	0
平成 28 年度 (4 月～12 月)	20	1	16	6	0	1	0

注 1) 平成 20～23 年度は 110 自治体、平成 24 年度は 112 自治体、平成 25、26 年度は 113 自治体

注 2) 平成 20～24 年度は微量汚染として調査

注 3) 台数不明が 1 件ある



② 具体的な事案について

(平成28年1月～3月の事例)

○変圧器・コンデンサー（高濃度）

●使用中・保管中に関するもの 2件

- ・ 鋼製の容器に複数の PCB 廃棄物(高濃度及び低濃度)を積み重ねて保管しておいたことから PCB 廃棄物から絶縁油が漏洩し他の PCB 廃棄物に付着するなどした。絶縁油の漏洩は容器内のみであった。
- ・ 高濃度コンデンサー 1 台を所有していた保管事業者が倒産したため、譲り受けの特例として認めた事業者が、建物の解体工事中にコンデンサーを倒してしまい、敷地内のコンクリート舗装上に PCB 油を漏洩させてしまった。その後、破損したコンデンサーと PCB 油が付着したコンクリート部分を回収させ、PCB 汚染物としてドラム缶に保管させた。

○変圧器・コンデンサー（濃度不明）

●その他 1件

- ・ 柱上変圧器からオイル漏れの報告あり。

(平成28年4月～12月の事例)

○変圧器・コンデンサー（高濃度）

●使用中・保管中に関するもの 1件

- ・ コンデンサーから漏洩した絶縁油が建屋外の土間コンクリートに付着した。雨により流出する可能性があったため、翌日にコンクリートの漏洩部分を研る等の対処を行った。

○変圧器・コンデンサー（低濃度）

●使用中・保管中に関するもの 10件

- ・ 保管中の冷却器上部付近から漏油痕が認められ、土壌にも付着していることを確認した。直ちに漏油の拡散防止と土壌回収を実施。
- ・ 剥土置場の掘削作業中に損壊変形した変圧器を発見。変圧器の残油を分析したところ、6.5mg/kgのPCBを検出。変圧器のラベルに絶縁油の含有量は112Lと記載。既に変圧器及びその周辺土壌を撤去・保管し、降雨・漏油対策は講じられている。
- ・ ある地域で停電が発生したため、電気事業者が周辺の電気機器を確認したところ、柱状変圧器1台の絶縁油が漏えいしているのを発見。破損した柱状変圧器は発見直後に回収。絶縁油が付着した道路等は、電気事業者が回収。
- ・ 使用中の電力会社の地上設置変圧器から微量の油が漏えいしているのが確認された。当該機器は撤去し、油は吸着マットでふき取り、舗装材や土壌は回収し、環境影響は無。
- ・ リゾートホテル建設のため既設建築物(昭和40年代建築)を解体しようとしたところ、変電室から複数のポリ塩化ビフェニル廃棄物(変圧器)が確認され、そのうちの1台が腐食により破損し、低濃度PCB絶縁油の流出痕が確認された。流出した油は既に蒸発していたため、PCB濃度の確認は出来なかったが、低濃度PCBが検出された他の変圧器と同型であったため、流出痕がある変電室のコンクリート床表面を除去し、PCB廃棄物とした。
- ・ 収集運搬業者が見積りを行うために現地確認したところ、変圧器から絶縁油が漏れ、底面(コンクリート製・外部への流出は無し。)に付着していることを確認した。漏洩後の処置として変圧器からの抜油、変圧器受け皿の設置、床面のはつり作業を行った。変圧器、抜油された油および絶縁油が付着したコンクリートについては立入検査により適正に保管されていることを確認した。
- ・ 校舎の解体工事に伴いPCB廃棄物(変圧器3台・コンデンサー2台・安定器)が発生。屋外に保管していたが、建屋内の保管場所を確保し、そこに移動する作業中に変圧器が傾き、部品が外れた穴から油が漏れた。
- ・ 保管中の開閉器から絶縁油が漏れ、床(コンクリート)に染みを作っていた。
- ・ 保管中の変圧器からPCB絶縁油が極少量ずつ漏洩し続け、不透水性の床に溜まっていた。
- ・ 公共施設跡地に保管中の低濃度PCB廃棄物について、オイルパンを敷こうとして移動した際に破損したもの。

●移動時に関するもの 2件

- ・ 低濃度変圧器の処理を行う際にコンクリート床ににじみがあるのが発覚した。
- ・ 変圧器1台をトレイ等で保管するために移動させようとした際、機器が転倒し、内部のPCB

油がアスファルト及び壁に漏洩した。

●自然的要因に関するもの 2件

- ・ 台風の影響で、電柱が傾き、柱上変圧器から低濃度 PCB を含む油が漏えいした可能性があるため、土壌を回収した（周辺への拡散はない）。
- ・ 熊本地震により使用中の変圧器より PCB 油が滲み出た。

●その他 2件

- ・ 柱上変圧器を撤去する際、柱上変圧器を吊り上げずにバンドのボルトを外したため、柱上変圧器を落下させ二次ブッキングが破損した。
- ・ 車両の衝突により、電柱が倒壊。その際に柱状変圧器から民地に1滴漏油。吸着マットにより漏油は回収済。機器を濃度分析したところ 0.58 mg/kgと判明。土地所有者と接触し、事情説明するように指示した。

○変圧器・コンデンサー（濃度不明）

●使用中・保管中に関するもの 2件

- ・ 建り法に基づく立入検査を実施したところ、破壊されたキュービクルを発見。キュービクル内に PCB 含有のおそれのある機器3台が存在。また、当該機器の絶縁油が土壌へ漏えいした可能性があることを確認。絶縁油及び土壌の PCB 分析を実施し、適正に処理するよう指導。
- ・ PCB の混じった油が流出したとの苦情が豊川市から入り、豊川市、消防、警察、建設事務所と合同立入。土場に漏油したとみられる変圧器3台のほか、PCB 含有が不明の変圧器・コンデンサーが20数台保管。中には抜油済みのものもあり。事業場の門扉の下にオイルマットで油の流出防止措置がとられていたが、降雨のため敷地外の道路に流出。また、抜油作業を行った地面にも油が浸透していた。社長に指導票を手交し、適切な措置と PCB の有無の分析等を指示。分析の結果、変圧器の一部に低濃度 PCB が含有しているのが判明。

○絶縁油

●移動時に関するもの 1件

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物である絶縁油の搬出作業中に、絶縁油を保管していたドラム缶1缶に穴が空いており、絶縁油がコンクリート床面に漏えいしていたことが判明した。

(2) PCB 廃棄物が紛失した事例

① 貴都道府県市管内における PCB 廃棄物の紛失が判明した事案（疑いを含む）について、平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の間の件数を教えてください。

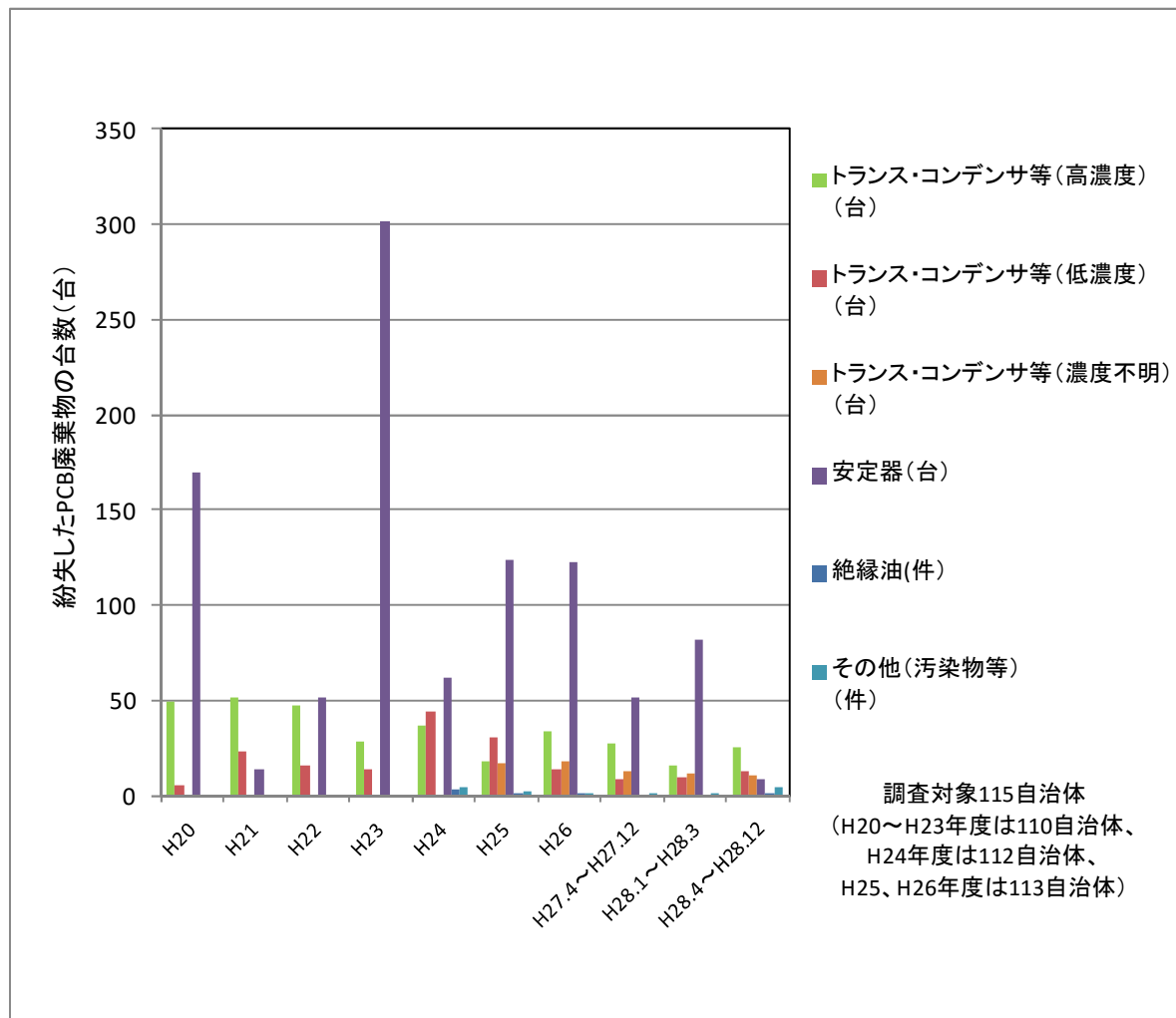
調査対象^{注1)} 115 自治体

年度	件数 (件)	紛失した PCB 廃棄物の台数					
		変圧器・コンデンサー（台）			安定器 (台)	絶縁油 (件)	その他 ^(汚染物等) (件)
		高濃度	低濃度 ^{注2)}	濃度不明			
平成 20 年度	34	49	5	—	170	—	—
平成 21 年度	47	51	23	—	14	—	—
平成 22 年度	42	47	16	—	51	—	—
平成 23 年度	35	28	14	—	302	—	—
平成 24 年度	50	37	44	—	62	3	4
平成 25 年度	46	18	30	17	124	1	2
平成 26 年度	46	34	14	18	123 ^{注3)}	1	1
平成 27 年度 (4～12 月)	38	27	8	13	51	0	1
平成 27 年度 (1 月～3 月)	20	16	9	12	82	0	1
平成 28 年度 (4 月～12 月)	46	25	13	11	8	1	4

注 1) 平成 20～23 年度は 110 自治体、平成 24 年度は 112 自治体、平成 25、26 年度は 113 自治体

注 2) 平成 20～24 年度は微量汚染として調査

注 3) 台数不明が 1 件ある



② 具体的な事案について

(平成28年1月～3月の事例)

○変圧器・コンデンサー（高濃度）

●解体工事に関するもの 1件

- ・ 保管していた建物が解体されてしまい、保管されていたコンデンサーの行方がわからなくなってしまった。

●倒産・廃業に関するもの 2件

- ・ すでに倒産している事業者から、確認出来る限り平成23年度以降、届出されておらず、届出者と連絡も取れない。平成28年10月28日に現地確認をしたところ、すでに別事業場が建設されており、PCB廃棄物の現物を確認できなかったため、紛失した可能性が高い。
- ・ H22.11.4 法人A（紛失者）が「何年か前に電気室を整理し、そのとき電気屋に処理してもらった」と保健所職員に説明、H28.3.9 法人Aの元役員に保健所職員がTEL、元役員の父が電気屋に依頼したが、父はすでに死亡しており、詳細を知っている者はいないとのこと。

●その他の工事・機器回収・機器取り換えに関するもの 2件

- ・ 購入した事業場にコンデンサーがあり、保管事業者として届出をした。その後しばらくして事業場の解体工事をした際に廃棄物を移動しようとしたところ、紛失が確認された。保管場所は施錠をしていなかった。
- ・ PCB 廃棄物が保管されていたと思われる建物が解体されたが、PCB 廃棄物が見つからなかった。

●盗難に関するもの 2件

- ・ 保管事業者Aは高濃度のコンデンサー1台を自身の倉庫で保管。H28.2事務所職員の立入時に紛失が発覚。保管場所の倉庫を普段から施錠していなかったため、4～5年前に金属等の廃材の盗難にあったとのこと。コンデンサーもその際に紛失した可能性が高いとのこと。また、保管事業者Bは高濃度のコンデンサー1台をAの倉庫で保管（間借りしていた）。上記盗難時にAのコンデンサーと併せて紛失した可能性が高いとのこと。両事業者とも、普段から保管状況の確認をしていなかった。
- ・ 倉庫解体後に発生した当該機器について、空き地部分にその他電線類とともに鉄カゴに入れて置いていたところ、電線類とともに盗難に遭い、紛失したものの。

●誤って処分したもの 1件

- ・ H19.6.19 法人A（紛失者）が法第8条の届出、以降は届出の必要がないと思い込み、届出せず、H25 県または JESCO から電話で問い合わせがあり、紛失していることに気付く。

●その他 3件

- ・ B事業者が所有の建物一式をC事業者売却。売却時にコンデンサーがあったと思われるが、どこにあるか不明であり、過去を知る者もない。そのままC事業者は建物を解体したが、コンデンサーはなかった。どの時点で紛失したかは不明である。
- ・ 他社に貸し出していた工場内に保管していたコンデンサーの紛失が判明した。
- ・ 工場の一区画を賃貸しており、借主に倉庫内のスクラップの整理（売却）を頼んだ際に PCB 含有コンデンサーも売却された可能性があるとの説明。スクラップ売却は伝票で確認できたものの、コンデンサーが含まれているかは不明。工場内には残っていない。

○変圧器・コンデンサー（低濃度）

●その他の工事・機器回収・機器取り換えに関するもの 3件

- ・ 購入した事業場にコンデンサーがあり、保管事業者として届出をした。その後しばらくして事業場の解体工事をした際に廃棄物を移動しようとしたところ、紛失が確認された。保管場所は施錠をしていなかった。
- ・ 現物は確認せず、毎年度保管状況等届出を提出していたが、保管していたと思っていた倉庫の解体をした際に紛失していたことに気付いた。いつの時点で紛失したかは不明。
- ・ H27 年末届出（保管状況等届出）事業者への電話確認で判明。建物を解体し、金属類は業者に引き取ってもらった際に、紛れた可能性がある。引取業者に確認したところ、当該機器の回収を確認できなかった。

●盗難に関するもの 1 件

- ・ 低濃度 PCB 変圧器が盗難により紛失。

●誤って処分したもの 2 件

- ・ 法人 A（紛失者）が高圧変圧器を入れ替え、PCB 廃棄物を紛失していることが判明
- ・ 法人 A（紛失者）が法第 8 条の届出、保健所職員が立入したところ、当該物は見当たらず、紛失として整理

○変圧器・コンデンサー（濃度不明）

●盗難に関するもの 1 件

- ・ 倉庫解体後に発生した当該機器について、空き地部分にその他電線類とともに鉄カゴに入れて置いていたところ、電線類とともに盗難に遭い、紛失したもの。

●その他 1 件

- ・ PCB 廃棄物を確認したところ、倉庫内から無くなっていることに気づいた。

○安定器

●その他 2 件

- ・ H27 年度本市で実施した立入の際に、安定器とその他の PCB 廃棄物が保管されていないことを確認し、事業者で調査を行った結果、紛失が判明した。
- ・ 変圧器 4 台が、使用中であった工場から紛失した。

○その他（汚染物等）

●その他 1 件

- ・ H27 年度本市で実施した立入の際に、安定器とその他の PCB 廃棄物が保管されていないことを確認し、事業者で調査を行った結果、紛失が判明した。

（平成 28 年 4 月～12 月の事例）

○変圧器・コンデンサー（高濃度）

●解体工事に関するもの 2 件

- ・ 工場建屋解体の際、紛失
- ・ 解体工事現場でキュービクル内で保管していた。JESCO 登録済みで契約・搬出調整段階で紛失が判明。現場からは同時期にエアコン室外機等も盗難にあっており、盗難届が警察に提出されたもの。

●倒産・廃業に関するもの 2 件

- ・ 廃業した際に工場で使用していた高濃度 PCB 使用コンデンサーを跡地のマンション敷地内で保管しているということで毎年届出をしていたが、処分しようとしたところ、紛失していた。

- ・ PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の案内が本市より届いたが、社長が亡くなっており、内容が分からないと電話連絡があった。現在、工場は更地であり、コンデンサー行方不明の恐れあり。

●その他の工事・機器回収・機器取り換えに関するもの 6件

- ・ 3年前に電気設備の改修工事をしており、その時に紛失したもよう。当時の電気管理者が亡くなっており、詳細は不明。
- ・ 倉庫整理に伴い、倉庫内に保管していた PCB 廃棄物（コンデンサー）の紛失が判明した。
- ・ 高濃度コンデンサー2台を保管しており、破産後は破産管財人が管理していた。JESCOへ搬出を行う際、収集運搬業者が引き取りに行ったところ、紛失が判明した。
- ・ 高濃度コンデンサー1台、高濃度低圧コンデンサー1台及び微量疑い変圧器3台を保管していたが、県が立入調査に訪問した際に高濃度コンデンサー1台を紛失していたことが判明した。（巡回するスクラップ業者に引き渡した疑い）
- ・ 敷地内の使用していないキュービクル内で保管していたコンデンサーを耐震改修工事の際に倉庫に移動したはずであったが、倉庫内に保管されていないことが判明した。
- ・ 高濃度コンデンサー1台を保管していた事業者Aが破産等により音信不通となった後、同地で現在営業している事業者が、自らの使用開始時点から当該コンデンサーは同事業所内に存在せず、A事業者により移動されていたものと考えている旨を申し立てているもの。

●盗難に関するもの 4件

- ・ JESCOから「登録されていたコンデンサーが盗難されたらしい」との連絡を受けたため保管事業場を確認したところ、コンデンサーは見つからず、保管事業者からは盗難された旨説明を受けた。
- ・ 高圧コンデンサーが、事業停止した企業の試験室に、木材と釘で封印して、保管されていた。JESCO搬入の前日に確認したところ、盗難されていた（平成28年5月までは、封印されていることを確認している）。
- ・ 屋外のキュービクルに PCB 廃棄物を保管していたところ、キュービクルごと盗難された。
- ・ 廃業後の自社工場解体工事前後に、高濃度コンデンサー2台が所在不明となったもの。当該コンデンサーは解体に併せ処分する計画で、JESCOと委託契約済であった。所在不明が判明後、元経営者が解体施工者へ機器の所在確認を指示するも発見に至らず、解体工事期間前後に盗難にあったと考えられる旨の回答があった。

●誤って処分したもの 3件

- ・ 保管事業者が誤って金属くずとして売却したもの。売却先（古物商）から転売されたと考えられるが、現時点では所在不明となっている。
- ・ H17年の法人解散時より行方不明。跡地倉庫内にも機器なし。
- ・ キュービクル内に高濃度と低濃度の PCB 廃棄物を保管していたが、高濃度 PCB 廃棄物だけ紛失していた。（処分料は JESCOへ入金済）※警察へ紛失届を提出済

●その他 4件

- ・平成 28 年 5 月に保管状況を確認したところ、紛失していることが判明。調査を行ったが、発見できなかった。平成 27 年 4 月に保管されていることを確認しているが、その後平成 28 年 5 月まで保管場所には立ち入っていない。倉庫入口は施錠されていなかった。
- ・事業者からの電話で発覚。現地調査の結果、9 年程前に保管場所を解体されており、当該保管場所は更地になっていた。金属類を回収した業者に確認したが、当該機器を回収しているか不明。
- ・保管事業者から、事業所内電気室で保管していた高濃度 PCB 廃棄物（コンデンサー）が紛失した旨の連絡があったことから、現地調査を実施し、保管状況等を確認するとともに、徹底的な調査を指導。調査においても発見できないことから、県において報道発表を実施。
- ・倉庫にあった気がしていたとのことだが、紛失若しくは存在してなかった。

○変圧器・コンデンサー（低濃度）

●解体工事に関するもの 2 件

- ・解体工事でキュービクルを移動時に紛失。当該物は、小型コンデンサーで移動作業中に落下し、誤処分したもよう。PCB シールを張る等の再発防止策を指導。
- ・解体工事の際、微量 PCB の可能性があったため分析を行い、結果が出たときにはすでに紛失していた。

●その他の工事・機器回収・機器取り換えに関するもの 1 件

- ・建屋売却に伴い、屋内残置物の処分作業中に届出されていた PCB 廃棄物が紛失。

●盗難に関するもの 1 件

- ・屋外のキュービクルに PCB 廃棄物を保管していたところ、キュービクルごと盗難された。

●その他 4 件

- ・複数の保管場所で、複数の廃電気機器（PCB 含む物、含まない物あり）を保管する事業者において、施設の更新により保管場所を変更したり、PCB を含まない廃電気機器の処分を都度行っていたところ、PCB 特措法に基づく届出をしていた物が紛失していることが判明。PCB を含まない廃電気機器の処分場所等の調査を行ったが、紛失した経緯は確認できなかった。
- ・共同利用している保管庫内に低圧変圧器をペール缶に入れて保管していたが、処分のため蓋を開けたところ、無かった。原因不明、保管管理をしっかりとするように指導。
- ・台帳上保管しているとしていた変圧器の現地確認を行ったところ、見つからなかった。過去の記録を辿ると、H17 に変圧器の使用が停止され、その際に当時の管理会社である D 事業所が持って行ったかもしれないということだったが、D 事業所の担当者が退職し、連絡がとれないということで、これ以上の調査は難しいとした。
- ・判明の 5 年前に電気設備を交換し、検査により PCB 含有を確認して保管していた変圧器が、電気保安協会の点検時に確認した際に紛失判明。

○変圧器・コンデンサー（濃度不明）

●解体工事に関するもの 3 件

- ・ 工場建屋解体の際、紛失
- ・ 十数年前に、建物解体時に PCB が入っているため処分できないと言われ、コンデンサーと思われる機器を保管していたが、数年前にある業者が持ち帰った。岡山市への届出はなく、持ち帰った業者は特定できず、機器も存在しないため、PCB 廃棄物であったかどうか不明。
- ・ 自家用電気工作物設置事業者であり、掘り起こし調査で調査票未回答であった事業所の現場を確認したところ、養鶏場の跡地で解体作業中であった。現場で PCB 濃度不明の変圧器を発見した。その数日後、当該機器が紛失した。

●倒産・廃業に関するもの 1 件

- ・ PCB 含有は不明だが、コンデンサーを保管していたA事業者は破産手続開始決定を受け、破産管財人がA事業所を調査したが、コンデンサーは見つからなかった。どの時点で紛失したかは不明であり、A事業所の代表者からも明確な回答はなく、これ以上の調査は難しいとした。

●誤って処分したもの 2 件

- ・ 民家の所有者が経営していたビルに設置されていた電気機器を物置で保管していたが、最近、廃品回収業者に引き渡してしまったようだと言われ、所有者の息子から通報があった。廃品回収業者の業者名・所在地は不明。所有者に対し、顛末書の提出を指導。
- ・ 不要決定した際に PCB が含まれる恐れがあるとされたコンデンサーについて、廃棄決定した際に紛失してしまった。小型のものであり、他の非 PCB 機器と一緒に処分又は払い出しされたと考えられ、追跡調査で特定不可能だった。

●その他 4 件

- ・ 濃度不明の PCB 廃棄物を金属回収業者に売却。売却先の金属回収業者を確認できず、行方不明。
- ・ 現地調査を行った際に、保管されているはずの PCB 廃棄物が見つからなかった。廃品業者が回収した可能性がある。
- ・ 判明年月に事業所に立入調査を実施したところ、保管場倉庫が撤去されており、倉庫内に保管されていた PCB 含有の疑いのある廃棄物が無許可の事業者に取り上げられ、その後の行方が掴めてない。

○安定器

●解体工事に関するもの 1 件

- ・ 会社の倒産及び建物の解体に伴って届出されていた PCB 廃棄物の所在が不明であることが判明した。

●倒産・廃業に関するもの 1 件

- ・ 会社の倒産に伴う建物の所有者変更のため立入検査を実施したところ届出されていた PCB 廃棄物の所在が不明であることが判明した。

●誤って処分したもの 1 件

- ・ PCB 非含有として分別していた安定器 72 個を破棄する際に、PCB 含有が不明確な安定器も誤って破棄したと思われる。

●その他 3 件

- ・ 工場跡地を競売で落札し譲受適用申請を行う者が現地確認した際、届出されていた PCB 廃棄物 3 台のうち、2 台が紛失していた。
- ・ 6 月 22、23 日に行った確認作業で紛失していることが判明。保管場所のほか、事業場全体を探したが見つかっていない。なお、産業廃棄物管理票を全て確認した結果、PCB 廃棄物以外の(特別管理)産業廃棄物としては処理した可能性はないことがわかっている。
- ・ 平成 23 年 2 月に、事業所内の蛍光灯安定器 2 台に PCB が発見されたため、取り外し、施錠できる倉庫に保管していたが、本年 8 月に事業者が確認したところ紛失していた事実が判明したもの。

○絶縁油

●その他 1 件

- ・ 低濃度 PCB 絶縁油を保管していたオイル缶 2 缶を紛失した可能性があるとのこと。当該保管事業者は、平成 26 年度に低濃度の変圧器を処分しており、その際に絶縁油も処分した可能性が高いが、契約書やマニフェストでの確認ができなかったため、紛失した可能性があるとのこと。

○その他（汚染物等）

●盗難に関するもの 1 件

- ・ PCB に汚染された可能性のある、ビニールシート及びウエス等が保管された。1 斗缶（約 3 k g）が、保管場所から持ち去られたことに気づき、県への届出で紛失が判明した。なお、保管場所は通常無人で施錠はなかった。

●その他 3 件

- ・ 事業場内に PCB 廃棄物(PCB 使用電気設備であるが、それが具体的に何であったのかは不明)を保管していたが、事業者が H24 年頃に PCB 廃棄物の紛失に気付いた。紛失時期も不明。
- ・ PCB 保管状況等届出を作成するため保管段ボールを開封したところ PCB 廃棄物がなかったため紛失が発覚したもの。
- ・ 倉庫内の清掃を行った後、高濃度 PCB 汚染物であるウエスが入った袋が紛失していた。

(3) 不適正処分事例

① 貴都道府県市管内における PCB 廃棄物の不適正処分（※）（疑いを含む）事案について、平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の間に判明した事案の件数を教えてください。

※「不適正処分」とは、PCB 廃棄物を一般の産業廃棄物として故意に又は誤って処分した事例等

調査対象^{注1)} 115 自治体

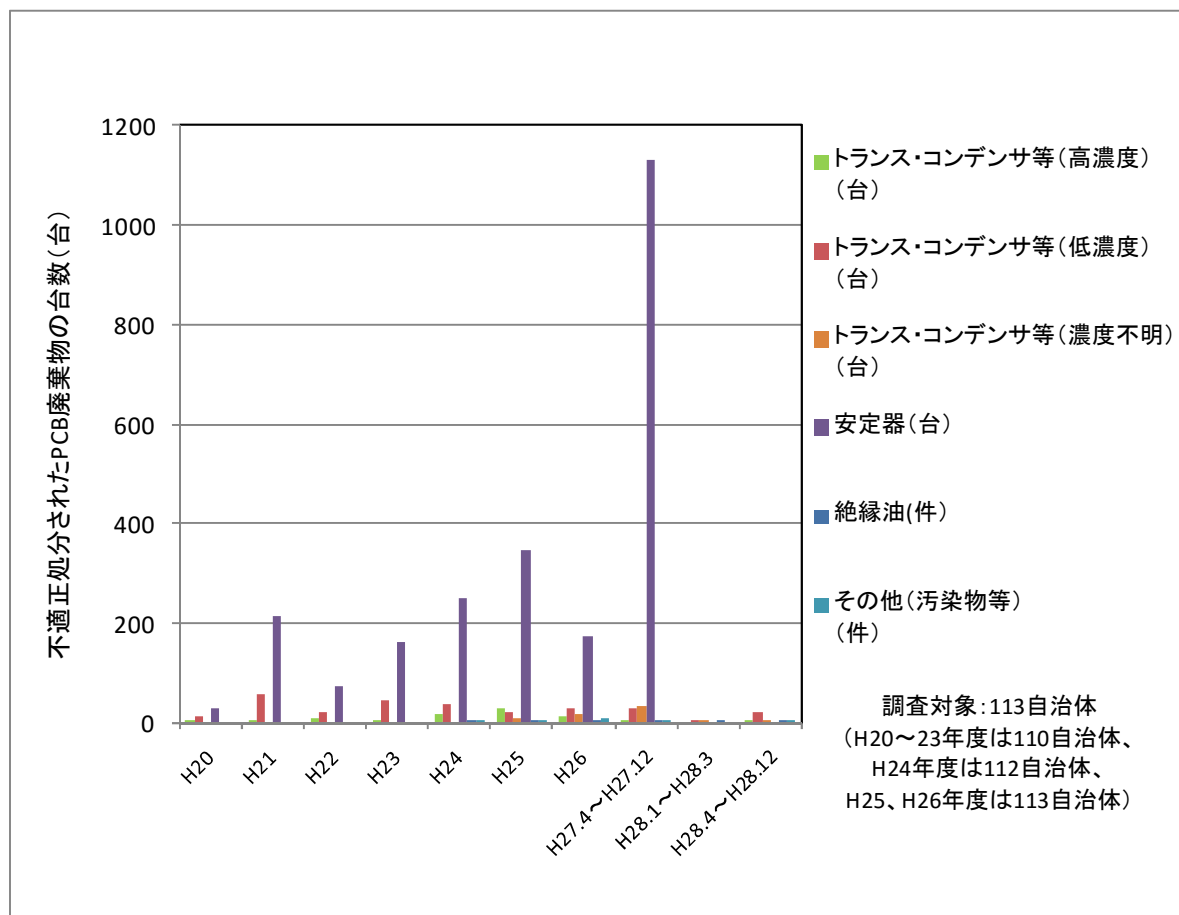
年度	件数 (件)	不適正処分した PCB 廃棄物の台数					
		変圧器・コンデンサー（台）			安定器 (台)	絶縁油 (件)	その他（汚染物等） (件)
		高濃度	低濃度 ^{注2)}	濃度不明			
平成 20 年度	24	7	13	—	32	—	—
平成 21 年度	15	4	59	—	214	—	—
平成 22 年度	22	9	21	—	74	—	—
平成 23 年度	32	5	48	—	162	—	—
平成 24 年度	37	18	39	—	251	1	3
平成 25 年度	28	29	22	11	348	3	1
平成 26 年度	35	12	32	18	175	2	10
平成 27 年度 (4～12月)	25 ^{注3)}	7	31	34 ^{注4)}	1133	1	2
平成 27 年度 (1月～3月)	4	0	1	5	0	1	0
平成 28 年度 (4月～12月)	24	3	24	6	0	3	3

注 1) 平成 20～23 年度は 110 自治体、平成 24 年度は 112 自治体、平成 25、26 年度は 113 自治体

注 2) 平成 20～24 年度は微量汚染として調査

注 3) 平成 27 年 12 月の事案が 1 件確認されたため追加した

注 4) 平成 27 年 12 月の事案として濃度不明の変圧器・コンデンサーを 7 台追加した



② 具体的な事案について

(平成28年1月～3月の事例)

○変圧器・コンデンサー（低濃度）

●その他 1件

- ・ 届出上は「使用中」となっていた機器がすでに処分（設備更新）されており、処分する前に濃度分析を行っていなかった。

○変圧器・コンデンサー（濃度不明）

●その他 2件

- ・ キュービクルを撤去した際、屋上部の変圧器3台、コンデンサー1台について、PCB分析を行わず元請業者が処分を行った。
- ・ キュービル内にある機器を交換時に、適正処分したかどうか不明であるため、調査指示。

○絶縁油

●誤って処分したもの 1件

- ・ 関連会社から依頼された絶縁油や潤滑油の性能試験を行っているが、本来は依頼を受けないはずのPCB含有油が誤ってサンプルとして持ち込まれ試験を行っていたことが判明した。

(平成28年4月～12月の事例)

○変圧器・コンデンサー（高濃度）

●売却・譲渡に関するもの 2件

- ・ JESCO から保管事業者と連絡がつかないとの連絡を受けたため保管事業場を確認したところ、登録されていたコンデンサーは見つからず、保管事業者からは破産に伴いどこかの電気業者に引き取ってもらった旨説明を受けた。
- ・ 事業者の従業員が、当該コンデンサーが PCB 廃棄物との認識がなく、会社が無断で他の鉄くず等と併せて金属資源として売却した。売却先等を調査したところ、人体、環境への支障は認められなかった。

●その他 1件

- ・ 要綱に基づく使用中の届を出すように電話した所、更新工事で不適正に処分したことが判明。同時に使用届出のあったコンデンサー3台は分析の結果非該当。当該変圧器は、形式が不確定のため疑いとした。紛失届を出すように指導中。

○変圧器・コンデンサー（低濃度）

●誤って処分したもの 6件

- ・ 公民館の解体工事の際に、当館の地下電気室で保管されていた変圧器が、解体業者に運び出され、誤って処分された。
- ・ 小型の低圧コンデンサーが解体工事に見つかり、ペール缶に保管。誤って、産廃処分した。PCB 表示や社内教育体制を指導した。
- ・ H23 に変圧器4台を濃度分析、2台が低濃度と判明。H24 旧保管場所の工場を解体した時に非 PCB の2台を処分したつもりが、誤って低濃度の変圧器1台を処分してしまった（取り違い）。H28.12 低濃度 PCB として処分しようとした際に型番を確認して発覚。
- ・ 解体工事業者が、低濃度 PCB 廃棄物である変圧器油を誤って普通の絶縁油として収集運搬業者に回収させた。この結果、普通の産業廃棄物である廃油に PCB を含有する廃油が混入した。
- ・ 平成18年に他事業場で使用していたコンデンサー2台、変圧器4台が不要となり、うちコンデンサー2台が高濃度 PCB 廃棄物、変圧器1台が低濃度 PCB 廃棄物であることが判明した。残りの3台の変圧器を普通産廃で処分し、PCB 廃棄物である変圧器1台を保管するつもりでいたが、本来保管すべき変圧器ではなく、PCB 廃棄物ではない変圧器が誤って保管されていることが判明した。
- ・ 使用中の変圧器（PCB 濃度 2.2mg/kg）を更新する際に、一般の産業廃棄物として誤って処分した。

●売却・譲渡に関するもの 3件

- ・ 解体工事を受注した電気工事会社が含まる検査結果報告書を見誤って金属屑として売却した。
- ・ PCB 使用機器の使用を終了した際の工事にて、PCB 廃棄物を有価物として処理。回収に努め

るも高温融解等の処理後のため回収不能。

- ・ 事業者の従業員が、当該コンデンサーが PCB 廃棄物との認識がなく、会社が無断で他の鉄くず等と併せて金属資源として売却した。売却先等を調査したところ、人体、環境への支障は認められなかった。

●その他 3 件

- ・ 施設解体工事により発生した当該機器について、業者に委託しドラム缶内に保管しているつもりであったが、中身を改めて確認すると、ドラム缶には絶縁油のみ保管されており、筐体部分の所在が不明となったもの。
- ・ スクラップ業者が保管していた変圧器の廃油回収の際に、廃油回収業者が銘板等を確認せず、依頼されていない PCB 廃棄物（変圧器）からも廃油を回収し、タンク内で他の大量の廃油と混ざり、PCB 特措法施行規則に定められた、「環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準」を下回る濃度まで希釈された。
- ・ PCB 絶縁油が入っていたスクラップ（高圧変圧器）を客に返却するつもりだったが、廃油回収業者が他の変圧器と一緒に低濃度 PCB 絶縁油を抜油していた。

○変圧器・コンデンサー（濃度不明）

●誤って処分したもの 1 件

- ・ PCB 含有の疑いのあるコンデンサー 1 台を濃度分析しないまま一般の産業廃棄物として誤って処分した。

●売却・譲渡に関するもの 2 件

- ・ 届出のない事業者に届出指導したところ、コンデンサー 2 台をリサイクル業者に持ち込んだことが発覚。保管事業者及びリサイクル業者の双方に立入検査を実施したが、コンデンサー 2 台は行方不明のままとなっている。
- ・ 高濃度コンデンサー 1 台及び微量疑い変圧器 2 台を使用していたが、機器更新を行った際、電気工事業者が当該機器を持ち帰り、スクラップ業者へ持込んだ。

●その他 1 件

- ・ 不動産売却の際に建物全体の不用物廃棄物中に処分した。

○絶縁油

●誤って処分したもの 2 件

- ・ 担当者の引継ぎミスにより分析結果数値を勘違いしてしまい、通常廃油として処理を依頼してしまった。（絶縁油 40kg）
- ・ 分析事業を行っている A 社が、機器の油を入れ替えた際に発生した廃油（PCB 含有）を大口の分析依頼者である B 社に他の返却試料と一緒に誤って返却してしまい、焼却処分された。（容量不明）

●その他 1 件

- ・ PCB 絶縁油が入っていたスクラップ（高圧変圧器）を客に返却するつもりだったが、廃油回収業者が他の変圧器と一緒に低濃度 PCB 絶縁油を抜油していた。

○その他（汚染物等）

●誤って処分したもの 2 件

- ・ PCB が付着した金属製容器について、平成 26 年度に他の産業廃棄物を処分した際に誤って併せて処分していたことが判明したもの。
- ・ PCB 汚染物（鉄製容器）を誤って平成 28 年 3 月ごろに鉄スクラップとして処分した。（容量不明）

●その他 1 件

- ・ PCB 含有の疑いのある感圧複写紙 6 5 0 kg を通常の紙くずとして廃棄処分した。

(4) 不法投棄事例

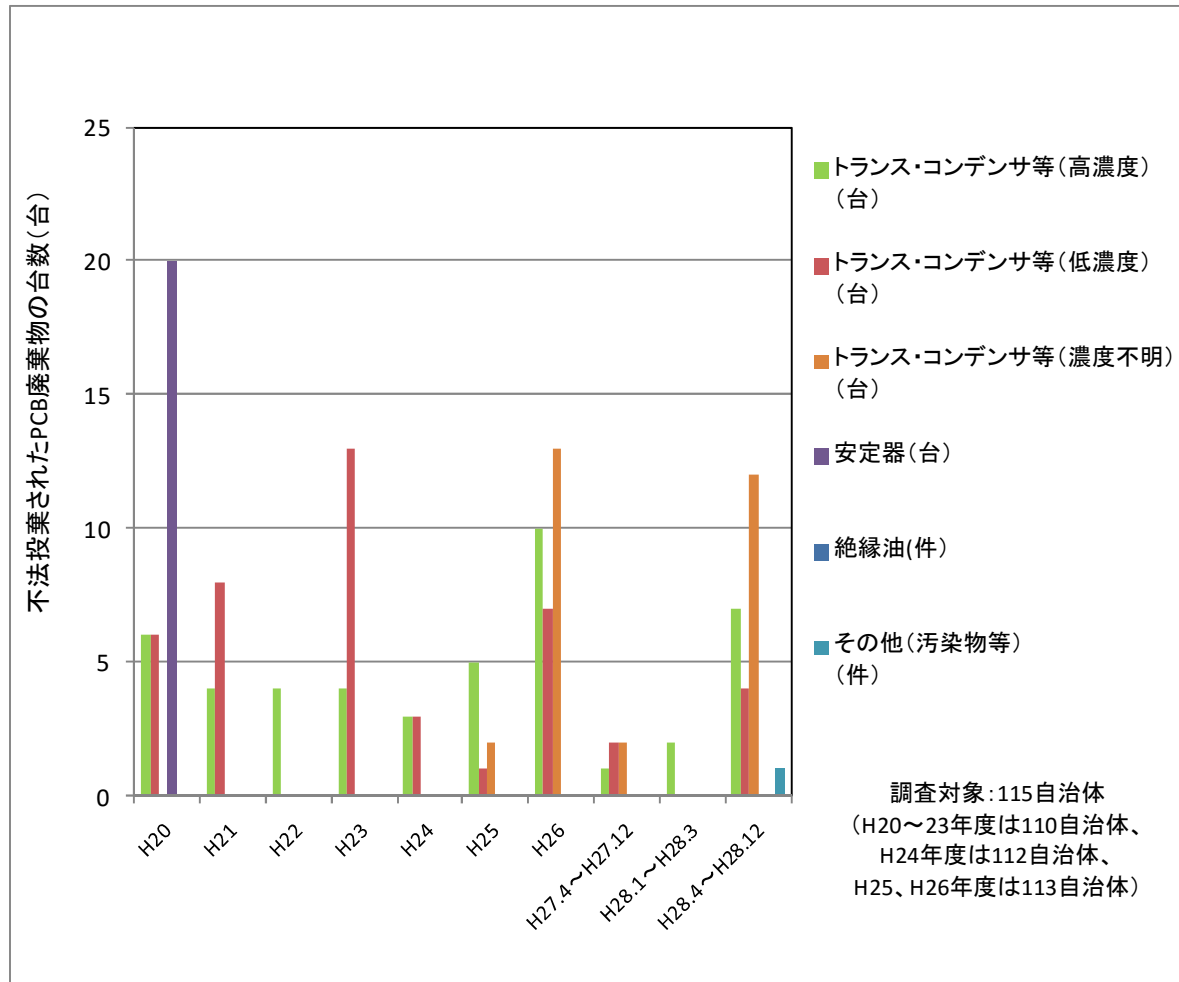
① 貴都道府県市管内における PCB 廃棄物の不法投棄（疑いを含む）事案について、平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の間の件数を教えてください。

調査対象^{注1)} 115 自治体

年度	件数 (件)	不法投棄された PCB 廃棄物の台数					
		変圧器・コンデンサー（台）			安定器 (台)	絶縁油 (件)	その他 ^(汚染物等) (件)
		高濃度	低濃度 ^{注2)}	濃度不明			
平成 20 年度	5	6	6	—	20	—	—
平成 21 年度	9	4	8	—	0	—	—
平成 22 年度	5	4	0	—	0	—	—
平成 23 年度	5	4	13	—	0	—	—
平成 24 年度	5	3	3	—	0	0	0
平成 25 年度	6	5	1	2	0	0	0
平成 26 年度	9	10	7	13	0	0	0
平成 27 年度 (4～12月)	3	1	2	2	0	0	0
平成 27 年度 (1月～3月)	1	2	0	0	0	0	0
平成 28 年度 (4月～12月)	7	7	4	12	0	0	1

注 1) 平成 20～23 年度は 110 自治体、平成 24 年度は 112 自治体、平成 25、26 年度は 113 自治体

注 2) 平成 20～24 年度は微量汚染として調査



② 具体的な事案について

(平成28年1月～3月の事例) 1件

- 近隣住民等からの苦情により、事業者所有地に不法投棄されたとと思われるコンデンサー数台を発見。土地所有者である事業者が、自社建屋内に移動させ、保管届出を提出。

(平成28年4月～12月の事例) 7件

- 不法投棄パトロールの実施中に、河川敷に不法投棄されているコンデンサーを発見。銘板情報から都道府県への届出を確認したが、所有者は特定できず。コンデンサーは、不法投棄された場所の所有者が保管中。
- 土地購入者が、購入した土地の草刈を実施していたところ、過去に不法投棄されたとと思われるコンデンサー複数台を発見。発見した変圧器等は行為者不明だったため、土地購入者が委託処分した。
- 不適正保管の疑いのある事業地にコンデンサーの残置があった。事業者は既に死亡しており、息子に聞いたところコンデンサーには覚えがないということであった。
- 道路から奥まった資材置場に変圧器が投棄されているのを土地所有者が発見。変圧器の所

有者は判明していない。

- ・ 廃油リサイクル業者が廃油を回収後、同社が事前分析を行ったところ、低濃度 PCB が検出された。混入経緯は不明だが、リサイクル処理前に確認できたため、その後は PCB 廃棄物として処理を進めている
- ・ 市内のごみ拾い（市主催）において、銘板の外されたコンデンサーが道路脇に放置されていたものを市が回収し、保管している。
- ・ 事業所敷地内に PCB 含有の疑いのあるコンデンサー1 台が不法投棄されていた。意図的に銘板が削られており、所有者に係る情報等が判別できないようになっていた。その後の、土地所有者の自主的な濃度分析により非 PCB であることが判明。

(5) PCB 特措法第8条の違反事例

① 貴都道府県市管内における PCB 特措法第8条の法令違反（疑いを含む）に関する事案について、平成28年1月1日～平成28年12月31日の間の件数を教えてください。

自治体名	H27.4 ～ H27.12	H28.1 ～ H28.3	H28.4 ～ H28.12	自治体名	H27.4 ～ H27.12	H28.1 ～ H28.3	H28.4 ～ H28.12	自治体名	H27.4 ～ H27.12	H28.1 ～ H28.3	H28.4 ～ H28.12
001 北海道	0	0	0	041 佐賀県	0	0	0	084 宇都宮市	0	0	0
002 青森県	1	0	1	042 長崎県	1	0	0	085 富山市	0	0	0
003 岩手県	0	0	40	043 熊本県	0	0	0	086 秋田市	0	0	0
004 宮城県	0	0	0	044 大分県	0	0	0	087 郡山市	17	0	21
005 秋田県	0	0	0	045 宮崎県	0	0	0	088 大分市	0	0	0
006 山形県	0	0	33	046 鹿児島県	13	0	0	089 松山市	0	0	0
007 福島県	0	0	0	047 沖縄県	0	0	0	090 豊田市	0	0	0
008 茨城県	0	0	0	050 旭川市	0	0	0	091 福山市	0	0	0
009 栃木県	0	0	1	051 札幌市	0	0	0	092 高知市	0	0	0
010 群馬県	0	0	0	052 函館市	0	0	0	093 宮崎市	0	0	0
011 埼玉県	0	0	0	054 仙台市	0	0	0	094 いわき市	0	0	0
012 千葉県	35	35	32	055 千葉市	0	0	0	095 長野市	18	0	0
013 東京都	0	0	700	056 横浜市	7	0	7	096 豊橋市	50	0	0
014 神奈川県	0	0	複数	057 川崎市	0	0	0	097 高松市	0	0	0
015 新潟県	14	0	6	058 横須賀市	5	0	1	098 相模原市	0	0	0
016 富山県	0	未集計	未集計	059 新潟市	0	0	20	099 西宮市	0	1	0
017 石川県	0	0	0	060 金沢市	0	0	0	100 倉敷市	0	0	0
018 福井県	16	0	5	061 岐阜市	6	0	0	101 さいたま市	1	0	2
019 山梨県	0	0	0	062 静岡市	0	0	0	102 奈良市	0	0	0
020 長野県	4	0	0	063 浜松市	0	0	0	103 川越市	0	0	0
021 岐阜県	41	0	28	064 名古屋市	79	79	54	104 船橋市	3	0	0
022 静岡県	0	0	0	065 京都市	132	125	113	105 岡崎市	0	0	0
023 愛知県	2	0	9	066 大阪市	0	0	0	106 高槻市	4	0	0
024 三重県	未集計	未集計	未集計	067 堺市	0	0	0	108 青森市	0	0	0
025 滋賀県	2	0	1	068 東大阪市	0	0	0	109 八王子市	0	0	0
026 京都府	13	1	13	069 神戸市	64	0	0	110 盛岡市	0	0	0
027 大阪府	0	0	0	070 姫路市	0	0	0	111 柏市	0	0	0
028 兵庫県	319	0	0	071 尼崎市	0	0	0	112 久留米市	0	0	0
029 奈良県	0	0	0	072 和歌山市	10	3	11	114 前橋市	0	0	0
030 和歌山県	2	0	9	073 広島市	0	0	0	115 大津市	0	0	0
031 鳥取県	0	0	0	074 呉市	11	0	12	116 高崎市	0	0	0
032 島根県	0	0	0	075 下関市	0	0	0	118 豊中市	0	0	0
033 岡山県	0	0	0	076 北九州市	0	0	0	119 那覇市	0	0	0
034 広島県	5	0	0	077 福岡市	0	1	0	120 枚方市	19	0	0
035 山口県	0	0	0	078 大牟田市	0	0	0	121 越谷市	0	0	0
036 徳島県	0	0	0	079 長崎市	1	0	0				
037 香川県	0	0	0	080 佐世保市	0	0	0				
038 愛媛県	0	0	0	081 熊本市	0	未集計	未集計				
039 高知県	未集計	0	0	082 鹿児島市	0	0	0				
040 福岡県	0	0	0	083 岡山市	0	0	0	計	895	245	1,119

② 具体的な事案について（対応に困った事例、特徴的な事例等）

●届出拒否に関するもの 5件

- ・ 過去届出を行ったものの、継続した届出が面倒との理由から届出を行わない。立入検査、文書通知を行ったものの提出拒否。罰則規定についても説明済みだがそれでも提出はしないとの意向。低濃度変圧器1台保管。継続して指導中。
- ・ 毎年の届出をしない事業者が多く、苦慮している。原因は、忘れていた、書き方不明、めんどろである、移転等。督促は2回しており、立入調査も実施している。
- ・ 保管届出実績が過去にあり、処分終了が確認されておらず、H28.4～6に届出がなかった事業者が一定数存在する。
- ・ PCB 特措法第8条の規定に基づく届出書の提出を文書にて数度依頼したが、その後提出がなかった。
- ・ 高濃度コンデンサー1台を保管している事業者において、JESCOにて処分を行い保管が終了となったが、「PCB 廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の作成・提出を拒否している。事業者曰く、処分業者である JESCO から自治体への連絡が行かないのはおかしく納得できないため、届出書の作成・提出はできないと主張。届出書の提出は、PCB 特措法による保管事業者の義務と説明したが、断固拒否をしており未提出となっている。

●管理者不明に関するもの 2件

- ・ 届出者と音信不通である。
- ・ 保管事業者が県外に在住する個人であり、配達証明郵便による文書での行政指導に応じず状況が改善されない事例がある。なお、保管されている PCB 廃棄物は JESCO に登録されていない。

●その他 1件

- ・ 電気事業法における高濃度 PCB 含有電気工作物の届出情報から判明したもの（高濃度コンデンサー1台）。当初は協力的であったが、処分費用等の詳細を把握した頃から態度が硬化。電話も出ず、訪問しても面会できない状況。

(6) その他 PCB 特措法違反事例

① 貴都道府県市管内における、その他 PCB 特措法の法令違反（※）（疑いを含む）に関する事案について、平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の件数を教えてください。

※「その他 PCB 特措法の法令違反」とは、PCB 廃棄物特措法第 11 条違反、第 16 条第 1 項の命令違反、虚偽報告、立入検査忌避等をいう。

調査対象 115 自治体
(平成 26 年度は 113 自治体)

自治体名	平成 28 年 1 月～ 平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月～ 平成 28 年 12 月
056 横浜市	0	1
094 いわき市	0	1
合計	0	2

② 具体的な事案について（対応に困った事例、特徴的な事例等）

（事案）

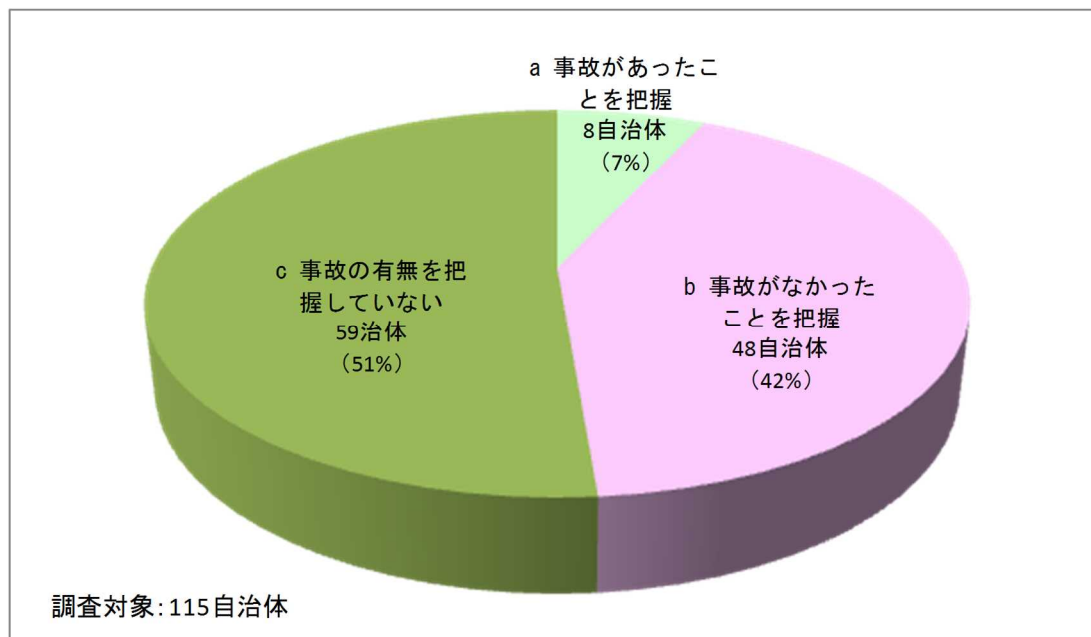
- ・立入の際、人の影が見えていたが呼び鈴を鳴らしても応答しなかった。

(7) PCB 廃棄物の収集運搬に関する事故事例

① 貴都道府県市において、平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の間の PCB 廃棄物の収集運搬における事故（PCB の漏えい・飛散、ガイドライン違反等）の事例を把握していますか。

調査対象 115 自治体
(前回調査は 77 自治体)

内 容	前回調査	今回調査
a 事故があったということを把握している	2 自治体	8 自治体
b 事故がなかったということを把握している	42 自治体	48 自治体
c 事故の有無を把握していない	33 自治体	59 自治体



②（①の回答が a の場合ご回答ください）具体的な内容を教えてください。

（具体的な回答内容）

- ・ 使用済みの柱状変圧器（低濃度 PCB）の運搬中に変圧器同士が衝突してブッシングが破損し、絶縁油が荷台に漏洩するとともに、地面に滴下が認められた。汚染物については速やかに回収されている。
- ・ 直接的には栃木県は関係ないが、他県の高濃度 PCB 廃棄物を他県の収集運搬業者が北海道の JESCO 処理施設まで運搬する途中、栃木県内の道路で後ろから追突されるという交通事故が発生。
- ・ 12月17日に千葉県野田市から千葉縣市原市にある無害化处理認定施設に低濃度 PCB を運搬する途中、神奈川県川崎市の首都高速から東京湾アクアラインに入る地点のカーブで、車体への固定が甘かった変圧器が荷台中で車体と衝突・破損し、PCB が道路へ漏えいした。（川崎市対応）
- ・ 県内の PCB 廃棄物をルート回収した収集運搬車両が、県外的高速道路で、積雪によりスリップした一般車両に後方から追突された。収集運搬車両、運搬容器等に支障がないことを確認し、運行再開した。
- ・ PCB 廃棄物を JESCO 北海道に運搬中の車両が高速道路上で後続車に追突される事故が発生した。本事例では PCB の漏えい・飛散等は確認されなかったため運搬を継続した。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物（遮断機）を処分委託するために、排出事業者が保管庫から搬出するため、フォークリフトで吊り上げた際に、ロープがずれて機器が傾き、排出事業者敷地内のアスファルト上に漏えいした。漏えいした PCB 含有油の付着したアスファルトは速やかに剥ぎ取り、周辺への流出はない。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の変圧器を運搬中の車両が高速道路上でスリップし、変圧器から低濃度

PCB 廃油が漏れ、道路を汚染した。

- ・ PCB 廃棄物収集運搬車両が、東北自動車道にて追突を受けた交通事故の事例。

③（①の回答が a の場合ご回答ください）また、その事例を他業者に周知していますか。

調査対象 8 自治体	
a 周知している	1 自治体
b 周知していない	7 自治体

④（③の回答が a の場合ご回答ください）具体的な方法・内容を教えてください。

（具体的な回答内容）

- ・ JESCO 及び北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会に情報提供。

(8) PCB 廃棄物の収集運搬に関する廃棄物処理法違反事例

① 貴都道府県市管内における、PCB 廃棄物の収集運搬に関する廃棄物処理法の法令違反（疑いを含む）に関する事案について、平成26年11月1日～平成27年12月31日の間の件数をご回答ください。

調査対象 115自治体
(平成26年度は113自治体)

自治体名	平成28年1月～ 平成28年3月	平成28年4月～ 平成28年12月
009 栃木県	0	1
012 千葉県	0	1
019 山梨県	0	1
024 三重県	0	1
083 岡山市	0	1
096 豊橋市	1	0
合計	1	5

② 具体的な事案について（対応に困った事例、特徴的な事例等）

（事例）

- ・ PCB 廃棄物の保管場所を変更する際、法の理解不足により、許可のない電気工事会社はその運搬を委託してしまった事例。
- ・ 運搬中の事故の原因として、PCB 廃棄物の車体への固定が甘かったものと考えられるため、事故顛末の対応後指導予定。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物（変圧器）が仲介者を通じて、無許可業者に処理委託され、その後、金属スクラップ業者に売却された。追跡調査により、金属スクラップ業者敷地内で発見されたため、排出事業者を持ち帰らせるとともに、関係者に対して警告文書を発出した。
- ・ 何らかの事情で収集運搬、処分の契約が結ばなかったにも関わらず、収集運搬業者が自社積替え保管場所へ低濃度 PCB 廃棄物を持ち帰った。処分ができず約2年間保管し続けていたが、排出事業者へは虚偽のマニフェストを返送していた。

8. 処理が滞っている事案について

(1) 排出事業者不明等による処理が滞っている事案について

① 平成27年10月15日付事務連絡「排出事業者不明等により PCB 廃棄物の処理が滞っている事例に関する調査について」において行った調査及び昨年度の調査において、当該調査以降に新たに把握された事案の詳細について、別紙に御回答ください。なお、上記調査で御回答いただいた内容は予め別紙に記載されておりますので、変更があった事例については当該変更箇所を赤字で記載してください。

調査対象 115自治体

自治体名	処理が滞っている事案 (件数)	自治体名	処理が滞っている事案 (件数)	自治体名	処理が滞っている事案 (件数)
001 北海道	30	041 佐賀県	1	084 宇都宮市	0
002 青森県	4	042 長崎県	3	085 富山市	0
003 岩手県	3	043 熊本県	6	086 秋田市	0
004 宮城県	7	044 大分県	3	087 郡山市	0
005 秋田県	0	045 宮崎県	14	088 大分市	0
006 山形県	3	046 鹿児島県	1	089 松山市	0
007 福島県	13	047 沖縄県	0	090 豊田市	0
008 茨城県	1	050 旭川市	0	091 福山市	2
009 栃木県	1	051 札幌市	3	092 高知市	0
010 群馬県	4	052 函館市	0	093 宮崎市	0
011 埼玉県	10	054 仙台市	0	094 いわき市	0
012 千葉県	7	055 千葉市	0	095 長野市	2
013 東京都	2	056 横浜市	4	096 豊橋市	1
014 神奈川県	1	057 川崎市	0	097 高松市	1
015 新潟県	15	058 横須賀市	0	098 相模原市	0
016 富山県	7	059 新潟市	1	099 西宮市	0
017 石川県	23	060 金沢市	0	100 倉敷市	1
018 福井県	5	061 岐阜市	1	101 さいたま市	2
019 山梨県	1	062 静岡市	0	102 奈良市	2
020 長野県	7	063 浜松市	2	103 川越市	0
021 岐阜県	4	064 名古屋市	10	104 船橋市	0
022 静岡県	5	065 京都市	5	105 岡崎市	0
023 愛知県	6	066 大阪市	1	106 高槻市	0
024 三重県	5	067 堺市	0	108 青森市	2
025 滋賀県	2	068 東大阪市	0	109 八王子市	0
026 京都府	4	069 神戸市	0	110 盛岡市	0
027 大阪府	1	070 姫路市	0	111 柏市	0
028 兵庫県	0	071 尼崎市	2	112 久留米市	1
029 奈良県	0	072 和歌山市	0	114 前橋市	0
030 和歌山県	10	073 広島市	0	115 大津市	0
031 鳥取県	6	074 呉市	0	116 高崎市	1
032 島根県	0	075 下関市	0	118 豊中市	1
033 岡山県	2	076 北九州市	0	119 那覇市	0
034 広島県	10	077 福岡市	2	120 枚方市	0
035 山口県	0	078 大牟田市	1	121 越谷市	0
036 徳島県	0	079 長崎市	0		
037 香川県	0	080 佐世保市	0		
038 愛媛県	0	081 熊本市	1		
039 高知県	1	082 鹿児島市	0		
040 福岡県	3	083 岡山市	1	計	281

② 排出事業者不明等により処理が滞っている事例について、本来の保管事業者（排出事業者）が JESCO の中小企業者等軽減制度（中小助成制度）に定義されるいずれの中小企業者等に分類されるかをご回答ください。

I 中小企業者等の法人（清算中の法人及び個人事業主を除く）

II 個人事業主

III 清算中（特別清算中又は破産手続中含む）の法人

IV 個人

V 上記以外の法人

VI 不明

自治体の回答について別紙に示す。

9. その他 PCB 廃棄物対策に関する自由意見 <重複あり>

●掘り起こし調査の情報提供等について 4 件

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物や安定器等についても、速やかにガイドライン等をお示ししていただきたい。
- ・ 国の基本計画においては、都道府県市に報告徴収及び立入検査の権限を活用して調査を徹底することを求めている一方、同機器が家電製品等と同様に、電気工作物に付随して使用される「電気使用機械器具」に位置づけられており、電気工作物のように電気事業法に基づいた届出制度が確立されていないことを認めているところである。現在、機器の所在の考え方については、(一社)日本照明工業会が示している昭和52年(1977年)3月以前の建物に使用された可能性があるとの見解しか確認できていないため、調査を実施するに当たっては、当該見解をもとにするほかに手だてがない。建物の実態把握の手段としては、法務局の建物登記、各市町村における固定資産税の家屋台帳が考えられるが、いずれも個人情報等の取扱い等の問題があり、入手が容易ではなく、仮に入手できたとしても、自家用電気工作物設置者の事業者数以上の調査対象が存在することが予想される。北九州・大阪・豊田事業エリアでは既に処分期間の末日まで5年を切っていることに鑑みれば、いち早く当該情報を入手することが必要であり、そのためには、当該情報の提供について、法務省、総務省が承認し、台帳等を保管する関係機関が当該調査に適した形態で都道府県等に対し情報提供するよう手続きの整備をいち早く実施すべきである。
- ・ 処分期間が迫り、予算も人員も限られる中、各関係機関の協力、役割分担が必須である。自家用電気工作物設置者データによる掘り起こし調査については電気事業法所管の機関が行い、廃棄物関連部局は電気事業法対象外のもの、PCB 特措法対象のものについて力を注ぐべきと考える。調査で未達となるものはそもそも台帳不備が要因であり、電気事業法所管の機関が対応すべきと考える。少なくとも情報提供は十分に行い、調査に全面的に協力することを要望する。
- ・ 提供頂いた電気工作物設置事業所のデータを市にて精査を行い掘り起こし調査を行ったが、現状においても住所や事業者が存在しない等の事例が散見され、調査効率が非常に悪い。そのため、国において早急に精度の高い情報の作成、提供を行っていただきたい。

●掘り起こし調査の支援等について 7 件

- ・ 安定器の PCB 含有調査は、機器毎にカバーを外して確認しなければならず、作業時間と労力がかかるため、調査補助制度があると、事業者による確実な掘り起こし調査が進むと思われる。
- ・ 県においても積極的に現地確認等行うこととしているが、例えば電気保安法人等においては、電気のプロであり、また実際に定期的に現場に行き、状況を確認することができる。そのため、機器の入替や処分等、PCB について、より一層の御指導をされるような体制づくりを促していただきたい。
- ・ 調査件数が膨大であり、調査効率を考慮すると、法的な義務でない掘り起こし調査が都道府県の人的・財政的にも大きな負担となっている。(普通交付税への算入ではなく、) 調査に必要な財源を措置していただきたい。

- ・ 未達及び未回答事業所を対象としたフォローアップ調査については、アンケート方式はなじまず、必ず現地確認が必要となるなど、地方公共団体の負担が大きいことから、十分な支援をお願いしたい。
- ・ PCB 特措法の改正により、高濃度 PCB 廃棄物は、計画的処理完了期限の 1 年前までに処理委託することが義務付けられたことから、国においても PCB 廃棄物処理対策への財政支援等を確実に講じていただきたい。早急な掘り起こし調査、立入検査、改善命令等の事務に要する経費について自治体に対する財政措置を確実に講じること。
- ・ 掘り起こし調査では、多数の未回答事業所が発生しており、そのフォローアップが必要である。さらに、使用中安定器の把握や早期処理の指導を行うにあたり、都道府県市の人的・財政的負担が大きくなる傾向がみられる。国からの支援の拡充をお願いしたい。
- ・ 高圧受電設備のない施設においても、モーター等を使う動力源の配電盤や操作盤等に、低圧進相コンデンサーが使われている事例があり、全国でも幅広く存在していると思われるが、PCB に関する各種情報、情報サイト、パンフレット、また、掘り起こし調査においても、低圧進相コンデンサーを想定した具体的な情報はない状況である。対策を強化すべきと思われる。

●掘り起こし調査の技術的なことについて 5 件

- ・ 今までの掘り起こし調査の主な対象としている、変圧器、コンデンサー、安定器以外にも、X線発生装置やシーリング材にも PCB を含んでいる物があり、それらの掘り起こし方法についても調査手法を示すとともに、製造者に対し使用者への十分な周知を行うよう指導いただきたい。
- ・ 昨年 12 月にマニュアル第 3 版が送付されたが、フォロー調査において、アンケート調査回答済みの事業者に対する電話連絡や現地確認が追加されていた。マニュアル改訂のたびに調査計画を見直しして予算確保することは非常に困難である。また、安定器のマニュアルも示されておらず、調査完了時期を決めることも難しい。
- ・ 近づくと感じ電ややけどのおそれがある設備にあつて、PCB 含有のおそれのある機器に対する知識のない職員が現地確認しても、十分な掘り起こし調査ができないことが危惧される。各都道府県市に PCB 含有の機器に詳しい技術者が必要である。
- ・ 自家用電気工作物設置者リストに基づきアンケートを実施する方法が貴省から示されているところであるが、低濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査についてはどうお考えか。自家用電気工作物以外にも、橋梁塗膜、医療用レントゲン機器等に、PCB が混入しているなどの事例を耳にしており、自家用電気工作物の掘り起こし調査を 100%完遂しても、全ての PCB 廃棄物の掘り起こしが終わったと言えない。PCB を使用した製品として、自家用電気工作物が大部分を占めていることは間違いないが、自家用電気工作物以外の低濃度 PCB の掘り起こしの方法については、未だ掘り起こしマニュアルに示されていないことから、早期にマニュアル等の整備をお願いしたい。
- ・ 立入調査を実施した際、キュービクル内など確認するが、実際に感電の恐れがどれだけあるものかなどの知識はなく、十分な確認等が行えない。また実際、高圧変圧器、高圧コンデンサー以外に、PCB を含有している恐れのある機器がどういったものなのかといった知識もなく、どこまで確認作業が十分に行えているのかと不安を感じる。

●掘り起こし調査 その他について 10件

- ・ 自家用電気工作物以外の PCB 廃棄物等の掘り起こしのためには、建築基準法、ビル管理法等の他法令の届出等から、建築年代や施設管理者の連絡先等の情報を入手することが必要であるため、これらの情報共有が円滑に行えるよう、省庁間で協議をしていただき、自治体の各法所管部局に周知を図っていただきたい。
- ・ 建設工事に伴って PCB 廃棄物が発見されることが想定される。そのため建設業者や電気工事業者に対し、事前に撤去する電気機械について PCB 含有の有無の確認および所有者への確認結果の説明を実施させ、所有者に届出および JESCO への登録を促すなど対応が必要であると考ええる。
- ・ 保管場所が会社跡地で無人の状態であり、保管事業者は県外にいるため、電話による口頭指導および郵送による文書指導を行っているが、改善がみられず対応に苦慮している。他都道府県との連携の強化が必要であると考ええる。
- ・ 固定資産税課税データは建物の建築年や所有者などの情報が整理されており、安定器の掘り起こし調査には非常に有用であるため、廃棄物処理法第23条の5により昭和52年以前に建築された建物について担当課へデータ提供を依頼したが、地方税法第22条を根拠にデータ提供を拒否された。安定器の処分期間を考えると、早急に掘り起こし調査が必要であるため、総務省より各自治体の税務部門に対し、安定器の掘り起こし調査へ協力するよう働きかけていただきたい。
- ・ 掘り起こし調査のフォローアップ調査①にて、対象事業場の電気主任技術者や、事業場の建築業者に問い合わせを行った際に「平成に入ってから建てた新しい建物なので、PCB 含有機器は使用していない」という回答が複数の事業場の問い合わせの際に聞かれた。(他の事業場から PCB 廃棄物を持ち込んだ場合を除き) 建築物の建築年月を参考にたとえば「平成〇〇年以降に建てられた事業場は掘り起こし調査対象外とみなして構わない」といった線引きを作ることはいかならない。
- ・ 変圧器・コンデンサー等の掘り起こし調査は各自治体において進んでいるが、安定器等の自家用電気工作物以外のものについては未だ手をつけていない自治体がほとんどである。豊田エリアは変圧器等よりも安定器等の方が処理期限が早いいため、掘り起こし調査をすぐにでも行う必要がある。早急にマニュアルの整備をお願いしたい。
- ・ 昨年12月にマニュアル第3版が送付されたが、フォロー調査において、アンケート調査回答済みの事業者に対する電話連絡や現地確認が追加されていた。マニュアル改訂のたびに調査計画を見直しして予算確保することは非常に困難である。また、安定器のマニュアルも示されておらず、調査完了時期を決めることも難しい。
- ・ 未達及び未回答事業所を対象としたフォローアップ調査については、アンケート方式はなじまず、必ず現地確認が必要となるなど、地方公共団体の負担が大きいことから、十分な支援をお願いしたい。
- ・ PCB 廃棄物(使用製品)の期限内処理にあたり、廃棄物関連部局のみでの対応は困難である。経済産業省、電気保安関係、電気工事関係、製造メーカーにおいても各々主体的に行動し、密に連携する必要があると考える。
- ・ 一事業所における数が多く、調査にかかる労力が大きい。また主任技術者の点検委託の範

囲外であることが多く、主任技術者がいない(高圧を引いていない)事業所も多いので、電気関係に不案内な者にも実行できる統一された点検マニュアルの整備をお願いしたい。

●支援等（掘り起こし以外）について 14件

- ・ 事業者自らが PCB 含有の機器を調査し、取り替えを進められる資金的な支援制度を求める声が多い。経済産業省関係当局に積極的に働きかけていただきたい。
- ・ 蛍光灯安定器を多数保管する中小企業から、補助制度を受けても高額となるため、処理費用の工面について相談があった。JESCO の分割制度の年率は非常に高く、対象金額も低い。また、融資制度も PCB 廃棄物の処理に特化したものや優遇措置もないため、零細企業のための制度の拡充について検討いただきたい。
- ・ 行政代執行において、要した費用の徴収が困難になる場合が想定されるため、自治体に財政の負担が生じることのないよう、新たな財政支援の仕組みを構築していただきたい。
- ・ PCB 特別措置法改正に伴い自治体が行う事務の増加に係る財政措置は、適正に行っていただきたい。特に、行政代執行においては、要した費用の徴収が困難になる場合が想定されるため、自治体には財政の負担が生じることのないよう、新たな財政支援の仕組みを構築いただきたい。
- ・ 経済産業省の指導によっても期限内処理が達成されなかった場合においては、都道府県知事に指導権限が無かったことに鑑み、国による行政代執行または代執行費用の全額措置をお願いしたい。
- ・ PCB 使用製品の使用中止と期限内処分の指導において、代替機器の購入費が捻出できないなど、経済的な隘路が多い。また、仮に行政代執行に至った場合、使用中の機器を撤去処分しようとする、たちまち倒産に至る事業者の存在も考えられるため、あらたな支援策を充実されたい。
- ・ PCB 特措法の改正により、高濃度 PCB 廃棄物は、計画的処理完了期限の1年前までに処理委託することが義務付けられたことから、国においても PCB 廃棄物処理対策への財政支援等を確実に講じていただきたい。行政代執行について自治体には財政負担が生じることのないよう、確実に財政措置を講じること。
- ・ PCB 廃棄物の期限内処理を促進するにあたり人員、予算の確保等が必要である。国から自治体への予算措置や支援を十分に講じるよう要望する。
- ・ 事業者に対し、高濃度 PCB 含有電気工作物の廃棄だけでなく、処分までの一連流れについての説明もお願いしたい。また、一部非協力的な電気主任技術者がいるため、協力について強くお願いしたい。
- ・ PCB 使用製品・廃棄物が期限内に確実に適正に処理されるよう、早期処理促進のため、保管事業者へのインセンティブ拡充などの取組みを充実いただきたい。
- ・ 現在、高濃度 PCB 廃棄物については、『ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金』により補助を受けられるが、低濃度 PCB 廃棄物についても、補助もしくは融資を受けられるように、そういった制度を国の方で設けていただきたい。
- ・ 濃度不明の機器等を保管している事業者が多々いるが、電話等で状況を聞くと、補助制度があれば濃度測定するという意見が多い。H21～H23 年度まで行っていた補助制度と同様の事業を再度行って頂きたい。

- ・ 全国には、PCB を含有する絶縁油を使用した可能性のある変圧器やコンデンサー等の電気機器が大量に存在するとされているが、PCB を含有しているかが不明なため、それらの電気機器の保管を長期にわたって義務付けられている事業所が相当数ある。そこで、これらの事業所のうち中小企業等資金力に乏しい事業所に対し、保管する電気機器に PCB を含有する絶縁油が使用されているかどうかを分析するために必要な経費を助成する制度を設け、PCB 廃棄物の処理を加速する必要があると思われる。
- ・ 和歌山県内の PCB 含有安定器を、JESCO 北九州事業所まで収集運搬する費用について、保管事業者の負担感が強く、納得しない事業者がある。近畿エリア内に PCB 廃棄物の積み替え保管施設があれば、より安く運搬できるものとする。

●使用中の PCB 含有機器等について 8 件

- ・ 使用中のコンデンサーについては絶縁油のサンプリングを行うために機器を廃止させる必要があることから、現状では継続使用の意思を示す事業者に対する強い指導は困難である。については、機器の継続使用が可能な絶縁油のサンプリング手法の開発のほか、所有事業者に対する法令上の濃度把握義務の明確化を図っていただきたい。
- ・ コンデンサーのような密閉機器は PCB 濃度分析を行うことにより結果的に PCB が含まれていなかった場合も使用できなくなる（採油により穴をあけるため）。低濃度 PCB の実態把握が進まない要因の一つとなっているため、機器交換に係る補助制度の創設などが必要と考える。
- ・ 蛍光灯用安定器については、環境省のパンフレットや掘起し調査等により、PCB 含有の調査や廃棄について周知されている。一方で、数の多い街路灯用安定器については、PCB 含有の調査や廃棄についての周知が充分ではない印象を受ける。地方公共団体が街路灯用安定器の調査や廃棄に関して周知する際に、国の通知や資料等に分かりやすく明示されていると周知がより効果的になると考えられるため、関係省庁から街路灯を所管している事業者や行政に対する、こうした周知について検討をお願いしたい。
- ・ 使用中の PCB 含有安定器の把握の方法が課題である。一般の事業用建築物の管理者は、蛍光管は見たことがあっても、安定器の取り付け位置までは把握していない可能性がある。具体的な取り付け位置等の技術的な情報の周知を求めたい。
- ・ 使用中のコンデンサーの含有検査について破壊しなければ検査ができないので、検査を行えない事業者が多い。判別のマニュアルや非破壊検査（又は修復可能な検査）の手法が必要と思われる。
- ・ 一事業所における数が多く、調査にかかる労力が大きい。また主任技術者の点検委託の範囲外であることが多く、主任技術者がいない（高圧を引いていない）事業所も多いので、電気関係に不案内な者にも実行できる統一された点検マニュアルの整備をお願いしたい。
- ・ 事業者は、保有電気機器について PCB 含有の有無を確認するよう求めると、保守業務を委託している業者を通じて確認作業を行う場合がある。しかし、受託業者が誤った判断（微量の可能性が否定できない場合でも、検査もせずに非 PCB と判断するなど）をする場合が散見される。また製造メーカーに PCB 含有の有無を確認した際、使用中の微量 PCB 含有電気機器については廃棄時に検査をすればよく、処理期限（平成 39 年 3 月末）には捉われないと間違った説明を行う者もいた。このような状況だと、せっかく事業者が PCB 含有の有無を確認し

ても、誤った判断をしてしまい、期限内の処理はできない可能性も多分に出てくると思われる。

- ・ PCB 使用製品のうち、低濃度の可能性がある変圧器やコンデンサーについては、所有者の認識も低く、濃度測定が進まないため、使用の廃止が計画的に行われたい可能性が高い。特に、コンデンサーについては使用中のものは濃度測定ができないため、効率的な指導が困難な状況となっているので、計画的処理期限内での確実な処分を担保する観点からも、濃度測定を制度化していただきたい。

●国の広報等について 21件

- ・ PCB 問題の発生から今日まで相当年月が経過し、特に昭和 40 年代に高濃度のコンデンサー等を使用していた中小企業は、相当数が既に廃業している。零細企業や個人事業主は、廃業後は電気保安協会等の業界団体とも縁が切れてしまい、更に保管状況の届出もしていないような場合には、完全に法律や処理の周知ができなくなり、自宅や倉庫に PCB 廃棄物を退蔵したまま処理期限後に保管が発覚するといった事態になりかねない。こういった廃業個人にも PCB 廃棄物の処理に関する情報を行き届かせるための方策を検討する必要が求められる。具体的には、新聞や TV 等のメディアを活用し、国民全体に周知する等の方法が考えられる。
- ・ PCB 特措法施行から約 15 年となるが、未だ PCB 廃棄物の処理の必要性を理解している人が少ない。国において、マスメディア等を用いて大規模かつ継続的に普及啓発を行っていただきたい。
- ・ 現在掘り起こし調査を行っている上で、調査対象者は PCB の期限内処理について理解していないことが多く、当事者意識が希薄である。このため、掘り起こし調査を円滑に行うためには、PCB に関する広報を同時に行うことが重要と考える。環境省における広報活動については、高濃度 PCB 廃棄物の処理期限が一番早く到来する北九州事業エリアに焦点をあてた広報活動を行うとのことであるが、現在全国で掘り起こし調査を行っていることを踏まえ、北九州エリアだけでなく、全国規模での広報活動を行っていただきたい。
- ・ 全ての PCB 使用製品・廃棄物の処理期限までの早期かつ適正な処理の必要性等に関して、国の責任において、マスメディア等を活用した広報・啓発を積極的に実施いただきたい。また、未だ把握されていない PCB 使用製品・廃棄物の掘り起こし調査については、自治体任せではなく、国の責任において実施いただきたい。
- ・ 広報については、効果の高いテレビ、新聞等による広報をお願いしたい。
- ・ PCB 特措法の改正により、高濃度 PCB 廃棄物は、計画的処理完了期限の 1 年前までに処理委託することが義務付けられたことから、国においても PCB 廃棄物処理対策への財政支援等を確実に講じていただきたい。期限内に確実に処理させるため、事業者等への広報・啓発活動を国が積極的に行うこと。
- ・ 地方自治体による取り組みは行っているものの限界があるため、国において、デジタル放送移行時やメーカーによる欠陥製品の回収などの広告のように、あらゆるメディアを通じ、PCB 廃棄物の期限内処理について広く国民に周知していただきたい。
- ・ PCB 廃棄物の期限内処理について広く国民に周知する必要がある、国が、デジタル放送移行時やメーカーによる欠陥製品の回収などの広告のように、一度きりではなく、常時、あらゆる

るメディアを通じて、全国的広報を行うことを要望する。

- ・大阪府から広報誌一斉掲載の要請があるが、JESCO の事業エリアも異なる一自治体からの要請には対応しづらい。趣旨については大いに賛同するので、国において呼びかけ、とりまとめを行うことを要望する。
- ・国から各自治体への依頼等においては、期間を十分に設けた上で行うことを要望する。(11月10日付けメール依頼の「PCB 廃棄物早期処理に関する広報周知」については、依頼があった時点で、本県が活用できるほとんどの広報手段の締め切りを過ぎており、当該依頼への対応が叶わなかった。)
- ・国内における処理期限を周知し、大使館、領事館、米軍等の施設の PCB 廃棄物(疑い、使用製品を含む。)が適正かつ期限内に処理されるため、関係機関と調整するよう要望する。
- ・マスメディア等を活用し、PCB 廃棄物の早期処理に向けた広報活動を行い全国の事業者へ周知を図ること。
- ・PCB 廃棄物の早期処理に向けて、テレビ、新聞等による全国的な広報を検討いただきたい。
- ・自治体単位で行う広報には限界があるため、テレビやラジオ、全国紙等での広報を環境省が行ってほしい。(PCB 処理については本社で管理しており、本社の指示がなければ支店レベルでは処理できないという事業場もあり、全国で統一した広報が必要。)また、各種団体(電気保安法人以外の経済関係団体も含む。)の広報についても、引き続き、全国的に積極的に行ってほしい。
- ・当市の自家用電気工作物設置事業者以外の事業者は、PCB のことを知らない者が大多数を占めている。このことから、今後必要とされる安定器等の掘り起こしが円滑に進むために、マスメディアを利用した全国的な規模の周知が必要と考える。
- ・少しでも多くの事業者が、PCB について関心を持ってもらえるようなテレビ番組を放送してほしい(ドキュメンタリー番組やニュースを解説する番組、雑学を扱う番組など)。
- ・自治体で様々な方法で周知を行っているが、どうしても周知の範囲や内容に制限があり不十分である。国が力を入れて、処分期限や PCB の有無の判別方法等を、大手メディア等を利用して広く周知徹底してもらいたい。
- ・市において周知は行いが、国においてもテレビ、CM等を用いて PCB 機器掘り起こしと処分に係る周知を早急に行っていただきたい。
- ・テレビ・新聞等に、国として積極的に広告をしてほしい。
- ・処理までに時間がないこと、期限が過ぎたら処分できなくなることを強調する広報をすべきである。
- ・蛍光灯用安定器については、環境省のパンフレットや掘起し調査等により、PCB 含有の調査や廃棄について周知されている。一方で、数の多い街路灯用安定器については、PCB 含有の調査や廃棄についての周知が充分ではない印象を受ける。地方公共団体が街路灯用安定器の調査や廃棄に関して周知する際に、国の通知や資料等に分かりやすく明示されていると周知がより効果的になると考えられるため、関係省庁から街路灯を所管している事業者や行政に対する、こうした周知について検討をお願いしたい。

●低濃度 PCB 処理に対する処理費用軽減措置等について 15件

- ・PCB 使用製品のうち、低濃度の可能性がある変圧器やコンデンサーについては、所有者の認

識も低く、濃度測定が進まないため、使用の廃止が計画的に行われたい可能性が高い。特に、コンデンサーについては使用中のものは濃度測定ができないため、効率的な指導が困難な状況となっているので、計画的処理期限内での確実な処分を担保する観点からも、濃度測定を制度化していただきたい。

- ・ 検査、運搬、処分の費用について、高額であることと「なぜ自分たちが費用を出さなければならないのか」という意見が根強くある。(特に個人で低濃度 PCB 廃棄物を保管している者) 全額では無くても費用負担軽減することはできないか。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物(特に微量 PCB 汚染廃電気機器等)についても、分析費用や処理費用の助成などに、基金を活用できる制度を創設してほしい。
- ・ 現在、高濃度 PCB 廃棄物については、『ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金』により補助を受けられるが、低濃度 PCB 廃棄物についても、補助もしくは融資を受けられるように、そういった制度を国の方で設けていただきたい。
- ・ 全国には、PCB を含有する絶縁油を使用した可能性のある変圧器やコンデンサー等の電気機器が大量に存在するとされているが、PCB を含有しているかが不明なため、それらの電気機器の保管を長期にわたって義務付けられている事業所が相当数ある。そこで、これらの事業所のうち中小企業等資金力に乏しい事業所に対し、保管する電気機器に PCB を含有する絶縁油が使用されているかどうかを分析するために必要な経費を助成する制度を設け、PCB 廃棄物の処理を加速する必要があると思われる。
- ・ 管内の一事例として、養鰻業を廃業し、微量 PCB 汚染の変圧器 4 台を自宅で継続保管している高齢者の個人がいる。以前は高濃度のコンデンサーも 1 台保管していたが、こちらは 95%補助で何とか処分完了した。しかし、変圧器 4 台については補助制度がなく、年金生活の中で処分費用(数百万円)など到底捻出できないと毎年申立がある。このように、資金力不足のために低濃度 PCB 廃棄物処分費用の全額負担が事実上不可能となっている事業者は、全国に相当数あると思われる。そのため、低濃度 PCB 廃棄物の処分に対しても補助金制度を設ける等の対応を早急に行う必要があると思われる。制度設置に当たっては、廃業した個人に限る等の工夫も考えられる。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理には助成制度がないため、中小企業等においては低濃度 PCB 廃棄物の処理費用が高濃度 PCB 廃棄物の処理費用を上回ることがある。高濃度 PCB 廃棄物と比べて危険度(濃度)が低いにも関わらず処理費用が高額となることから、保管事業者等の理解が得られないことが多いため、助成制度を設立してほしい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物には重量の大きい変圧器等が存在し、処理費用が高濃度 PCB 廃棄物の高圧コンデンサーと同程度の費用がかかるものがある。低濃度 PCB 廃棄物についても高濃度 PCB 廃棄物の中小企業者等助成制度のような補助制度の構築が必要である。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物については、濃度分析が必要なケースがあるなど実態把握が難しく、処分費用の軽減制度も設けられていないことから、処理促進にあたっては高濃度 PCB 廃棄物以上に困難を伴うと考える。濃度分析の義務づけ、機器入替への補助、処分費用の軽減など、実態把握、処理促進のための施策を検討してほしい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理費用、高濃度及び低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬費用について中小企業及び個人事業者等へ財政支援を行うこと。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理費用についても財政措置を取ってほしい。

- ・ 低濃度処理といっても安価ではなく、特にコンデンサーについては、新たに取替えないと PCB の有無が確認できない。また、倒産等により個人となった者も存在することから、低濃度 PCB 廃棄物の処理を終えた事業者との公平性は欠くが、零細企業や個人に対して、何らかの処理費用の軽減措置が必要と考える。
- ・ 低濃度の PCB 機器の処分費について、中小企業に対する補助制度を創設してほしい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理費（収集運搬費及び処分費）において、国からの助成金等を検討してほしいと考えます。（本市内での保管事業者（特に中小企業者等）において、処理費を負担することがむずかしいとの意見が多く寄せられるため。処理費の捻出どころか、事業の運営もぎりぎりという企業も多い。）
- ・ 届出提出時や立入検査時に、低濃度 PCB 廃棄物保管事業者から、処分費用の工面が難しく目処がなかなか立たないため、高濃度 PCB 廃棄物と類似の補助制度があれば、すぐに活用して処分したいとの希望が出されることが多くあり、早期処分に向けての障害となるのが費用負担であると強く感じます。すぐには難しいかもしれませんが、処分費用補助について御検討いただき、制度化していただけると、早期処分に向けて弾みになると思います。

●PCB 廃棄物の分析に対する補助について 3 件

- ・ 濃度不明の機器等を保管している事業者が多々いるが、電話等で状況を聞くと、補助制度があれば濃度測定するという意見が多い。H21～H23 年度まで行っていた補助制度と同様の事業を再度行って頂きたい。
- ・ 疑いがあるものや銘板不明な廃棄物を保管する事業者（もしくは個人）であって、破産等により資力不足である場合に対する分析費用等の補助制度について検討いただきたい。
- ・ 検査、運搬、処分の費用について、高額であることと「なぜ自分たちが費用を出さなければならぬのか」という意見が根強くある。（特に個人で低濃度 PCB 廃棄物を保管している者）全額では無くても費用負担軽減することはできないか。

●PCB 廃棄物の収集運搬に対する補助について 8 件

- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処分費用については、独立行政法人環境再生保全機構の PCB 廃棄物処理基金による中小企業等を対象とした補助制度があるが、収集運搬費に係る補助はない。高濃度 PCB 廃棄物については、処理先が JESCO のみであり、特に安定器等・汚染物は遠方への運搬が必要となるため、収集運搬費が高額となり、排出事業者にとって大きな負担となっていることから、補助制度を設立してほしい。
- ・ 和歌山県内の PCB 含有安定器を、JESCO 北九州事業所まで収集運搬する費用について、保管事業者の負担感が強く、納得しない事業者がある。近畿エリア内に PCB 廃棄物の積み替え保管施設があれば、より安く運搬できるものとする。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処分費用については中小企業者等助成制度があるが、収集運搬費用については補助制度がない状況。香川県から JESCO 北九州 PCB 処理事業所への収集運搬費用の相場は 10 万円前後と聞いており、財政的に余裕がない事業者にとっては負担が大きく、対策が必要である。
- ・ 自治体における PCB 廃棄物の処理費用について財政措置を取ってほしい。
- ・ （高濃度を含み）処分費用より運送費が高額になり説明がしにくい。運送費についても中小

企業に対する補助制度を創設してほしい。

- ・ JESCO への収集運搬費用が高額で、中小企業にとって大きな負担となっています。このため、この負担を軽減する補助制度を設ければ、処理の促進につながるものと考えます。
- ・ 検査、運搬、処分の費用について、高額であることと「なぜ自分たちが費用を出さなければならないのか」という意見が根強くある。(特に個人で低濃度 PCB 廃棄物を保管している者) 全額では無くても費用負担軽減することはできないか。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理費用、高濃度及び低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬費用について中小企業及び個人事業者等へ財政支援を行うこと。

●保管者の破産、死亡等に対する取扱いについて 4 件

- ・ 法人が破産した後に、譲渡の例外に該当する譲受け者がいない場合、元役員に処理責任があると考えられ、元役員に届出や処理等を指導していききたいが、現行の制度では明文化されておらず対応に苦慮している。
- ・ 破産者を含めた資金力が乏しい事業者が PCB 廃棄物を保管しており、適正処理を進められない事例がある。当該事業者は連絡がつかなかったり、資金力に乏しく処理する意思がみられなかったりするなどとても困難な状況である。処分期限日を超過すれば行政代執行となると想定されるが、周辺土地への悪影響がただちにみられない場合それまで待つしかないのか、他に指導方針として良いものがあるのか助言を頂きたい。また、破産者ではなく、土地の所有者に対し、残存している PCB 廃棄物の適正処理の話をした場合、処理の意思がない場合があり、当該事例において、土地所有者へ文書指導が可能かどうかについて助言を頂きたい。
- ・ 保管者の倒産や死亡に伴い、PCB 廃棄物の処理責任を引継ぐ者を明確化するために、譲渡や相続に関し、処理責任の所在を明確に示す指針を設けていただきたい(競売や相続時の放棄を防ぐため)。
- ・ 現時点での指導と不公平感を生じない為にも、破産等により処理が滞っている事案等に対する対応策を早急に検討頂き、指針等を示していただきたい。
- ・ PCB 問題の発生から今日まで相当年月が経過し、特に昭和 40 年代に高濃度のコンデンサー等を使用していた中小企業は、相当数が既に廃業している。零細企業や個人事業主は、廃業後は電気保安協会等の業界団体とも縁が切れてしまい、更に保管状況の届出もしていないような場合には、完全に法律や処理の周知ができなくなり、自宅や倉庫に PCB 廃棄物を退蔵したまま処理期限後に保管が発覚するといった事態になりかねない。こういった廃業個人にも PCB 廃棄物の処理に関する情報を行き届かせるための方策を検討する必要が求められる。具体的には、新聞やTV等のメディアを活用し、国民全体に周知する等の方法が考えられる。

●届出、登録等について 8 件

- ・ 現在、PCB 廃棄物を紛失した者について、法第 3 条違反に関する指導票を交付（文書指導）したり、福井県の独自様式である紛失届出書を提出させたりと様々な方法で指導しているが、今後の指導方針について助言を頂きたい。
- ・ PCB 含有機器が廃棄物となった後に PCB 含有物と知りつつ廃品回収に出したり売却したりす

るなど不適正処分した事業者がおり、当該事例は悪質といえる。警察へ告発する対応を考えているが、警察と協力して PCB 特措法に係る指導および罰則を適用した事例はあるのか教えて頂きたい。

- ・ 高濃度・低濃度とも全ての PCB 廃棄物がなくなった事業者が、処分終了届を提出しても、さらに次年度に毎年度の届出書を提出させる制度を、例えば処分終了届と併せて毎年度の届出書に準じた内容を記入させることをもって変えることができる運用ができるようにする等、簡略化していただきたい。
- ・ 事業者が電子データで届出を提出し、県がシステムにそのデータを取り込むなどして加工せずにシステム反映できるようにしてほしい。省力化の点、誤入力防止の点からもこれは必須と考えます。
- ・ 法第 8 条第 1 項の規定に基づく届出書の様式が大きく変更されたが、以前の様式で届出書を提出された場合、新様式での届出をすることと指導する予定であるが、環境省から様式を変更したことの周知は考えているのか教えて頂きたい。
- ・ 高濃度 PCB 使用製品の廃棄を終了、または PCB 廃棄物の処分を終了した場合、法第 10 条第 2 項の届出が必要となるが、20 日以内に届出せず、法第 8 条第 1 項の規定に基づく届出時にあわせて届出してきた場合、遅延理由書の提出の必要性はあるか教えて頂きたい。
- ・ 平成 28 年 8 月施行の改正 PCB 特措法の中で、掘り起こし調査等により新たに PCB 廃棄物の保管又は PCB 使用製品の所有が判明した事業者には、速やかな届出を指導することとされた（H28.8.1 付け環境省課長通知 p 7 等）。しかし、現状の様式第一号（一）は、各欄が前年度の状況を記載する体裁になっている。このため、保管又は所有が判明した年度中に届出させる場合に、事業者側では記入方法が分かりにくく、行政側も指導に苦慮している。現状、当課では 1. の②又は 2. の②に記載させ、「今年度発生」と注記を加えて受付している。新規の保管又は所有に対しても速やかな届出をさせるのであれば、混乱を避けるため、「保管又は所有開始届出書」といった様式を法改正もしくは通知等により設けてほしい。
- ・ 期限内かつ早期に処理完了させるために経なければならない手続きであることは承知しているが、事業者による登録手続きを指導する手間をかけるくらいであれば、むしろ自治体が保有する特措法届出データを活用し、登録する方法を検討していただきたい。

●法律等について 3 件

- ・ 使用中のコンデンサーについては絶縁油のサンプリングを行うために機器を廃止させる必要があることから、現状では継続使用の意思を示す事業者に対する強い指導は困難である。ついては、機器の継続使用が可能な絶縁油のサンプリング手法の開発のほか、所有事業者に対する法令上の濃度把握義務の明確化を図っていただきたい。
- ・ 平成 28 年 8 月施行の改正 PCB 特措法の中で、掘り起こし調査等により新たに PCB 廃棄物の保管又は PCB 使用製品の所有が判明した事業者には、速やかな届出を指導することとされた（H28.8.1 付け環境省課長通知 p 7 等）。しかし、現状の様式第一号（一）は、各欄が前年度の状況を記載する体裁になっている。このため、保管又は所有が判明した年度中に届出させる場合に、事業者側では記入方法が分かりにくく、行政側も指導に苦慮している。現状、当課では 1. の②又は 2. の②に記載させ、「今年度発生」と注記を加えて受付している。新規の保管又は所有に対しても速やかな届出をさせるのであれば、混乱を避けるため、

「保管又は所有開始届出書」といった様式を法改正もしくは通知等により設けてほしい。

- ・ 期限内かつ早期に処理完了させるために経なければならない手続きであることは承知しているが、事業者による登録手続きを指導する手間をかけるくらいであれば、むしろ自治体が保有する特措法届出データを活用し、登録する方法を検討していただきたい。

●PCB 汚染物の入口基準等について 5 件

- ・ 低濃度 PCB 汚染物を測定した際、定量下限値の違いにより検出されたりされなかったりすることがあるため、低濃度 PCB 汚染物に該当するか否か判断に迷うことがある。そのため、低濃度 PCB 汚染物の入口濃度（「付着している物 1 キログラムにつき〇ミリグラム以上」など）について設定していただきたい。
- ・ いわゆる入口基準が定められていないものが卒業基準を下回る場合に、これまでも PCB 廃棄物の該当性の判断に疑義が生じていたため、廃重電機器等以外にも統一的な基準を国として定めていただきたい。各自治体の判断がまちまちの中、処理費用に係る損害賠償請求を受ける可能性もある。
- ・ 汚染物が PCB 廃棄物に該当するかどうかの問い合わせがあるが、PCB 汚染物の入口基準が設けられておらず、判断に苦慮することが多い。PCB 汚染物の入口基準やその検定方法を示してほしい。
- ・ 廃重電機器等について、機器毎に測定した当該廃電機器等に封入された絶縁油中の PCB 濃度が処理の目標基準である 0.5mg/kg 以下であるときは、当該廃重電機器等は PCB 廃棄物に該当しないものであることとされているが、廃重電機器以外の PCB 廃油についても当該基準を適用してほしい。
- ・ 本市において橋梁の塗膜くずを保管している事業者が存在するが、指導に苦慮している。PCB 廃棄物か否かの判断ができかねるものが塗膜くず以外にも未だ多数存在する。これでは期限内処理はさらに厳しい状況となるため、環境省で線引きをする必要があると考える。

●PCB の製造者責任について 2 件

- ・ 今までの掘り起こし調査の主な対象としている、変圧器、コンデンサー、安定器以外にも、X線発生装置やシーリング材にも PCB を含んでいる物があり、それらの掘り起こし方法についても調査手法を示すとともに、製造者に対し使用者への十分な周知を行うよう指導いただきたい。
- ・ メーカーにおいて、自社の PCB 使用製品に対しての情報提供・対応が十分でなく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への参加もない。製造者としての責任を十分に果たすべきと考える。

●その他 7 件

- ・ 全ての PCB 廃棄物を期限内に漏れなく処理するため、掘り起こし調査や広報活動を徹底していく必要があると考えているが、そうした活動を行ったとしても処理期限経過後に PCB 廃棄物が発見される可能性は否定できない。そういった場合の対応はどのように考えているのか伺いたい。
- ・ 平成 24 年 4 月 13 日時点において、汚染廃棄物対策地域内に存在した PCB 廃棄物は「対策

地域内廃棄物」に該当すると思料されるので、国の責任において当該 PCB 廃棄物の処理を実施すべき。

- ・ 電気保安事業者の中には、経済産業省には報告することで十分であるとして、県の調査等には非協力的な事業者が多いことから国において、都道府県に対する協力を呼びかけられたい。
- ・ 微量疑い機器の PCB 濃度分析方法について、保管事業者等からの問い合わせが多いが、PCB 濃度分析業者は計量法等で直接許認可等がされていないものであるため、紹介することが難しい。保管事業者等に対して、PCB 濃度分析業者を広く周知するため、リスト化等の対策が必要である。
- ・ 電気事業法対象のものについては、特例処分期限日を過ぎて廃棄物として廃棄物関連部局へ引き継ぐことがないよう関係機関が十分に対応することを要望する。
- ・ 国が、大使館・領事館や米軍施設における PCB 廃棄物・使用製品の期限内処理について、関係機関への働きかけを行うことを要望する。
- ・ 処分について非協力的な保管事業者への指導について、他自治体での効果的な手段、内容等があれば、情報共有をお願いしたい。